

いうふうな状況に立ち至っておりまして、供給の主力がだんだんと山砂利、陸砂利の方向に向かいつつあるのが現状でございます。したがって、従来考えておりませんようなそういう形態での災害、公害等が発生するに至ったわけでございます。それで、現在の砂利採取法は昭和三十一年に制定されたわけでございますけれども、当時におきます供給力の大宗をなしておりましたのは河川砂利でございます。先ほど申し上げましたような山砂利、陸砂利等が相当量供給されるということが前提になっておりません状況で立案されたもので、したがって、これに対する公害対策と申しますか災害対策という面につきましましては、ささか不十分な点があるのではないだろうか、このように考えまして、この際むしろ災害防止の観点から抜本的に現行法を見直してみたい、こういうことで御提案申し上げたわけでございます。

○岡本(隆)委員 従来の砂利採取法がどちらかといえは業者の保護あるいは奨励といった形をとっておりまして、今度は災害防止、したがって国土保全の形でもってこの砂利採取の問題と取り組むたい、こういうような御意向のようには思います。したがって、今度は相当、いわば奨励法から取り締まり法に性格が変わる、こういうふうな理解すべきであると思うのでございますが、それでよろしいですか。

○吉光政府委員 御指摘いただきましたとおり、災害防止という観点から立案いたしておるわけでございますけれども、災害防止でただ単に取り締まりを強化するというだけではほんとうの意味の災害防止ということにならない面もあるかと思っております。そのためにはやはり砂利採取業者の健全な発展というふうな、体質の改善と申しますか、そういうことが伴いまして初めて災害防止の手段が確保できるということになるのではないかと考えておるわけでございます。しかし、ねらいはあくまでも災害防止に置いておるわけでございまして、したがって、このたびの法案の第一条におきましても、災害防止を先に行

たつて規定いたしておる次第でございます。

○岡本(隆)委員 この砂利採取法の改正が問題になりましたのは数年前からでございます。ことに私のほうの地元では、阪神方面の砂利需要の非常な増大に對しまして川砂利が底をついてまいりましたので、どんな山やおかを掘り始めたというところの原因に因つておるわけでございますが、昨年の七月に西日本の豪雨と一緒に、たいへん大雨によるところの水害が発生したり、いろいろの大きな問題が出てまいりましたので、たいへん大きな住民運動まで起こつてくるというふうなことから、この砂利採取が問題になり、そして昨年の秋には住民が大挙して、バスでもって徹夜で東京へ陳情に上京するというような運動まで起こつてまいりました。そのことが通産省をも相当動かしたようでございます。

しかし、これに對しまして、すでに昨年の夏の災害発生に伴つて衆議院の建設委員会の中でも、従来のような砂利採取法では困る、だから、これを治山治水あるいはまた国土保全の見地から砂利採取をとらえて、そしてそれをそういうような法体系に変えていく必要がある、こういう観点で、衆議院の建設委員会でも砂利採取法の全面改正を実は計画いたしまして、すでに法律案も大体要綱まではつくつておつたのでございますが、しかし通産省あるいはまた院内の商工委員会の諸君から、従来の砂利採取法を全面的に建設委員会の案も取り入れて改正の案をつくるから、ひとつこちらにおまかせ願いたい、こういうような話もございまして、私もそれはそれで通産省に從來とおりのまかせしよう、こういう経緯があるのです。

したがって、この砂利採取法につきましては、今後運営にあたりましたは国土保全の見地というものを相当重要視していただかなければ困る、こういうふうな思ひでございますが、その点について、いま局長から、一応国土保全のことも考えておるが、しかしながら業者の健全なる発達という二本立てで考えておるということでございますが、これはそういう経緯もあり、したがって

てまた、国会内の認識も国土保全というものを非常に重要視してきているということも十分御理解の上、今後の運用に当たつていただきたい、こういうふうな思ひでございますが、これはひとつ大臣にかつて政務次官にお出ましのようでございすから、政務次官から政府としてのほうきりした今後の方針についての御見解を承つておきたいと思ひます。

○熊谷(六)政府委員 ただいまの御意見とおり、災害防止のみならず国土保全という立場からひとつ十分に法案の実施に当たつてまいりたいと思つております。

○岡本(隆)委員 そこで尋ねたいのですが、この法律案の中に、知事もしくは建設大臣が砂利採取業者から砂利採取をやりたいという申請が出てまいりました場合に許可をする(認可の基準)というのが十九条に書いてございます。それによりますと、他人に危害を与えたり、あるいはまた公共の施設を損傷したり、他の産業の利益を損じた、公共の福祉に反するというようなことがない限り認可を与えなければならぬ、こういうことになつておりますが、この認可の基準についての考え方でございますが、そういうふうな認可に際して配慮しなければならぬ大きな柱は四つでございますが、四つの事項というものは現在及び将来にわたつて、そういうことがあつてはならぬ、こういう理解の上に立つておられるのか、あるいは現実にはいまそういう支障がなければそれでいい、こういうふうな考へておられますのか、この十九条の精神をひとつはつきりこの際押えていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 お話のございましたうちの前者でございますが、現在及び将来にわたつてそういう事項があつてはならない、こういう趣旨で立案いたしております。

○岡本(隆)委員 そういうことになりますと、損害を与えた場合、これはやはり何らかの責任をとらなければならぬと思ひます。その責任をとるのほだれですか。その砂利採取業者でありますか。

か、それとも認可を与えた人でありましか。現在及び将来について起こつたところの事故に対する責任はどちらが負ふことになりますか。

○吉光政府委員 一般的に申しまして、業者の責任の問題になると思ひます。このたびの法案におきましては、事前のチェック制及び事後のチェック制というふうなもので監督制度を相当強化いたしておるわけでございますけれども、ただ監督——現場現場に應じて、それぞれ土質の関係等、これは掘採を続けていくうちに変化することもございますし、あるいは思わぬ大洪水ということに遭遇することがあるわけでもございまして、その状況に對して災害を起こさないという精神をもつて採掘をやつてまいらうというのが、そもそも砂利採取業者に与えられた任務であらうかと思ひます。細心の注意を払つて掘採をやつていくということが採取業者に与えられた任務であらうかと思ひます。したがって、これは具体的な事例で判断しないと出てまいらないケースもあるかと思ひますけれども、一般的には砂利採取業者の責任によつて処理されるべきものである、こういうふうな考へております。

○岡本(隆)委員 一般的には砂利採取業者の責任でございますが、しかしながら、この砂利採取という行為が問題になつておるのは、非常に大きな地形の変化を起すことと云ふことです。その次には、その地域の土質に非常な変化を及ぼすということなんです。だから、それによつて起こるところの災害というもの、その採掘をやつておる期間だけの問題ではない、地形の変化を起すのですから、非常に長期の後に、数年後にその結果が出てくるということも十分あり得るし、悪像される。その場合に砂利採取業者の責任だ。しかし、数年後でしたら、その砂利採取業者はどうなつてゐるかかわからぬ。法人ならつぶれてゐるかもしれぬし、個人なら死んでゐるかもしれぬし。また廃業してしまつてゐるかも知れません。そういう場合に、長期的な展望に立つておるところの責任をそういう業

者がとれるかとれないか、どうしてとらせま

○吉光政府委員 最近における砂利採取の形態が非常に大規模化したしております、特に山砂利の場合におきましては、一つの山を全部掘りくずすというような非常に大きな規模にまで及んでお

る例が多いわけでございます。したがって、いま御指摘いただきましたような御懸念が出てまいるというふうに考えるわけでございますが、このたびの法案におきましては、あくまでも事前チェック制を完全にしてまいりたいと思つておるわけでございますけれども、それは限られた区域における採石業と申しますか、それを前提にして、それがその周辺の土地、森林でござい

すとか、農地でございまして、その他の土地にどういう影響を与えていくかという点につきましては、事前チェックの段階で詳細な判断をいたすことになると思つております。できるだけ事前にそういう事態を抑えたいというのがこの法案のねらいでございます。ところが、実際に掘り始めますと、掘り始めます過程におきまして、先ほど御指摘いた

だきましたような土質、形状等の変化、あるいは大きな洪水が来ることによつて地形の状況が相当変わつてまいるというふうな事態が出てまいることも考えられるわけでございます。したがって、そういう事態に対応いたしまして、変更命令等の手段を考へておるわけでございますけれども、そういう土質が変わつてまいつたとか、周辺の状況がこうなつたというふうなことを一番よくわかる立場にございましては、当該採石業者自身ではなからうかと思つてございまして、変更命令の出るのを待つまでもなく、自分で計画変更の手続をとるべきであるというところは、当然であらうかと思つてございまして、そういうふうな何と申しましようか、みずから責任を持つて山を掘る、そういうふうな態度というものがこの法案によつて一そう強く要請されてまいるということになるわけでございます。私もこの法案のねらい

といたしましては、自分で責任を持つて掘る、

これは賠償責任等を含みます、そういう態度で採取事業をやつてもらいたいというのがこの法案のねらいでございます。したがって、先ほど御懸念のありましたような、数年後の姿も、やはり砂利採取業者自身が自分でまず第一義的に判断すべき事項である、このように考へておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 あなたお話は非常に紳士的なお話ですね。砂利採取業者が自分の判断に基づいて安全な仕事をやるべきである、こういう御意向でございます。私もその従来経験から申しますならば、砂利採取業者がそのような人格を持つてやつておりましたら、今日の砂利採取法の改正問題は起こつておらないと思つております。むしろ、砂利採取業者の無責任というものを対する非常なふんまんというものが地元住民運動となつて起つてきて、むしろ、それらの業者との戦いの中から今日のこの成果は生まれてきたということな

んです。業者がめつたやたら山を掘る。そのためにどんどん、いわゆるヘドロといふか泥土が流出し出される。農家はもうそれに困り切つて、公害対策の闘争本部というふうなものを設けて、業者と対抗する。そうすると今度は、来るなら来てみるというところでスコップを持つてかまえるような姿勢になる。片一方はくわを持つてかまえるような戦いになる。あるいはまた、山をどんどん掘る、そのために鉄砲水が出てくる、どろの流に豪雨のときには何回も襲われる、そういうことから、住民が砂利は掘らさないと申すのでバリエードを築くというふうなところまで戦いが発展して、その中から、今日の町民をあげての砂利採取法の改正運動といふものが起つてきて、その結果、いま法律改正が行なわれようとしておる。したがつて、その法律改正の動機となる経緯というものは、これは――砂利採取業者には、中には健全な人もるでしょう。しかしながら、その多くがきわめて不健全な人たちである。そういう不健全な運営に対処するところの非常な怒りが爆発して今日の

状態になつておる。そういうふうな体質改善はこれからでしょう。いま法律がぼんや変わったからといって、そんなに一べんに業者の体質が変わるわけでもない。そういうことになれば、やはりこれらの業者が、いま言つたような、そういうふうな悪徳行為ができぬような、めちゃん運営ができぬような形の法律改正でなくてはいかぬ。にもかかわらず、あなたは、いや本人が自己の責任において、遠い将来のことを見通して安全な操業をやる、安全な作業をやる、こういうふうな御説明でございますが、そんな御説明なら、そんなふうな考え方の砂利採取法の改正なら、今後そういう気持ちで運営されるなら、これはわれわれ非常に不安です。不安にたえられない。そういうあなたの考え方なら、この砂利採取法の改正案そのものがそういう精神で貫かれるとするなら、これはだめですよ。あなた方にもう一べん再検討して持つてきてもらなければ困ります。

○吉光政府委員 御指摘の中にございましたように、砂利採取業者の姿勢が悪かつたということがこの法律改正をさした原動力になつておることはお話しのとおりでございます。したがって、いま、今度の新しい制度の中におきましては、まず砂利採取業者の人的側面をチェックいたします意味で登録制というものをいたしましたわけでございます。と同時に、物的側面もまたさらに厳格に規制してまいるという意味で、採取計画の認可制という制度を採用いたしましたわけでございます。実は、砂利採取業者自身は、このたびの制度によりましては、がんにがらに縛られておると申しますか、要するに、そういう制度の中で新しくいろいろの命令等ができる、監督ができるというふうな体制になつておるわけでございます。基本的な考え方におきまして、採取業者の姿勢が正しかつたら、こういうふうな事態は起つていないといふ点につきましましては全く同じ意見でございます。先ほど御指摘いただきました気持ちの上で新しい法案を立案いたしましたわけでございます。決して、砂利採取業者がすべて善良であるという前提に

立つておるわけではないわけでございます。ただ、そういう善良な業者もありますけれども、すべてがすべてそうであるという前提には立つておりません。したがって、この際抜本的に、そういう観点から、登録制、認可制というふうなものを考へたわけでございます。

○岡本(隆)委員 この砂利採取法の改正の動きが出てまいりましてから、砂利採取業者も相当自粛の実は示しておるようでございます。したがつて、今後そういう方向へ進むように十分指導をしていただくように、この機会にお願いをしておきたい。しかしながら、認識は、あくまでもやはり、従来の砂利採取法があまりに寛大であつた、そのためにむちやのやりほうだい、こういうことであつたということが大きな原因だということの理解の上に立つた運営を将来お願いしておきたいと思つております。

そこで、もう一つお伺いしておきたいのでございますが、それでは、いろいろな地形の変化に基づくところの災害が起つてまいりました場合、それは業者に補償義務があるはずでございます。しかし、業者が、いま言つた補償の実を果たせない場合には、これはだれが責任を負つてくれるのか。認可を与える基準は、出してまいりました採取計画を見て、これなら安全だと思つたら知事は認可するといふたてまえになつております。そういういたしますと、その業者がほんとうに良心的にやつた場合、あるいはそうでなかつた場合、それはやはりその人格を信じて認可をしたのですから、安全な仕事をやるというたてまえに立つて認可したのであります。したがつて、その業者が直接に補償の責任に当たらなければならぬが、しかし業者が補償できないような事態は、これは幾らも予想できるわけですね。その場合には、認可を与えた者に責任があらはれないか。認可を与えた者が責任をとらなければならぬ。市町村だけが、あるいはまたその地域の住民だけが被害の受けっぱなしということでは困る。だから、そういう点での補償の責任はどこにあるかということ

第一類第九号 商工委員會議録第二十九号 昭和四十三年五月十五日

をもう一度明確にしておいた方がいいと思います。

○吉光政府委員 非常に嚴重なチェック制度をとってまいります関係上、いま御指摘いただきましたようなケースの場合に、国の行政責任が出てまいります場合もあるかと思うわけでございます。

その場合の補償の問題でございませうけれども、現在の国家賠償法等の要件になっております国の義務自身に怠慢などがあつたことがはつきりしているというふうな場合におきましては、いまの原因がそういうことになっているという場合におきましては、国家賠償法の適用におきまして、国の損害賠償問題というケースも出てまいる場合があらうかと思うのであります。個別具体的なケースにつきまして、具体的条件に依じて判断すべきものではないか、このように考えます。

○岡本(産)委員　そういうあいまいなことでは困るので。業者は安全な工事をやらなければならない。したがって、出してきたその計画を十分見て認可をした、そうすると、その計画そのものは安全な内容である、こういうことでしょう。

また、そう認定したんでしょ。認定したから認められるんでしょ。安全な工事がそのとおり行なわれればあるいは事故は起こらなかったかもしれない。しかしながら、工事を計画どおりにやるという業者に対するところの信頼をやはり知事は持つ

た。その上に立って認可をした。その信頼が裏切られたときには、信頼した知事が悪いのでしょう。認可をした者が悪いのでしょうか。だから、業者がやれば、業者がどこまでも責任を負ってやれば、もうそれで問題は済みます。あなたは業者は当面の責任者だと言われるのだ。業者が責任を負

えば問題は済みます。業者がそれ処理しなかった場合には、認可をした人はちゃんとどこまでもしりをふくんだ。この人間は、この業者は必ずそれだけの責任をとるという認定の上に立つて認可しているんでしょ。その認定に誤りがあったら、認定を誤った者が責任をとるべきでしょう。だから、一つ一つのケース・バイ・ケースで行政担当

者が自分の責任を十分果たしておつたか、果たしておらぬかということの上に立つたところの判断で、補償の義務が出たり出なかつたりする、そんなものじゃないでしよう。いかなる場合でも、業者がしりがふけなかつたら、そのあと始末は認定をしたら責任がある。あと始末をしなければならぬようなことがそもそも起こらない——万一起つた場合には、あと始末がその人間ならでできる、そういう認定の上に立つて認可したものである、この認可に基づいた責任というものは、認可をした者が責任をとらなければならぬ、こう考へるが、政務次官いかがですか。これは大きな問題ですよ、そこをはっきりしてもらわなければ困る。

○熊谷（入）政府委員　お答えいたします。ただいまのお話は、認可した場合に認可できたりやる、あるいは認可しなかったりやらなかったためにそういう損害が生じた、その場合に認可された者がそのうちの損害の補償をやれば差しつかえないわけであるが、やれない場合には、やはり認可した者が責任があるのではないか、それをどうするかというお尋ねのようでございますが、そういうことはめつたにないと思いますけれども、もしありました場合に当然認可した者に国家的な行政責任があると思いますから、そういう方法をとらざるを得ないかと考えております。

○岡本(應)委員 非常にはびっくりした御答弁で
けっこうです。

それで業務主任の問題でございますが、業務
主任が違反をやったとかミスがあったとかいふ
ようなことの場合、その責任は業者がとるの
です。業務主任がとるのですか。

○吉光政府委員 お話でございました業務主任者の仕事の上でのミスと申しますか、指導が間違っておった、計画が違っておった、あるいは指示が間違っておったということのために、掘採計画が認可どおりに行なわれていない、あるいはまた他の異常な事態を発生させる原因になったというふうな場合におきましては、事業自身が実は基準に

違反した事業ということになるわけでございます。で、その違反の責任の追及は、この法案の段階での考え方では、その事業者自身の違反を追及する、こういう形をとっておるわけでございます。

あと、事業者と業務主任者との関係というのはまた別途問題が出てようかと思いますが、第一次的には事業者自身が違反の責任を負う、こういう体系をとっております。

○岡本（産委員）　そうすると、そういうふうな漁反をやったり、しばしばミスをするような業務主任については、免許の取り消しということが法律案の中にはないように思うのでございます。そういうことは当然なければならぬと思うのであります。そこでそれはチェックされますか。

○吉光政府委員　御指摘いただきました問題は、実はこういうふうに了解いたしておるわけでございますが、いまのようなケースの場合におきましては罰則の規定が適用になるということになるわけでございます。罰則の規定が適用になりますと、両罰規定がございまして、その両罰規定によ

りまして使用者、従業員等につきましても同じく罰則がかかるようになっておるわけでございます。いまの場合には、まさに業務主任者自身の責任の問題というふうなことになるわけでございますので、使用人の、しかもそれは重要な地位を占めておる使用人のそこでございますので、当然にこ

の規定が働いてまいるといふことになるわけでございます。そうなりますと、これは実は次の、これによりまして登録の要件にはね返ってまいりまして、不適格業者というふうなことになるわけでございます。したがって、業務主任者自身としてはそれとしての制裁を受けるということ

に、ち、つと回りくどいのでございますけれども、そういう仕組みになっておるわけでございます。実際、実際の問題として、業務主任者がそういうふうな事故を起こす原動力であったというふうなことになる場合には、そういう事業ができないというふうな制裁を受けることになっておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 業務主任というのは試験を受け免許を受けるのでしょうか。一つのその人の身分的なものになる。そういたしますと、あるAならAの業者で業務主任をやっておる、大きなミスをやった、どうもこれは業務主任として不適格だというふうな事故をやった場合、なるほどその事故の責任については業者が持ちます。だから、いまおっしゃるような処分を受けて、登録の取り消し

を受けるのか、あるいはまた認可の取り消しを受けるのかというふうなことのために砂利採取業をやるれない。それはいいです。しかし、そんならそこを首になつたらまたよそへ行つて、その資格を保持して他の業者のもつて業務主任になるということも可能であらうかと思う。だから、そういうふ

うな無責任な業務主任というものは排除していかなければならぬというふうに考えるのでございませうが、この法律案の中にはつきりそういうことがうたわれておられない。しかし、政令でもそういうことがもし行なわれておるとするなれば、そういう点も明らかにしておいていただかないと、

業務主任がいなければ業務が営めないのだから、医者を雇わなければ医療機関が経営できないのと同じことですね。業務主任は重要な技術者ということになっておるのです。その技術者が非常に不適格な人であっては困る。だから、その技術者をどうするかということをはっきりしておいていた

だく必要があると思うのです。

○吉光政府委員　業務主任者の免状の取り消しと申しますか、そういう制度についても研究いたしたわけでございますけれども、これは現在、立法例でまいりますと二つの方法がございまして、そういう制度を置いておるものとそうでないものと

あるわけでございます。この法案におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、業務主任者に非違がありました場合には罰金以上の刑に処せられるということになっておりまして、そういう罰金以上の刑に処せられました者自身は業務主任者として不適格である。それが、罰金以上の刑に処せられて業務主任者として不適格であると

いうことで、業務主任者を置いておるといふことにはならないというふうな組み合わせをとっておるわけでございます。したがって、いま御指摘いただきましたような事例の場合には、その業務主任者は少なくとも最低二年は業務主任者としての仕事につくことはできない、こういう構成をとっておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 この法律の改正のねらいは公共の安全ということなんです。これは非常に重要な任務を持った技術者なんです。だからこそ免許です。そんなことなら登録でもいいのです。試験をしてそれだけの資格を与える。そういう重要な技術者が、たまたまいろいろな知識は持つておった、しかし人格的にルーズで、その業務主任者の自覚において十分作業に当たらない、事業の運営に当たらない。こういうことであれば、そういう不適格な人は生涯業務主任者になつてもらうては困ると思うのです。だから、やはりはつきりと免許取り消しということがなくてはならない。しかし業務主任者をきめられるについては、これは政令に譲られている事項がたくさんございいます。だから私は政令の中にそういうことがはつきりとうたわれておるといふふうに理解しておつたのでございいます。どうもそのようでもない。それならこの機会に私は要求したいと思うのですが、やはり違反行為をやり不適格性のある業務主任については免許を取り消す、こういうことで政令の中に盛り込んでいただきたいと思います。これは政務次官いかがですか。私の言うこと間違つてい

ると思いますか。——こんな重要なことをそんなに相談していたらあかぬ。

○熊谷(大)政府委員 なかなかむずかしい問題でございますが、(岡本委員「むずかしいことないですよ、あたりまえのことですよ」と呼ぶ)お答えがむずかしいということですが、監督をせむひとつ嚴重にいたしまして、いま御趣旨のとおりに政令にあらわされるかどうかとお答えしにくいと思いますが、御趣旨に沿つたような案をひとつ考えてみたいと思つております。

○岡本(隆)委員 政務次官、それはちょっと歯切れが悪過ぎますよ、もう少し歯切れのいい答弁をしないといふ。あなた、政治家として考えなさいよ。これは非常な地形の変化を起し、地質の変化を起すようなことなんです。それがまた将来公共の安全に非常な影響がある。そういう仕事をやるのに、いかにも無責任体制でやるというふうな業務主任者があつた場合、そんなのを業務主任にしておけますか。免許の取り消しをしてあた

りまえじゃないですか。そんな無責任なあいまいな歯切れの悪い議論では、その場のがれといふことですよ。

○熊谷(大)政府委員 お説のとおりにひとつ考えさせていただきます。

○岡本(隆)委員 そういうふうに答弁していただきましたら、非常にスムーズに進みます。

もう一つは、どうもこの内容を見ておきますと、採取計画の申請をやる場合に業務主任の氏名を書くようにはなつておらない。業務主任は一つの業者に一人あれば、その業務主任をもつて幾十の作業場を持つてもいいのだから。私は、事業をやつておる場所ごとに業務主任が置かれなければならぬ。もつとも非常に小さなところにまで置けといふ意味ではございせんが、そんなことは政令できめていただいてもいいと思うのでござい

ますが、ある程度の規模以上の事業場におきましては必ずそこに業務主任が一人張りついているければならぬ、こういうふうに理解するのでござい

ます。そういうことになりま

す、こ

うい

う形

の申

請で

な

け

ば

な

ら

な

い

と

思

う

の

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

そ

う

い

う

ふ

う

に

は

な

つ

て

お

り

ま

せ

ん

。

ど

う

も

そ

れ

が

ふ

に

落

ち

な

い

。

一

人

の

業

務

主

任

が

お

れ

ば

、

あ

と

は

も

う

そ

の

下

に

ま

た

適

当

な

現

場

主

任

を

置

き

さ

え

す

れ

ば

二

十

で

も

三

十

で

も

担

当

さ

せ

る

こ

と

が

で

き

る

。

そ

う

す

と

、

人

間

の

一

応

の

能

力

か

ら

い

つ

て

、

物

理

的

に

、

十

分

な

責

任

体

制

を

と

る

こ

と

が

で

き

な

い

、

こ

う

い

う

こ

と

に

な

つ

て

ま

い

る

と

思

う

の

で

す

ね

。

し

た

が

つ

て

、

一

人

の

業

務

主

任

が

担

当し得るところの採取現場の規模はどの程度だ、だからその範囲において業務主任を充当してい

く、こ

うい

う

ふ

う

な

は

つ

き

り

し

た

指

導

方

針

が

な

け

れ

ば

な

ら

な

い

と

思

う

の

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

こ

れ

も

政

令

か

何

か

に

あ

る

の

か

、

あ

る

い

は

全

然

そ

う

い

う

こ

と

を

考

へ

て

お

ら

な

い

の

か

、

そ

の

点

は

つ

き

り

し

て

い

た

だ

き

たい

と

思

い

ま

す

。

○吉光政府委員 業務主任者を置きました目的が、あくまでも災害防止についての責任のある人を必ず置いていただくということでございますので、その災害防止の問題に照らしまして、先ほど御質問の中にございしましたような作業場の大きさ、数等に應じまして、そこに、現場で業務主任者が必ず監督できる、こ

うい

う

体

制

中

で

そ

れ

ぞ

れ

の

人

数

を

き

め

て

ま

い

る

、

こ

う

い

う

こ

と

に

い

た

し

た

い

と

考

へ

て

お

る

わ

け

で

ご

ざ

い

ま

す

。

し

た

が

い

ま

し

て

、

業

務

主

任

者

は

一

人

だ

け

で

あ

る

と

い

う

こ

と

で

は

な

い

わ

け

で

ご

ざ

い

ま

し

て

、

そ

こ

ら

の

規

模

の

状

況

に

応

じ

ま

し

て

そ

れ

ぞ

れ

の

数

が

き

ま

つ

て

ま

い

る

、

実

際

上

災

害

防

止

の

責

任

体

制

が

と

れ

る

、

こ

う

い

う

体

制

で

運

用

さ

る

べ

き

だ

と

思

い

ま

す

。

し

た

が

い

ま

し

て

、

省

政

令

等

の

段

階

に

お

き

ま

し

て

は

、

御

指

摘

の

点

も

十

分

に

考

慮

を

い

た

し

な

が

ら

判

断

い

た

し

て

ま

い

り

た

い

、

こ

の

よ

う

に

考

へ

て

お

り

ま

す

。

○岡本(隆)委員 この二十三条には緊急措置命令の項がござい

ます。市町村長は災害防止のために必要な措置を講ずべきこととあるいは砂利の採取を停止すべきことを命ずることができ

る、こ

うい

う

ふ

う

に

な

つ

て

お

り

ま

す

。

こ

の

災

害

防

止

に

対

す

る

と

い

う

、

発

生

し

た

災

害

の

形

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

こ

れ

は

非

常

災

害

に

限

ら

れ

て

お

る

の

か

、

慢

性

的

な

、

び

ま

ん

的

な

、

持

続

的

な

形

の

災

害

も

こ

れ

の

中

に

含

ま

れ

る

の

か

と

い

う

こ

と

で

ご

ざ

い

ま

す

。

た

と

え

て

言

え

ば

、

認

可

の

基

準

の

中

に

は

、

他

産

業

に

影

響

を

与

え

る

と

い

う

ふ

う

な

場

合

は

認

可

し

て

は

な

ら

な

い

と

い

う

こ

と

に

な

つ

て

お

る

。

と

こ

ろ

が

、

ヘ

ド

ロ

を

排

出

し

て

、

農

家

が

非

常

に

困

つ

て

お

る

と

か

、

あ

る

い

は

ど

ん

ど

ん

洗

浄

水

を

く

み

上

げ

る

た

め

に

、

付

近

の

井

戸

が

す

つ

か

り

枯

渇

し

て

し

ま

う

と

か

、

あ

る

い

は

学

校

の

そ

ば

で

採

掘をやつておつたために、児童がそこへはまつて水死したというふうな事故が起きました。そ

う

す

と

そ

う

い

う

ふ

う

な

水

死

す

る

よ

う

な

、

自

然

に

水

が

た

ま

つ

て

お

る

よ

う

な

深

さ

ま

で

ど

ん

ど

ん

と

こ

ど

ん

と

遠

慮

を

積

み

な

し

に

掘

つ

て

い

く

。

そ

う

す

と

、

た

だ

浅

い

範

囲

、

水

が

た

ま

ら

な

い

と

い

う

よ

う

な

範

囲

で

あ

れ

ば

ま

だ

け

が

限

度

で

ご

ざ

い

ま

す

。

し

か

し

な

が

ら

、

そ

の

中

に

相

当

な

水

深

の

水

が

た

ま

る

と

い

う

ふ

う

な

状

況

に

ま

で

き

ま

す

と

、

こ

れ

は

水

死

の

原

因

に

な

る

。

道

ば

た

の

畑

を

ど

ん

ど

ん

掘

つ

て

、

そ

う

い

う

ふ

う

な

危

険

な

場

所

を

つ

く

る

と

い

う

ふ

う

な

こ

と

に

な

る

と

、

こ

れ

は

や

り

災

害

防

止

と

い

う

ふ

う

な

意

味

に

お

い

て

は

、

そ

れ

を

埋

め

る

と

か

適

当

な

措

置

を

講

じ

さ

せ

な

け

れ

ば

な

ら

ぬ

と

い

う

ふ

う

に

思

う

の

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

こ

の

点

、

た

と

え

て

言

え

ば

、

豪

雨

が

あ

つ

た

、

そ

の

た

め

に

山

く

ず

れ

が

起

こ

つ

た

、

あ

る

い

は

ヘ

ド

ロ

の

洪水

が

ど

ん

ど

ん

流

れ

出

た

と

い

う

ふ

う

な

非

常

災

害

の

場

合

を

さ

し

て

こ

の

規

定

が

あ

る

の

か

、

あ

る

い

は

そ

う

い

う

ふ

う

な

慢

性

的

な

、

び

ま

ん

的

な

災

害

防

止

の

た

め

に

も

こ

の

緊

急

措

置

命

令

が

発

動

で

き

る

の

か

、

そ

の

辺

を

明

ら

か

に

し

て

お

い

て

い

た

だ

き

たい

と

思

い

ま

す

。

○吉光政府委員 災害防止のために緊急の必要がある場合でございまして、したがって、洪水とか大雨とかいうものがあつたといふことだけを前提にいたしておるわけではないわけでございます。災害防止のため緊急に、すぐにその事業を停止をさせて、ある工事をさせない限りはだめだといふふうな、そういう事態の発生を予定いたしておるわけでござい

ます。

○岡本(隆)委員 非常に明快な御答弁で、けっこうです。

それではもう一つ、そういうふうな措置だけではないに、今度は次の項に、掘つたあと埋め戻した

り

あ

る

い

は

そ

の

他

災

害

防

止

に

必

要

な

こ

と

を

命

令

す

る

こ

と

が

で

き

る

と

い

う

こ

の

二

三

条

の

二

項

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

こ

れ

を

や

ら

な

か

つ

た

場

合

は

ど

う

な

る

か

、

こ

う

い

う

こ

と

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

先

ほ

ど

の

答

弁

中

に

、

最

終

的

に

は

こ

れ

は

知

事

あ

る

い

は

政

府

が

責

任

を負うんだ、こういうことのようにございますね。しかしながら、一応砂利採取業者の経営規模——あなたは先ほど、いや、その責任においてやるんだ、やらせるのだ、こういうことでございまして、なかなかそうはいかないほど零細業者が多い、こういうふうな思ひのようでございますが、一体砂利採取業者の経営規模の全体的な展望といえますか、それはどうなっていますか。

○吉光政府委員 私どもで調査いたしましたところによりますと、現在の砂利採取業者の数は全国で六千八百八十程度でございます。そのうち公共企業体関係でやっておりますのが百五十でございまして、あと組合関係が六、個人経営でやっておりますのが二千六百七十四、全体の四〇%弱が個人経営でございまして、法人経営でやっておりますのが四千五十でございまして、全体の六〇%弱というところが法人経営でございまして。

なお、企業規模別にこれを見ました場合には、先ほどの公共企業体を除きまして、全体で六千七百三十あるわけでございますけれども、そのうち〇・二%が大企業でございまして、あとの九九・八%が中小企業、こういう構成比になっております。

○岡本(隆)委員 九九%が中小企業、その中には相当零細業者も多い、こういう模様でございますが、そういう場合には、ちょっと大きな災害が発生した場合にはとてもその補償がでない、そういうことになってくると思ひのようでございます。その場合、最初の案としては保証金を納めさせるといふふうな制度はどうだろうというふうなことが頭を出しておったようでございますが、今度の中身はそれが姿を消しております。私はその保証金制度は、せいぜい十萬や二十萬納めさせておいてもしかたがないじゃないか、何のささげにもならないじゃないか、そのお考えには賛成でございします。そうであるが、しかしながらそういうことになれば、これは補償の保険制度といったものを考えていくべきではないか。砂利採取の認可をとる場合にはある程度の保証金を納めなければい

ぬ。その保証金は掛け捨てです。ちょうど建設業の建設に伴って前払い保証金の制度がありますね。あの前払い保証金の制度と同じような保証制度をつくって、ある程度の保証金を納めさせて、それを積み立てておく。それで業者によってどうも補償がでない場合には、その保証金でもってそれを支弁していくというふうな業者業者の連帯責任におけるところの保証制度、こういうものですね。これは保証と補償と二つあるのでもちよつとわかりにくいかもしれませんが、少なくとも何かそういう保証制度でもってやるというふうなことですね。こういうふうな制度を考えられる必要があるのではないかと思います。熊谷さんも前払い保証制度のことなんかはよく御承知でございまして、そういう制度をこの中に取り入れることによって、あとに発生するところのいろいろな問題の処理の一助に役立たせる。全部には役立たないと思ひますが、一助に役立たせる、そういう制度を発足させるべきである、こう考えますが、これは検討事項にはなっていると思ひますけれども、いかがでございましょう。

○熊谷(六)政府委員 ただいまの御意見もたいへん傾聴すべき御意見であると思ひます。ひとつ前向きに積極的に検討したいと思ひます。

○岡本(隆)委員 自治省にお尋ねをいたしたいと思ひます。こういう場合完全な補償が行なわれないう。そうすると、結局国のほうも何とかかんとか言つて言ひののれをして、簡単に最終的な責任をとつてくれそうにもなかなか考えられませんが、結局一番被害を受けるのは自治体なんですね。それから地域の住民なんですね。そういうふうな場合、自治体はどういう形でもこの砂利採取業によって損害を受けておるかといえ、まず第一に、ダンピングが一日に何千台と走るものでございしますから、町村道がものすごく荒れるわけでございます。その修理、維持費に相当食われる。あるいはまたヘドロの水を流すために、たんぼに入つては困るから、それを川に流すために別な水路を設けるとか、あるいはヘドロがたんぼに入ること

防止するためのいろいろな工事をやらなければならぬ。あるいは建物がいちたんでくる。どうでも一ぱいはこが立つので文句が出るから、どうしても舗装を促進しなければならぬ。あるいはあまりいこりが立つと散水もやらなければならぬ。あるいは農業用水がうまく取れるように考えてやらなければならぬとか、あるいは子供の安全をはかるとか、あるいは砂利採取がもとでたびたび出水する、こういうことになってまいりますと、水防活動をやらなければならぬというふうな、地方自治体の財政負担というものが非常に重くなつてまいります。そういうふうな砂利採取が付近に行なわれておる、これに伴うところのいろいろな地方財政の負担がある。これについては現在のところ何ら法律的な財政補助の道がございしません。これは自治省としては何かそういうふうな点をお考えになつておられるか。たとえて申しますならば、先ほど陳情ありました京都の田辺町あるいはその隣にありまうところの城陽町ですね。ここにいろいろありますと、京都にあるところの三十幾社の陸砂利採取業のほとんどがこの二つの町に集まつておるわけなんです。だからそこでは非常な山砂利公害に悩まされておる。ところがそれについての財政負担については格別の援助はないということになつておりますが、しかもこれはほとんど万博そのものと及びそれに伴うところの関連工事をやるために砂利採取の砂利の補給源になっております。川砂利がだめだから全部、この地方が非常に良質な砂利が出るということでもって、これから三、四年の間にもうこの辺の山はすっかり姿を変えておるのではないかと思ひのほど山が掘られていくのではないか。それに伴うところの公害、それを防除するための財源、地方財政負担、これを自治省としてはいかがお考え願いますか、お伺いいたし

てはいいかがお考え願いますか、お伺いいたし

外にも、御指摘になりましたような小さな累積された事業が相当あるところも出てまいるかと思ひます。一般的には少額の負担であれば、それぞれの地方団体で自己財源の中で処理をする、これは必ずしもこういう砂利採取に限らずあるわけでございます。ただ特定の場所に集中して多額の負担を伴うという場合には、その団体の財政事情も勘案をいたしまして、現在特別交付税で措置をする、こういうたてまえにいたしておりまして、お話のありました城陽町、田辺町については四十二年度も特別交付税を交付した次第でございします。

○岡本(隆)委員 特交で見てもよろしいこととてございしますが、しかし小さなものは網の目から漏れてくると思うのです。したがって砂利採取業に対して砂利採取税として考えていいかどうか、現在徳島県かどこかでそういうところがあるやに聞いておるのでございしますが、そういう砂利採取税を徴収しているところがあるかどうか。あるとするならば、どういうふうな課税方法をとっておるか。そしてまた砂利採取税を取ることによつて財政負担の緩和を地方自治体はかかるといふことについて、自治省としてはどういうお考えを持っておられるか、これを承つておきたいと思ひます。

○皆川説明員 税の關係は担当でございせんので、調査をいたしまして後刻御答弁申し上げたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 どういうことをお尋ねになりましたかというところで、こういうことを聞くのだ、砂利採取税のことを聞くのだ、こう言つておいたのだから、電話でも担当の方に聞いていただいてお答えを願ひたいと思ひます。

時間がなくなつてまいりましたから急ぎますが、今度は非常な土質の変更、地質の変更を起すというところにヘドロの問題があるのです。それで、いま砂利採取をやつておる実態を見ますと、もう深さ十メートル、十五メートルというやうな深さに掘りまして、そこで砂利採取をや

て、この種の立法例は数多くあるわけでございます。して、通産省所管の中にもございますし、たとえば申し上げますと、建設省所管の中では建設業法あるいは宅地建物取引業法というふうな中にも規定されておるわけでございまして、そこの不利益処分の場合における一定の手続方式をそのまま採用いたしたというわけでございまして、それによりまして決して砂利業界を不当に保護しよう、こういう意図は全然ございませんので、御了承いただきたいと思います。

○鴨田委員長代理 岡本君、いま、皆川大臣官房参事官が先ほどの質問に答弁漏れがあるそうですから、お聞きを願います。

○皆川説明員 砂利採取税を法外税として起こすことの可否の問題でございしますが、お話にありました徳島県の例は、旧法時付に町でつくりました条令が生きておりまして、現在は動いていないようでございますが、新しい税法のためまでは、まだそういうものを創設した例はないのでございます。税の理論上、たとえば二重課税の問題とかいろいろございまして、なお検討の余地はございますけれども、私たちとしては前向きで検討していきたい、こう思っております。

○岡本陸委員 砂利採取については非常な地型の変化を及ぼし、さらにまたたいへんいろいろ公害がある。それに対するところの財政負担はあなただけは先ほど来特交で見る、こういうことでございますが、しかしながら、なかなかそれによつて埋め尽くされない住民の損害はたくさんございます。たとえばほこりをかぶつて掃除をしなければならぬだけでも住民にとつたたいへんな苦痛です。また事故が起こらぬように子供を保護するために日々たいへんいろいろな配慮をしなければならぬ。さらに、たとえば、幼稚園児などは、登園それから帰るときなど、やはり特段の保護が要ります。そういうようにいたしまして、物的あるいは精神的に、いろいろな面であつて、住民も負担を受けておりますが、それと同じように地方自治体も負担を受けておるのですか。

ら、これはやはり砂利採取業者が話し合いである程度寄付するとうふうなこともあるようでございますが、しかし、そういう寄付にたよるとうふうなことでは、いろいろまた問題がありますから、これははっきり砂利採取業者は、砂利を採取する場合に、一立米について幾らかの納税をするとうふうな形にしておけば、地方自治体はそれでもってそういう措置に必要な費用に充て得る。特別に大きな損害の補助については、自治省のほうで特別のめんどうを見てもらう、こういうことにしていただいたほうがいいのではないかと私は思いますので、自治省としても、そういう方向で御検討をお願いいたしておきたいと思ひます。

いまの聴聞でございますが、どうも特別の保護をしていない、こうおっしゃいますが、あるいはそれは建設業法にあるということでございますが、しかし、ほかの法律にあるからそれがいいのだということは言えないと思ひます。ほかの法律にあるのが悪ければそれも一緒にやめていけばいいのです。そうして私が冒頭に申ましたように、これを取り締まり法と見るかどうかという点で、これは非常に重要な関係があります。だから、そういう緩慢なことではほとんど掘っていく、日々山はくずされていく、公害のもとがどんどんつくられていく。そういうふうな持続的な行為が行なわれておる最中に、片や認可の取り消しとかいうようなことをやる場合に、聴聞をやつてからでなければならぬということは、これははなはだどうかと思ひます。不服申し立てをして、その不服申し立てに基づいて聴聞をやる、どうもその認可の取り消しは不服だということであれば、その不服の申し立てを聞いてやるのに、それじゃ広く意見を聞きましようというふうなことで関係者を集めて意見を聞くとうふうなことではないのです。順序が逆ですよ。これは逆に直しなさいよ。逆に直さなければだめですよ。

○吉光政府委員 先ほど申し上げましたように、これによりまして砂利採取業者を保護しようという意図はないわけでございますが、何ぶんにも登録が取り消されますと、採取業ができないとうふうな地位に立つわけでございますので、したがひまして、行政庁の独断で処分をしたとうふうことを避けますために、利害関係者でございしますので、被害者の方ももちろんここで発言をされるわけでございますし、そういう意味で不利益処分について聴聞規定が置かれておるといふことであらうかと思ひます。したがひまして、先ほどお話のございましたような悪質のケースのうふうな場合におきましては、これは手続規定が一部あるとうふうだけでございまして、結果的には、まさに先生の御指摘になったのと同じ結論が当然に出てくるものだとおふうに考えておるわけでございます。と同時に、いまの「相当な期間」でございますけれども、「相当な期間」と申しますとちよつと長いように聞こえますけれども、実はこういう聴聞につきましては、東京でやるかどうかではなくて、現場に近いところで行なうとうふうことになりましたので、非常にスピードアップされて、短時間の間に聴聞は終わるといふことも考えられるわけでございます。したがひまして、この手続をとることによって相当長期処分が保留のままになってしまふとうふうなことはおそろく今回のケースの場合にはないのではなからうか、このように考えております。

○岡本(隆)委員 そうしますと、この三十八条にいうところの「相当な期間」といふのは、数日間と、かういふふうな理解でよろしいですか。○吉光政府委員 当該利害関係人に事案の内容が周知できる、かういふ期間でございまして、影響の範囲が非常に小規模である、

【鴨田委員長代理退席、委員長着席】小規模と申しますか、一市町村内部だけであるとうふうな問題の場合には、これはまさに数日間というところで「相当な期間」にならうかと思ひわけでございます。

○岡本(隆)委員 その次に、この第三章の採取計画の認可を出す場合に、私は、市町村長の意見を

一応聞く必要がある、できれば同意を得るといふうにしたい。ただ必要があるのではないかと思ふ。これは砂利採取が行なわれて、そのことのたに一番被害を受けるのは当該市町村であり、同時にその地域の住民なんです。ところが、その意見も何も聞かぬで、ぼつと認可してしまふ。認可したら通知する。それで通知を受けて、文句があつたら言うていい、かういふふうなことで、先に意見も聞かずに認可が出されてしまふ、かういふことになる。これもまさに逆だと思ひます。認可をする前には、どうや、かういふ申請が出てきているか、おまえのところはそれでいいか、いやけつこうでございします、認可してやつて下さいというところで、その認可をするとうふう手続が知事もしくは国によって踏まなければならないと思ひます。先にもう、いわば切り捨てごめんです。ぼつと認可してしまつて、文句があつたらあとから言うていい、かういふことで、これは地元住民の意思を完全に無視してゐると思ひます。いかがでしよう。

○吉光政府委員 書類上の手続の関係でございすけれども、この法案の構成いたしておりますのは、都道府県知事その他の認可権者に認可申請がございしました場合に、申請書を受理いたしましたならば、直ちにその写しを関係市町村のほうに送付いたしました。これは申請書が出てきた段階でございします。そしてその申請書の写しが関係市町村のほうに参りますと、市町村長のほうでは申請書の内容をチェックされまして、そのチェックされた上で都道府県知事その他の認可権者に対しまして、かういふふうな措置をとつてもらいたいという意味の要請ができる規定が入つてゐるわけでございます。したがひまして、認可しましたあとで市町村長のほうに御連絡するとうふうことじゃなくて、認可前に、申請書が出てまいりました場合に、すぐにその写しを市町村長のほうにお送りするとうふうにきめましたのは、やはり市町村長のほうで重大な利害関係をお持ちであるとうふう

前提で考えております関係上、その意見の提出を待つて具体的な処分が行なわれるとうふうことになつておると思ひます。

○岡本(隆)委員 それはちよつと不親切ですね。かういふふうな申請が出てきたときに、申請を送るだけでいいでしよう。そうしてそれを認可してもいいでしよう。だから、送るぐらいなら意見を聞くとうふうことにしてやつたらどうですか。送るだけでよろしい、別に意見は聞かなくてよろしい、文句を言うてきたら受けましよう、かういふことなんでは。非常に一方的ですよ。一方通行ですよ。下部機関と上部機関との間の意思の疎通をはかるとうふうな規定になつていない。上からばかりとうふうな考え方では終始してゐる、かういふふうな思ひます。

○吉光政府委員 この法案におきましては、地元の市町村長の御意見を十分にいろいろな処分等の内容に反映させたい、かういふ気持ちで実は立案いたしております。不親切と申しますか、そういう点につきましておしかりをいただいたわけでございますけれども、気持ちから申し上げますと、実はそういう点につきましては十二分に市町村長の御意見を反映させていた。したがひまして、気が持たず立案いたしております、したがひまして決して切り捨てごめんな運用をやるとうふうなことは考えておらないわけでございます。と同時に、市町村長から認可権者等への要請の規定にいたしまして、これは地元でございしますので、災害発生のおそれがあるとうふう事実認定をいさ早く判断できる立場にあるとうふう思ひます。したがひまして、そういう場合にも積極的に具体的措置をとることを要請することができるといふうな形にいたしておるわけでございます。決して切り捨てごめんではなくて、むしろ立案者の気持ちといたしましては、やはり市町村と都道府県と協調いたしましてかういふ災害防止について万全を期していただきたい、かういふ気持ちで立案いたしておりますので、御了承いただきたいと思ひ

でつくられるものがございます。ヨーロッパ、アメリカ等でも一部これで補強いたしておるわけでございますが、その人工軽量骨材の産業を早く育成する必要があるのではないかと、うううううう、骨材の供給につきましても、総合の確立というものが強く要請されているわけでございます。私も実は関係の省庁でございます建設省、あるいは輸送関係につきましても運輸省、あるいは農地との関連のございます農林省等々とそれぞれ連絡をとりまして、そういう根本策につきましても現在具体的な検討を進めておる段階でございます。お話しございましたように、将来の骨材の内容の変更にいう問題を加えました上で総合対策の立案が必要である、このように考えて検討を進めておる状況でございます。

○岡本(陸)委員 これから後、ほとんど日本の建設事業が進むと一緒に、骨材の需要がますます大きくなってまいりますから、早急に積極的なこの問題は取り組んでいただきたいと思うのであります。

もう一つ、私の日ごろ考えておることでございますが、こういうことは夢のようなことなのか、あるいはやはり検討の対象としていただくべきことなのか、一つの意見としてお尋ねしてみたいと思うのでございますが、ダムを見に参りますと、ずいぶん埋まっておりますが、中流で全く完全に埋まってしまった発電ダムを見ました。とにかくダムがほとんど土砂によつて埋まってしまう傾向があるわけでございますが、こういうことによるダムの機能の喪失ですね、これは流量調節機能も落ちますし、あるいは発電用水その他のかきがい用水等の貯水能力も落ちてくる。だからそういうふうなダムを再生させる必要があるのではないかと。つくる必要もありませんが、埋まったダムを再生させる必要があるのではないかと。だからそういう意味では、ダムの上流に堆積してきたあるいはダムの湛水地域の中まで堆積してきた土砂を――土砂というよりも岩と砂利ですね、それは

しゅんせつをしてどんどんおろしてやればどうか。下までトラックで運ぶということになればたいへんでございますが、しゅんせつ船でもってダムの下へどんどんおろす方法を考えていけば、あとはまた洪水が下へ運びますから。そういう形でもってダムの再建をはかりながらいろいろな骨材の補給の道を考えていくというふうなことも、これはダム保全ということから考えても、一つのやらなければならぬことになってくるのではないかと。こういうこともいまだに経費の面その他で採算がとて合わないかもしれないが、しかしながら、新しい骨材を検討したりいろいろなことをやっていく過程の中では、ひとつそういう問題も含めて考えてみる必要があるのではないかと、こういうふうにも思っておりますが、そういう点、建設省ではどう考えておられるか。通産省では電力ダムその他の管理をやっておられますが、どう考えられておられますか、そういう点についての御意見を承っておきたいと思っております。

○多治見説明員 骨材の需給全般につきましましては、先ほど通産省の方からお答えがございましたように、全国的な視野で需給計画を立てるというところで、建設省といたしましては、この全体計画に沿ひまして、河川生産物としての砂利について計画的に採取をやつていこうということで現在方針を立てております。

お話ししたダムに堆積しております砂利、砂等の問題でございますが、これは今回の砂利の問題と別に治水、利水の面からわれわれとしては一つの大きな問題であるということで、従来ともこの堆積土砂の排除の問題についていろいろ検討を進めております。ただダムにもいろいろございまして、一がいにかういふ方法を採用するのが一番いいという決定的な方法はまだ見つからないようでございますが、将来ともその点についての検討を続けていきたいということで鋭意努力はいたしております。それで、その立地あるいは運搬方法等の関係で堆積している土砂を直ちに砂利に活用できるという面もなきにしもあらずということ

で、特殊な例ではございますが、そういう面でも直ちに活用できるダムもあるというふうに考えておりますので、そういう面については積極的なやつていこうということで検討を進めております。

○井上(亮)政府委員 お答えをいたします。先生もおっしゃいましたように、水力ダムサイトにはやはり相当の堆積物が長年たちますとあるわけでございますが、いままでそれにつきましまして砂利採取等の問題が起こらなかったわけでございます。それは私の聞くとこによりまして、やはり御承知のように水力ダムは概して非常に山奥にございまして、運搬その他がきわめて不便であり、先生も先ほどおっしゃいましたように、採算的にもなかなか問題がある、そういうような点から従来あまり問題にならなかった。しかし先生のお話のように、今後砂利採取の問題、一種の資源的なものとして大事だというような観点になってまいりますと、これもまた今後やはり検討していく必要があろう、こう考えております。ただ、これまた先生十分御承知のことでございますが、やはり水力ダムを建設いたしますときには、ダムサイトにつきましまして洪水の危険だとかいろいろの問題もありませんので、電力業者としましては相当巨額な金をかけて建設したしておりますので、ダムサイトを砂利採取のために破壊されるというふうなことがありますと、また水の被害の問題等も起こりますので、そういうことのないような形で、しかも発電に支障のない形で行なわれれば、関係の電力業者と関係の砂利採取業者との円満な話し合いで可能だ、こう考えております。しかし、やはりまづときには、ただいま申しましたような点を慎重に御配慮いただきたい、こう考えております。

○岡本(陸)委員 いまのお話ですが、電力会社と砂利採取業者とが共同でそういうふうなダムの保全をはかれないかという意味で申し上げておるわけではないのです。またそういうことは不可能だと思ふのです。ただししかしながら、せつかくつくった

ダムが上からの堆積土砂でどんどん埋まってしまうというふうなことではもったいないから、やはりそのダムの保全のためには堆積土砂を排除する必要があるのではないかと。そしてまた、なるほどダムサイトでもってそういうようなものをどんどん落とせば、それは危険でございます。しかしながら、ダムの近くまでしゅんせつ船で持ってきて、そこから先コンベアに乗せて、ある程度安全な距離まで運んで下流に落とすというふうな方法、これは研究されれば私は可能ではないかと思うのです。ただ私が申し上げておるのは、たとえば泰山ダム、球磨川にあるところの一番下流から上がったといった最初のダム、荒瀬ダムですか、名前をいまちょっと忘れましたが、球磨川のダムにいたしまして、これはダムができれば、その上流はずつと堆積土砂のために河床が上がって洪水常襲地帯になってくるのです。だからダムがダムの機能を喪失するだけではないに、ダムがその上流におけるところの洪水常襲地帯をつくつていつているわけなんです。ですから、こういう洪水常襲地帯についてはまたその他の防災の方法はあるでしょうが、しかしながら河床を下げてやるといふのは一番よいの形に復元するのですから、本来のあるべき姿なんです。ですからダムの維持と一緒に、ダムの上に土砂がたまつてどんどん洪水が起こつてくるという地域については、その土砂をしゅんせつして下流に落とすというやり、下流がそれによつて骨材の資源にも使うことができる一石二鳥じゃないか。またそういうところのダムがこれから後も至るところにつくられてくるのではないかと。たとえて言えば京都で建造中の高山ダムにいたしまして、あれができたから淀川の骨材資源はなくなりますが、だから淀川の高山ダムの下流はどんどん深く掘り下げられていく。しかも高山ダムの上流には土砂がどんどん堆積していくということが将来予想されるわけですね。そういうふうなことがなれば、そういうダムのしゅんせつということが、今後ダムの保全並びに河川の機能の正常な維持のために考えられるべきではないかと。

者でございます。同時にまた、そのうちの大きな部分がいわゆる零細企業者という中に入っております業者でございます。したがって、この目安といたしまして、やはり砂利を採取する限りにおきましてはこの法律上義務づけられております災害防止施設を設置できる、そういう主体性を備え

た者でなければならぬ、こういうふうに考えるわけでございます。しかし、一企業が単独の力ではなかなかそういうところまでまいるということとは困難であろうかと思うわけでございまして、したがって、一方におきまして、そういう中小零細採取業者につきましても、あるいは協同組合方式によるもの、あるいはまた共同排水処理施設等をつくりますという共同的な動き、あるいは

事業の共同化によりますところの協業組合への動きというふうなものを、その立地立地に応じまして具体的に指導してまいりたい。と同時にまた、技術的にもまだ未熟の向きもございます。したがって、そういう技術的な点につきましても指導あるいは助言をしてまいる。と同時に、いろいろな意味におきまして、現在の金融制度等につき

まして、あまり十分に承知していないというふうな向きもございますので、そういう具体的なプランニング、組織づくりの積極的な指導のほかに、さらにあわせて、それに付随いたしましていろいろの金融上の優遇措置等につきましても指導助言し、一緒になって努力してまいりたい、こういう思想でこの規定が置かれたわけでございます。

○塚本委員　しかし、見直しとしては、だんだんと碎石のほうに移らざるを得ない。ところが、圧倒的にいわゆる零細企業である。そういたしますと、零細企業が碎石のほうに移るといふことは今日の段階では全く望みが薄いというふうに判断せざるを得ないのでございます。そういたしますと、当局としては協同組合あるいは協業組合等との組織化をはかり、金融、税制等の処置を講じて大型化して、それらの力で碎石のほうにも手を伸ば

し得るような、そういう指導をする、こういうふ

うな判断に立っていいわけ
でございましょうか。

○吉光政府委員 砂利採取業者の実際の事業形態といたしまして、砂利採取業専業のみであるという経営者と、それから砂利採取業と岩石砕石とを兼業いたしております事業者、それから砂利採取業とその他の土木建築工業業を兼業いたしております採取業者、いろいろの形態があるわけでございます。したがって、一番問題が残りますのは、砂利採取業の専業メーカーのはうでございます。岩石砕石と兼業いたしておりますものにつつましましては、同じようないわゆる採石——石をとって売るといふうな行為が継続するわけでございまして、同時に、同じような機械設備を使つてその事業ができるということになるわけでございますので、これは碎石転換への問題として一緒に、同時に把握して問題を解決しなければならぬという、こういう業界であらうかと思うわけであります。それから一番零細企業者でございまして、砂利採取業だけしかしていない者、これは数にいたしましてそうべらぼうに多いというわけではないのでございまして、こういう部類につきましても、実は立地的には大体砂利の有望地点ということで、地域別に組織化問題を通じて体質の健全化をはかっているということが必要ではないだらうか。決してこれによりまして零細企業者を征伐してしまおう、こういう意図は全然ないわけでございまして、むしろ積極的な方策によりまして、要するに組織化による企業体質の強化ということをやはり一番の眼目として進めてまいるのが妥当ではないか、このように考えます。

○塚本委員　日本の産業構造の体質として、いま局長の話聞いておりまして、私は共通したものがあるといふふうに思うわけでございます。これだめならば、次に新しく手取り早く科学的に何かできるものを目をつけていこうということでございますが、実はそれよりも前に、もつと目本の天然資源というものを開発をする、こういう

ことにもっともつと意を用うべきではないか。たとへば、これは全然部門が違いますが、繊維問題についても、日本でもかつて絹というものは衣料品としては相当の市場を占めておりました。それがいまはほとんど化学繊維に変わってしまったというふうな形で、もはや絹というものはよその国に頼らざるを得ない、こういう形になってきましたが、同じように河川の砂利の問題でも、部門は違いますが、まだ天然の砂利というものは、政府が手を施せば相当に可能性があるというのが業界の一致した見方でございます。先ほど岡本委員からも同様な発言が最後にあったようでございますが、それを手取り早く大型化することによって碎石のほうに集中してしまうということでもって、いわゆる河川砂利というものを開発するということが私ほもっとも日本の産業全般の立場から、河川全般の立場から言いましても必要なことなのだ。したがって、四十一条におきます「健全な発達」だとか、指導、助言ということ、はいわゆる方向転換の道を講ずることも一つの方法であるにすぎなくて、根本的には天然の砂利を開発でき得るような道を開く、開発の手段を講ずるということが、私は大前提としてなければならぬというふうに考えますが、どうでしょう

○吉光政府委員 考え方といたしましては、全くお話のとおりだと私も思うわけでございます。ただ、現実問題といたしまして、だんだんと河川砂利——これは開発すべき河川砂利につきましては、建設省のほうでさらにどの程度の埋蔵量があるかどうかという点につきまして具体的に御調査いただいておりますわけでございます。同時に山砂利、陸砂利等につきましても、これは埋蔵量の調査ということが山砂利、陸砂利の場合には非常に調査にむずかしい面もあるわけでございますが、現在の程度の山砂利、陸砂利、これはほんとうの概数になろうかと思えますけれども、埋蔵されておるものかどうかの推計をいたしたいと思っておりますわけでございますが、現にある国内の資源という

ものが完全に有効に利用されるということが、特に資源産業にも近い産業でございますので、一番必要なことであるということは全くお話のとおりでございます。私どももその線に沿いまして、さらに計数的に問題を見直してみたいというふうに考えておるわけでございます。

○塚本委員　後手後手であとからあわてて手を打ちますから、実は採掘が不可能になってしまふ、こういう形にさせられておるのではないかと、いうふうに思うわけです。逆に、たとえば私どもが各地を回ってみしても、どこへ行きましても、こんなに砂があるではないか、こんなに砂利があるではないか、こういうことでしろと目にも、もう砂利がないなというようなことは、私どもではとうてい考えられないわけです。しかし専門家の立場から見ますと、いや、それをとればいわゆる護岸があぶなくなるのだ、こういうことでございます。それならば護岸を先に補強しておいて、そうしてもっとしたらどうなんだ。高い河床のところへ築くから、もっと根固めすることとを考へて、そうしてどんどんと流れてくるところの砂利を手ごろにとり得るように先に根を固めておいて、護岸を補強しておいてとるという方法だつて考えられないではないかというふうに思いますが、建設省どうでしょうか。

○多治見説明員 お答えいたします。河川砂利につきまして、先ほど通産省のほうからお答えがございまして、われわれといたしまして、現在の砂利採取の状況はもちろん調査いたしておりますが、さらに積極的に河川砂利のうちの未利用の部分について開発を進めて、さらに河川砂利を活用したいということで、御承知のように四十年に、河川砂利基本対策要綱というものを定めまして、各河川管理者に通達を出しまして、その面の指導をいたしておりますが、その中にはつきり未利用資源の開発につきまして、貯水池の砂利砂礫あるいはダムに堆積している土砂等につきまして、これも、これが積極的活用をはかれということで、方針といたしましては、その方向で進んでおります。

す。

ただ現在、河川に賦存いたしております砂利の数量というものは、まだ的確につかむところまでいっておりませんので、現在調査費を計上いたしまして、河川生産物調査ということで、本年も調査を継続いたしておりますが、それと並行いたしまして、川の治水の面からの河道計画の調査というものも一面進めております。この両方の調査の結果を待ちまして、ただいまお話のございましたように、護岸その他の河川管理の面からの施策、それと砂利の需要に対する対策としての施策、これを総合的に考えまして、さらに各河川につきまして砂利の採取についての基本計画というものをきめて、この川からはどれくらいの砂利がとれるということを一本書き、これをきめてまいりまして、今後の河川砂利の採取についてのめとをきめていきたいということと目下調査を進めておりますので、御了承を願いたいと思います。

○樞本委員 最初に申し上げましたように、絶対量というものは、これは節約するわけにいかない。どんな需要があるわけであります。だから、なければどこかに手を出さなければいけない、こういう形になっております。もうすでに運賃がすべてだといわれておりますこの砂利が、韓国から、あるいは台湾の花蓮港から持ってこようという計画が進められておりますときに、山奥のところに処理に困って処置しようもないというような状態で幾らでもある。こういう形の中で建設省が、調査を進めております、あるいは何やら審議会だと、こんなことをやっているうちに値がどんどん上がつってくるというような形で、値がつり上がつてきて採算に合うようになったときに、業者は山奥へと手を伸ばす。こんな状態になっておつて、言つてみれば、そこに全く政治がないという——失礼な話ですけれど、そういう形で後手後手に回つております。なぞもつと具体的にそういうことをなさらぬのか。たとえば河川に対する砂利の採取料というのがございますね。業界に言わせるなら、あれを何倍かに上げ得る。そ

の金で業界が責任を持って、いわゆる護岸の補強をさせてもらおう、なおかつ、そこでとつても採算が合うはずだ、りっぱな河川堤防をその採取料の中から生み得るはずなんだということを業界の中で言っておきます。その声が建設省に入っておるかどうかわかりませんが、具体的に申し上げますならば、全くくだみないな値段で実は採取しておるようでございますね。ところが、それが売る場合には何十倍と言いたければ、そういうふうな値段で売られるわけでございますね。だったら、もっと高い値段で、その金を払ってあげようなんだ。その金を目的税にして、そうして護岸のほうにその金をつぎ込んで、どんどんと流れてきたところの砂利を採取するということがあって考えられないことはないというふうな判断が一方にあるわけでございます。こういうことをお考えになったことがあるでしょうか。

○多治見説明員 お答えいたします。ただいまお話しございましたように、河川の砂利を採取する者に対しては相当の料金を課して、その金で河川の工事をやるというふうな考え方が一部に相当あるということはお伺しております。われわれといたしましては、そういう御意見がいろいろございまして、その面の検討は十分やっておりますつもりでございます。そこで、その考え方でございまして、われわれが検討いたしておりますのは、現在の河川の管理といたしまして、治水の責務といたしまして、そういうものはやはり国が第一義的に負うものであるというたてまえでやっておりますが、やはり特殊な河川の工事につきましては、受益者負担ということも考えられますので、そういう制度も実は現行法でもある程度取り入れることができるようになっております。ただ、砂利の場合につきましては、検討はいたしておりますが、なかなか結論が得られませんが、砂利の採取者の受益の限界と申しますか、受益の程度、その砂利を採取したために起こります河川工事の範囲、御承知のように河川の一部を掘りますと、その影響する範囲は河川全体に及ぶわけござい

して、長い川のことでございますので、この河川の砂利を掘った人の受益と、それからその河川工事の必要性の範囲、これはなかなか一致しない。河川工事には非常にばく大な費用がかかりますので、そういう点のどこまでが受益でどこが負担すべきかという点については、なかなか困難な問題が現在あるようでございます。そういう点の問題はございまして、何かそういった点でも考える余地があるんじゃないかということで、目下積極的検討はいたしておりますが、まだ確とした結論を得ておられないという状態でございます。

○塚本委員 護岸堤防を補強するならば、なお年間一億立米ないし二億立米は毎年とり得る、そういうことが専門家の間で言われておりますが、ただ護岸堤防があふないということでもって、それがとれないというふうな意見がございまして、これは建設省はどういう判断をしておいでになりますでしょうか。

○多治見説明員 いまのお話でございますが、護岸堤防があふなくなるからとれないというお話でございますが、もちろん砂利を採取いたしました場合は、当然護岸に影響がございまして、したがって、現在採取の許可をいたしております量は、一応現地の護岸を前提といたしまして、これに影響のない範囲でしか砂利の採取を認めておりません。したがって、これ以上とれば護岸があふなくなるという場合は、これは許可しないというたてまえでやっております。

○塚本委員 たしかいま各地方、府県におきましては一立米大体六十円くらいでございまして、ね。そして、その金が県の収入の雑収入の中に入っております。こんなに建設にとりまして大きな予算をかけております、いわゆる建設予算の中の大きな部分を占めるべき砂利のいわゆる採取料が、府県では雑収入に入られておいてわずかに一立米——たとえばこの一立米にそのほかに目的税として三百円かけたとして、一億立米とれるといたしますと、年間三百億円を、実は護岸堤防補強

のために使える。二億立米年間出るといたしますと、六百億という、護岸の根固めだけで完ぺきなものができるとはございせんか。そして、業界はとにかく町のまん中をダンプで飛ばして、そして交通の安全を脅かして、こういうとき、しかも一般に売られておりますところの砂利の値段は、おたくのほうの通産省から出ておきますところの金額からいいますと、東京におきまして二千四百五十円でございまして、六十円でとれたものが二千四百五十円で消費地に渡っております。これは全く人命を無視した危険な運搬方法によつて、こういう値段に上つておる。だから言ってみるならば、このいわゆる目的税を設定いたしました三百円か五百円になつても、決して業界では痛くもかゆくもないと言っております。その金を、完ぺきにすることに、交通安全の最も悪魔と言われておりますダンプカー、よくよく規制法は設けられなければ、これを避けて国内の天然物を使うという方向に導き出していくならば、よしんばわずか一億立米でありまして五百円をとつておけば年間五百億という金が、いわゆる護岸堤防補強に使われれば、これは全く洪水知らずの河川がでさがるのではないかと。しかも業界としてはこれは安定した採算がとれることではないと言っております。だからそういうことはなせ根本的に考えて——いま検討するということのような御意見で一年延ばしになされておるといふ行き方、しかも碎石にいたしましたもんだんと距離を延ばしておる状態でございます。消費地は大会へどうしても向かつてくるということになりまして、もはやこの問題は、私はやはりそういうところを変えるよりも、方法を、天然を生かすということがいかに大切か。先ほどちょっと繊維の問題を申し添えましたけれども、一番大切な国内のそういうものを伸ばすということがみんな忘れ去られて、それは常に行政が後手後手に回つておるからこういうことになるので、先回りしてそういうことをしていたら、私はどれだけ業界も助かるか知れない

し、みんなこれが生きてくると思うわけでございます。どうでしょうか。

○多治見説明員 確かにお話しのように、現在、砂利につきましてその採取についての目的税というふうな考え方もございまして、そしてわれわれ治水の関係者としては、そういう点も含めまして、治水事業にとつても確かにその方向で検討すればプラスになることは間違いないので、われわれとしては希望的に考えて検討しているわけでございますが、御承知のように目的税その他についてはむずかしい問題もございまして、税法上の問題あるいは骨材全般の価格の問題等ともからみますので、河川工事だけの面からこの制度を結論的に採用できるかどうかという判断はできませんけれども、ただわれわれといたしましては、そういう方向で考えること自体非常に河川事業のプラスになるというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、現在河川の生産物の調査等もやっておりますが、そういう結果もあわせて検討いたしまして、そういう方向でできるだけ考えたいというふうに思っております。

○塚本委員 もう一つは、上流における採取の方法でございますね。これはほんとうにもったいないほどたくさんあるわけですが、これもいまや韓国や台湾から持ってきたければならぬようなことを考えるならば、これまた目的税と言ふとちよつとこれは語弊がございまして、有料道路にして——そんなことで採算に合うかどうかかわかりませんが、せんだい、ともかく上流から砂利を採取すべき道路をつけてやるということが、私は最も大切だと思つておる。道路さえつけてやるならば、これは河川に対しても、ただだけいわゆる安泰であるかもしれないし、ダムも埋めずに済むということになるかと思つておる。業界ではかつてにそれができまじせん。だから言つてみるならば、いわゆる砂利採取のための特別の道路を設けるということも、今日この埋蔵量を開発するという意味におきまして、私は大きな一つの開発の道だと思つておる。

とにしたいです。そういうことができないものだから、町のどまん中やあるいはまたたんのぼの中を掘り返して、そして先ほどから議論になっておりますような補償の問題からいわゆる汚水の問題等が大きく議論にならないならぬ。そんなことを考えるんだつたら、いわゆる人家と直接関係のないような、山に、上流に道路をつけてやるということをもっと先回りをして早く実現させてやるならば、これまたいまの需要くらいならば十分満たし得るということが悪定されるわけでございますが、どうでしょうか。具体的にこれも砂利採取の目的を持って道路をつけるということ、目的税というところもおかしいのでござい

ますが、何らかの形で――彼らはいま申し上げたように運搬に対してはばく大な費用と犠牲を払ってこれをなし遂げておる。原価わずか六十円、こういうことからいいますと、私は、これも政治としてこれを生かしていくならば、十分に申し得ることであり、河川にとつても、それは最も健全な方向であると判断されますが、どうでしょうか。

○多治見説明員 問題は非常に多岐にわたりますので、河川局だけの立場から全般についてお答えできないかと存じますが、ただ河川の現状を見ますと、確かにお話しのように、上流部に相当砕石等がございまして、これを開発すれば、砂利の供給について相当プラスになるといことははっきりしております。これをどう開発していくかという問題になろうかと存じますが、お話しのように、そこに砂利運搬の専用の道路をつくるという一つの方法であろうかと考えます。お話しのように、砂利のコストがほとんど運搬費でございまして、河川管理の面からだけだいたいは検討しておりますが、奥地のほうに、直ちに採取可能な砂利が賦存しております場合も、たいていの場合は運搬費の問題で採算がとれないというのが現状でございます。賦存量があることは間違いないでございます。この開発手段として、もし道路をつけることが非常に有効であり、経済的にも

プラスであるということになりますれば、その点もあわせて検討すべきであるというふうにわれわれとしては考えております。

○塚本委員 上流を開発するためにぜひとも道路が必要である。このことはすでに先ほどとも岡本委員からの御発言にありましたが、いわゆるダム湖底の問題でございまして、底からさらえるという問題、さらに先ほどお話しがありましたように、ダムの底がもう埋まつてしまつておるダムが相当あります。業界では、すでに具体的に、たとえば横山ダムのときは、すでに自分の力でもつてその湖の底をさらえるという努力までしておるわけでございます。遺憾ながら、それを運ぶときに、先ほどのように外へ洪水で流すというのは、これはちょっと、まだまだ相当のあれがあると思ひますが、これは取りつけ道路をつくるならば、もはや業界では採算に合うと言つております。だから、平均八十何キロから九十キロの運搬をしなければならぬとするならば、二十キロや十キロ地点にまだたくさんあるはずでございます。しかも、これは全くダムにとつても健全化の方向であり、そして河川にとつても、河川としての本来の機能を果たさせる上において最も必要なことだと思ひわけでございます。したがって、この問題は、一はかかつて取りつけ道路にあると思ひわけ、上流の問題、ダムの底の問題、私はやはりこれらの問題――いつかはダムの底をさらえなければならぬと思つております。そういうときに、道路さえつければならば、もはや幾らでも底をつかんであげるような機械はできておるそうです。道路さえできるならば採算が合うというこでいま業界は満ち心しておるという状態でございますね。だから、これは建設省におきましても、あるいは通産省におきましても、具体的にそのことを何かの形で採算に合うような――何も国費だけで全部道路をつくる必要はないと私は思つております。もと

もとがただみだに安いのでございまして、しかも売り値がすばらしく高いのでございまして、しかもその間の利益を考えてみるならば、何らかの形で

目的税的なあるいは目的料金的なものを対象にして道路を建設して、需要を満たすということ、これは私は当然行なわれていい問題ではなからうかというふうに思ひますが、この点、政務次官どうでしょうか。

○藤井政府委員 先ほど河川局長から答弁がありました。問題が、通産省、建設省相互に相談をしなければならぬ問題に關係がございまして、御趣旨の点はよく理解ができました。ただ、どういう形でこれを進めていくか。公共投資を、道路をやつて、そして業者にこれを採算ベースに乗せさせてやらすという、このやり方ですね。これにもいろいろくふうが必要と思ひます。問題は、砂利不足の解決、しかもそれがむしろ河川保全にも役立つ、こういう観点からの御指摘でございまして、十分検討させていただきます。こういうふうに思ひます。

○塚本委員 これは、政務次官、すでに行政があと回しになりまして、そしてもうそんなところまで行つて、待つておれないから、山の中やおかの中やたんのぼの下をはじくり返して、そうしてでも持つてこよう、これは需要があるのだからいたし方がないという状態でございますね。だから需要供給のバランスをとつてやるところに、いわゆる政治の最も大きな道があると思ひます。立法も、全部、いわゆる被害あるいは公害を防ぐためにあとからあとからこう案が張つておるような方式になつております。だから私は、最初に、この四十一條の「指導」だとかいうのは、どうなされるのかというところをお聞きしたようなことでござい

ます。私は、政治はいまの段階では先回りをすべきではないか。あの名神高速道路ができてみたり、東名高速道路ができてくる。採算が合わぬといつて、私は、たしか三十五年、あの当時に建設委員会ですんな議論をさせていた覚えが、ありますけれども、いまは、無理につくつたあの東名高速道路がどれだけ生きておるかということを考えますと、特に建設というふうな仕事は、採算に合わぬことを先回りをして、採算に合わせる

という形が私は建設事業だろうと思ひます。だから、それを常に通産のベースだけで考えると、あと回しあと回しになつて、とんでもないおかを掘り返すというふうなことが行なわれてきておる。だからダムの底をさらえるということでも、上流をとるということでも、あるいはまた護岸のふちをとるということでも、私は、先に補強しておいて、そういう形で、先手先手を打つことが政治だと思ひわけでございます。単なる各省間におたる調整や話し合いだけでは私は問題にならないと思ひます。だから、もっと具体的に勇氣を持ってそのことをしていただかないと、もういかなくなつてしまつて、そして「指導」とは何だと言ひますと、いわゆる共同化、協業化というふうなことになる、その人たちは実は碎石の方向に向けるということになる。そうして、それについていかなれないところのいわゆる小さい業者の人たちを、自然にそういうふうな問題を引き起こす

べき方向にやつて、その安全の措置をとれというふうになりますと、採算が合わないからというふうな形が出てまいって、弱い者いじめという形が結果として起こつてしまふと思ひわけでございます。これらの問題につきまして、いわゆる検討から具体化させる方向に向かつて進んでいただきたいというふうに思ひますが、もう一度、大臣おいでになりましたけれども、最初聞いていただけなかつたから、政務次官のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○藤井政府委員 御趣旨の点はよく了解いたしました。ただ単なる検討でなくして、御趣旨の線に沿つて、ひとつ骨材としての砂利の需要、これが及ぼす公害、諸般の問題点からして、早急に検討いたしたい、このように思ひます。

○塚本委員 もう最後の結論を出させていただきますが、これと同時に、私は、やはり業界の声として、これはほとんど建設に必要な必需品でございますが、いま建設業界を見てみますと、あまりにもピンはねをする段階が多過ぎるのでござい

いたしまして、あるいは一般の大きな建築にいたしまして、十段階ぐらいピンをはねられているような感じがしますね。だから直接に資材を供給すべきところが一割ずつ取られても倍になる、こういう形になってしまふ。こういうひびくような、言ってみますならば、くぎ一本持つていないような建設会社が堂々と国会に出入りをして、おる、こういうふうなことが建設業界の常習になっておるということでございます。だから、資源供給のところが、おのずから予算の名目の中には、あるいは設計の名目の中には、いわゆる業界としてやっていき得るような単価が明示されておるんですが、現実には受け取るべき金はそれからきわめて圧縮をさせられる、やはりこの砂利採取の中にも、採算をどうしてもとらなければならぬ、というところからいわれる無理がきておる、こういうふうな状態に置かれておるわけです。

そこで私は建設省にお尋ねをしたい一点は、この際、少なくとも官公需の発注だけは建設事業の単価で取らずに、砂利は幾らと、直接に砂利だけは砂利として、いわゆる砂利業界からあるいは砂利の業者から直接に納入させることをするということが彼らに無理でなく済むのではなからうか。それを建設費の中で一緒にたに入れてしましますから、どうしても設計の見積もりから実際に二割くらい低くしかもらっていないということをおぼろげに言っております。だから、おのずからそれがいわゆる採取のほうに無理がきてしまうというところで、まあそれがすべてではありませんが、そういう摩擦が公害のほうにあらわれ、いわゆる原料を取るときに手を抜いてしまふ、こういう形になってくるというふうな思われるのです。全くこの事業量は大きな金額になると思えます。そうして、わずか手数を加えるだけです。人件費やそういうもののほうにこれが食われてしまったり、元請のほうに取られてしまふという形が、実は建設業界の常例になっておるそうですが、せめて国が行なういわゆる大きな事業だけは、砂利は幾らあるいは石は幾ら、砂は幾ら、こ

ういうようなことを直接にそこへ発注をするようなことを考えたなら、これももう少しゆがみが直ってくるんじゃないか、こういうふうな考えられますが、どうでしょうか。

○稲本説明員 ただいまの先生の御指摘のような点もあらうかと思えますけれども、実は建設省におきます直接工事におきましてもつい最近まで、一部材料、資材等の官給もいたしてまいりました。しかしながら、年々事業量が增大してまいります一方、欠員不補充といったような問題もございまして、最近に至りましては大体建設工事だけの契約件数も一万件を突破する、その事業量も非常に膨大になってまいりまして、この職員が十分に補充できないというところから、どうしても事務の簡素化あるいは効率化というふうな点が最近非常に大事な問題になったわけでございます。一方、建設業者の側におきましても、必ずしも資材等を官給いたさなくても、この資材の納入にあたります検査等、品質管理を十分にすれば、工事のほうは十分できるというふうな事情もございまして、業者の自主性にまかしまして、この直轄の事業を推進するというふうなことで、四十年以来原則としてこの資材等の官給は中止いたしましたような次第でございます。

○塚本委員 建設省の立場からいって人件費を省く。そのようにして簡便であるかもしれないが、それがために実はこういういわゆる下の業者等が泣いておるんだということが、おたくのほうの耳に入っておりますか。

○稲本説明員 そういうふうな話もときどきこちらから聞くわけですが、ただいまも申し上げましたように、私どもの人件費の削減というよりも、政府全体としての欠員不補充というふうな関係で、いわば事務の簡素化もどうしてもやらなければならぬというふうな事情もあるわけでございますので、この点はひとつ御了承いただきたいと思えます。

○塚本委員 時間がございませぬから、最後に一点だけお聞きしておきますが、当面、いわゆる汚

水処理と公害を防止すべき手段をこれから強く指導なさり、あるいはまた勧告をなさることにしたいと思います。この施設等、小さい業者にとつてはたいへんなことだと思ふわけですが、これに對する何らかの特別の、たとえばそういう施設に對する固定資産税の減免等、具体的にはそういうことはどの程度考えられておりますか。

○吉光政府委員 お話しのとおり、この公害防止に關しましていろいろの設備をつくるには非常に多くの資金を要するわけでございます。したがって、この制度と並行的に現在進めておりますところの近代化促進に關する融資制度の活用でございますとか、あるいは公害防止施設に關する現在の融資制度の拡充の問題でございますとか、これを並行的に進めたいと思つております。同時に固定資産税の問題につきましては、いろいろと議論があつたわけでございますけれども、さらにこの法案の成立を待ちました上で積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○塚本委員 最後に通産大臣に、私、最初からいろいろとお尋ねしておりましたように、問題点は、需要と供給のバランスがくずれるところから無理が生じてきて、そうしてそこから多くのいわゆる事故等が発生してくる、これは自由経済の鉄則であらうかと思つております。そういう意味で、今日建設がこれだけ需要が多くなつてまいりますと、砂利も必需品としても急速に伸びてきておる。だからこれと並行すべきいわゆる開発をしていかなければならぬということでは実は議論を展開したわけでございます。あとからこうしてはならない、この被害はどうするんだ、どう補償するんだというふうな、実はあと始末の内容が強いわけでございますが、しよせんそれは私はあつて手

の方法になつてしまつて——それと並行して、いや、それより一歩先んじて、実際にその資源が必要なんだから、しかも日本の国の中にはまだ相当量ある、だから先回りをして、実はその資源を開発すべきだという議論を展開してまいりました。が、検討中検討中という御返答が非常に多かった

わけでございますが、どうぞこの点、実は河川砂利にいたしまして、上流になればまだたくさんあるというふうなことを検討いたしまするとき、あるいはまた護岸さえもつとつかり固めて補強さえするならば、手元にはまだ砂利等は相当量毎年これを採取することができ、こういう問題を、実は積極的に取り組んでいただまして、いま手元にありますところの資源を十分に開発でき得るような施策をとつてほしい。こういうふうな最後に御質問と御要望を申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

○権名国務大臣 ごもつともでございます。関係各省と十分に協議をいたしまして、積極的に骨材の開発に今後つとめてまいりたいと思ひます。

○小峯委員 午後二時から再開することとし、この際休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時七分開議

○小峯委員 休憩前に引き続き會議を開きます。砂利採取法案並びに電氣用品取締法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。玉置一徳君。

○玉置委員 まず政府当局に御質問申し上げます。砂利採取法の第一条に「この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。」こうなつておりますが、はたして砂利の採取に伴う災害防止が重点なのか、その次に書いておる「砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。」というのが重点なのか、これは今後の質疑に影響いたしますので、まず冒頭そのことを伺ひたいと思ひます。

それから、あわせて「砂利採取業の健全な

発達に資する」というのは、どこかに何らかの財政的なあるいは税制的な便益を供するところがあるが、この法案の中に入っているのかどうか、その点もお答えをいただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 先ほど御指摘をいただきましたように、第一条の中に「砂利の採取に伴う災害を防止し」ということをうたつておるわけでございまして、直接的にこの法律が目的としたしておられますのは、災害防止でございます。ただ、災害防止に伴ひまして、「あわせて砂利採取業者の健全な発達に資する」というふうにしておるわけでございまして、これは災害防止をやるにふさわしい砂利採取業者というふうな体質が強化されまふと、なかなか実効を伴わない場合が多いというふうな考えましたので、あわせて採取業者の健全な発達に資するということにしておるわけでございまして。

具体的措置といたしましては、四十一条に、砂利採取業者に対して、「採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取業者の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。」というふうに、宣言的ではございますけれども、政府並びに関係機関がそれぞれ積極的に砂利採取業者の発達に必要な指導、助言というものをやりまして、その裏づけをいたしまして、現在いろいろの金融上の諸制度がございまして、それにきよつて砂利採取業者を応援してまいりたい、こういう考え方でございまして。

○玉置委員 あくまでも災害防止が重点でありまして、そのことが、ひいては健全な砂利採取業者の育成強化ができればということだと思ひます。そこで、そうなれば、この法案の中には書いてはないけれども、行政措置として健全な発達育成を強化するような意味の何らかの措置を講じようとしておいでになるかどうか、あるいはいままでに講じておいでになるか、この際明らかにしたいと思ひます。

○吉光政府委員 砂利採取業者の現状は、何と申しましても、ほとんどすべてといつていくらい

中小企業者でございます。同時にまた、その中小企業者の中でもいわゆる零細企業者というふうにいわれるものが半分くらいを占めておるわけでございまして。したがって、まず第一は、採取業者に対しましてところの共同化あるいは協業化の組織づくりをすることが必要であらうというふうな考えをわけでございまして。そのために、現在それの地域に応じまして組織づくりについての指導をやつておるわけでございまして、まだ不十分な面が多うございまして、さらに一そうこの観点強化してまいりたいというふうな考えております。

同時に、これとあらはらの問題といたしまして、先ほどお答え申し上げましたように、中小企業関係のいろいろな資金援助の方途があるわけでございまして。あるいはまた災害防止施設についての資金援助の方途がございまして。したがって、その具体的な措置につきましまして内容十分なものにつきましまして、さらにこれを拡充してまいりたいという方向で積極的な助成努力をいたしたい、こう考えます。

○玉置委員 川砂利採取の場合に、川砂利の規制にあつては山砂利に転換をする者には、それだけの資金的な裏づけをしてあげることが確かなつておると思ひますが、この場合におきましても、採取計画その他のところで入つてまいりますけれども、あまりにも零細な企業そのもののだけではこの計画が確実に実行でき得るというめどが立ち得ないときもあり得ると思ひます。したがつて、そういう人々の協業化というものを進めていくという考えは、私は非常にけっこうだと思ひます。また転産業その他によつて何らかの資金援助をしなければならぬようなこともあり得ると思ひますので、その節は十分な対策をしてあげていただきたい、かように思ひます。

そこで、次に質問を移します。第二条におきまして「この法律において「砂利採取業」とは、砂利の採取を行なう事業をいう。」こうなつており

ますのは当然であります。採石によります被害というものも世間では間々問題になつておるよう思ひます。御承知のとおり採石そのものにも問題がありますし、大きくかぶつておる土をのけなければならぬ、そこに必然的に同じような様相を呈することもあり得るわけでありますが、これについては通産省はどのような措置をしておいでになりますか。

○吉光政府委員 お話しございましたように、採石につきましてもやはり公害問題を起こしておるわけでございまして。実は採石法につきましましては、現行の砂利採取法に比ばましまして公害防止の具体的な規制措置と申しますか、これが法律の体制でも一歩前進いたしております。たとえて申し上げますならば、現行砂利採取法におきましては事後届け出制でございすけれども、採石法におきましては事前の届け出で、同時にまた事前に届け出られた計画書の内容によりまして、ここでは公害が発生しうやうであるというおそれが多い場合におきましては、公害防止の方法を定めましてそれを認可するという制度をとつておるわけでございす。したがって、砂利採取法の今度の規制方式と少し違つた点はございすけれども、現行法上の公害防止の方法をさらに強化いたしまして、その制度をさらに強化することによつて公害問題に対処いたしたい、このように考えておるわけでございす。

○玉置委員 今回の砂利採取法によりまして、いままでの事後届け出制を事前の許可制度に改めた。ただし、内容は御案内のとおり登録制であり事業認可という形になつておるわけであります。さて、第四条の登録の申請でございすますが、第二項の砂利採取業務主任者、この業務主任者というものに非常に比重がかつておられて、会社の経理的な基礎というものを、資本金その他系列というふうなものをあまり見ておいでにならぬやうに見えますが、この理由を御説明願ひたいと思ひます。

○吉光政府委員 砂利の採取法に関連いたしまし

て、その災害を防止いたします手段といたしまして、まず第一に、人的な側面についてチェックする必要があるであらうということと、第二段目に物的な側面、その二つの面、それにいまお話しございました資金経理的な面、いろいろなチェックの手段があると思ひわけでございす。このたびの登録制におきまして考えましたのは、人的な条件につきましまして、砂利採取業者としてふさわしい人的側面というものがあるのではないかと。このことから、特に特定の欠格事項の問題と同時に、砂利採取の業務主任者という者を必ず置かなければならぬというふうなことをこの登録必要要件にいたしたわけでございす。したがって、この登録につきましましては、砂利採取業務主任者、資格を持った業務主任者を置いておるかいけないかというところは非常に重要な意味を持つわけでございすけれども、いまの経理的な側面につきましまして、実はこの砂利採取業者の経営規模というもの

は全く千差万別でございす。いろいろの経営規模があり得るわけでございす。これは特に現実の態様がさうでありまして、やはりそれぞれの地点に応じまして、採取業者の資本金の額が必ずしもあるレベル以上でなくても事業ができるといふふうな面もあるわけでございすので、したがって、登録の要件といたしましては、経理基礎等は一応問わないことにいたしたわけでございす。現実には採取計画に基づきまして認可いたします場合に、その採取計画の採取量に

対応した公害排除施設というものができるといふか、そこらについての資金手当てはどうなつておるかというふうな問題につきましましては、具体的な問題として資金の裏づけを要求し、そしてそのないものについては採取計画の規模を小さくせよとか、そういうふうな方法で対処いたしたい、こう考えておるわけでございす。

○玉置委員 これは登録の場合に採取業務主任者を置くことが必須条件であります。採取計画の場合にどうでございすか。

○吉光政府委員 採取計画の認可申請書の中に

は、業務主任者の氏名というものが出ていないわけでございますけれども、採取計画を提出いたしましたのは登録を受けた砂利採取業者でございます。したがって、必然的に業務主任者はだれであるかということがわかるような仕組みになっておるわけでございます。したがって、認可されました後に、たとえばその作業場に標識を掲げるといふような場合には、業務主任者の氏名等は必ず明示せよというふうなことにいたしておるわけでございます。

○吉光政府委員 そうすると、大臣登録を受けました場合に、登録には採石業務主任者は書いておりますけれども、いよいよ事業認可の場合に京都府ではこれをやる、滋賀県ではこれをやる、あるいは京都府でも南山城の城陽町ではこれをやる、田辺町ではこうやる、それが同じ業務主任者でいいかどうか。業務主任者というのはその会社なり経営体に一人でもいいのか、事業場所ごとに一人ずつでもいいのか、あるいは零細な方々が三企業お集まりなすって一人持っておつてもいいのか、ひとつ具体的ににお教えをいただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 砂利の採取業務主任者を設けました理由が、業務主任者の制度を通じて災害防止に役立てたい、こういう趣旨に出ておるわけでございます。したがって、その業務主任者の守備範囲と申しますか、これにはおのずと限度があるわけでございます。その採取場の大きさあるいはまた箇所等によりまして事務所の数も当然にふえてまいるといふふうなこともなりますし、と同時に、これはそういう非常に大きな責任を持つておられますので、したがって、いまから作成してまいります下部政省令等の命令の段階におきまして、その点は具体的にはつきりさせるつもりでおりますけれども、少なくとも、責任を持つて砂利採取場——現場のはうです、現場のはうを巡回できるような意味での人数というものは必ず要求されるべき筋合いのものであると考えております。と同時にまた、一人の業務主任者が数個の採取場を兼務するというふうなことにつきま

しては全然考えておりません。

○玉置委員 考えておりませんということは、よくない、こういうことですね。

そこで、それほど重要な砂利採取業務主任者は、先ほどの質問もございましたのでしようけれども、ちよつと私にはわかりにくいところもございましたので、具体的にどの程度の学力と、どの程度の経験と、どの程度の資格を備えておるものをご想定されておるか、具体的にひとつお教えをいただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 理想から申しますと、非常に高度の技術的知識のあることが望ましいのでございまして、新に始める制度でございまして、その中で、非常にむずかしいことを申しておつたのは、業務主任者の試験に合格する人がなくなるというふうなこともなりますので、だんだんと資格は高めていくというふうなことで考えまして、現在スタート時におきまして考えております業務主任者の試験の基準と申しますか、あるいはその試験基準に基づきまして認定基準も出てまいるわけでございますけれども、一応現在の新制高校卒業程度で、しかも砂利その他の、これは河川法もございまして海浜法その他関係法律がたくさんございまして、そこらについての基礎的知識をまづ持つておること、これは基礎的知識でございます。と同時に土木工学に關します基礎的な知識、そのほか具体的な問題といたしまして、たとえば掘さくの方法でございまして、あるいはまた洗淨汚濁水の処理のしかたの問題でございまして、これはいずれかといひますと、工業高校と申しますか、卒業程度の知識は少なくとも持つていてもらいたいというふうなことでございまして、現実に現場に従事している人にとりましては、大体従前とも業務主任者制度はあるわけでございます。資格の制限はございせんけれども、制度はございまして、そういう仕事に少なくとも五年以上くらの実務経験を持つていらつしやる方、そういう方で、実際問題といたしまして、毎年砂利採取のそ

う技術者に関する講習会をやっております。この程度の講習会に出席してそこを修了したというふうな資格は最低限必要にならうというふうなことを考えておられて、そういう方向で、現在省令の内容につきまして検討を加えておる状況でございます。

○玉置委員 ここは私は非常に大事なところだと思ひますのは、ほんとうにこの法案の一番かなめをここに置いておるような感じがするのです。したがって新制高校程度だと、これもいいんでしようけれども、あなたがおつしやつた採掘なりあるいは築堤なりあるいは諸般の土木については、大體昔の中学校卒業程度の、ことに技術の中学校卒業程度の経験はせひとも必要じゃないだろうか。いま御承知のとおり、現在八割ぐらひは新制高校へ行つておるのであります。その率はもつともつと伸びてまいりますので、新制高校程度というものは、われわれ終戦後いろいろ要件のときに使ひましたけれども、いまではそれはもうそれ以下の者を見つづけるのが困難なくらいであります。この大事な主任者の問題をどうこれから扱っていくか、一番初めが、法の走り出しのときが肝心じゃないだろうか。それが一ぺん認可を与えてしまひますと、あとでなんと申すのはそんなに起る問題じゃございせん。いまの時点をどう改めるかといふことでみんなが必死になつておるときでありますので、兼業の問題その他がございまして、兼業をあまり好まないというふうなことでございまして、私も私はむしろ二、三の兼業をやつてもそういう資格の、しっかりとした人格の、だれもが認められるような者を主任者として持つてくはうがあるいは実情に合うんじゃないかとすら思ひます。そういう意味で、もう一度具体的にこの点だけはどういう者を一体想定しているんだといふことをさばつとひとつおつしやつていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 災害防止の具体的な責任者になりまして関係上、この資格要件が非常に重要であり

ますことにつきましては、御指摘のとおりだと思ひます。したがって、その内容につきましては十分に慎重に検討する必要があります。先ほど申し上げましたのは、基礎的な知識をお持ちであることと、同時に現在全国で七千程度、合格者がほとんどなくてこの業務主任者を置くことにいたしました制度全体に響いてくる問題もございまして、やはりこういう新しい制度でございまして、同時に現在全国で七千程度、あるいは個所にいたしますとそれ以上に砂利採取業者が営まれておりますので、そこらに經過的な混乱を与えないような角度で、同時にまた災害防止に大いに役立つ、その両者の面をあわせ検討いたしまして、具体的基準を設定してまいりたい、こう考えます。

○玉置委員 もう一度聞いておきますが、二、三の同業に兼職することは好ましくない。ただし、協業化が進められたような場合、事業協同組合のような形をとつた場合には、一業務主任者で当然いいと思ひますが、その点はどうかでありますか。

○吉光政府委員 協同組合上の事業協同組合として、一事業としてそれが協業化された上で事業が行なわれてまいるという場合におきましては、その作業場が一つしかないというふうな場合におきましては一人だけつこうだといふふうな思ひます。ただ、作業場が非常にたくさん広範にわたつてあるといふふうなことになりますれば、それに応じた数の人が要求されてまいる。したがって、一業者ずつであればそれぞれ各一でありま

すもの、それが協同組合方式である作業について、ある特定の作業場についての作業管理が行なわれておるといふことであらば、これは一名でもかまわないといふふうに考えます。

○玉置委員 先ほどの問題、これは非常に実際問題としてこれから行なわれる問題ですから、もう一つ突っ込んで言うておきますが、非常に零細な者が多い、そのために非常な弊害が起きている。したがって協業化を進めるんだ。協業化を進めるということになれば、これは事業を持っておる者が集まるといふことなんです。採取事業場がたぐさんあるわけですよ。それを一緒になれ、強くなれ、こういうわけですよ。五つなら五つ持っておる者が寄って事業協同組合をつくった場合に一人ではないのか。その横つちに五つとあります目の届くところに、目の前に五つあるやつは五人要るのか。その点をひとつ御説明いただきたい。

○吉光政府委員 作業場の数だけに拘泥いたしておるわけではないわけですが、いふふいふ場合、一作業場の大きさが非常に大きいといふふいふ場合、あるいはまた一作業場が非常に小さいものがたぐさんあるといふふいふ場合等におきまして、こういう災害防止の基本的な責務を負っておるわけでございます。その責任が完遂できる範囲といふものは、おのずとそれらの立地条件等によってきまってくるのだらうと思つてございす。したがって、一作業場に必ず一人、あるいは二作業場にこえてはならないといふふいふことが、現実に監視の目の行き届きます非常に近隣周辺にありまして、毎日巡回指導が両方できるといふふいふ場合であります。これは一人でもけつこうでございすが、巡回指導がそうできない、一週間に一回くらいしかそこに行けないといふふいふ体制では、この作業主任者を置きました意義がなくなるわけでございます。そういう現実の事態に即しまして、そこらの人数がきまってくるというふうに考えてまいりたいと思つております。

○玉置委員 局長は城陽町をごらんになりましたか。ごらんになってないんですね。説明員という形であの現場を見られた課長は、いま私が局長に質問をしておった点、一体どのように判断されるか。

○竹村説明員 昨年末に私も現場をつぶさに視察いたしました。非常に公害と申しますか災害の激しいのに驚いた次第でございますが、業務主任者等につきましても問題につきまして、先ほど局長が答弁されたように私も考えております。

○玉置委員 なかなかむずかしい問題であります。現場現場に応じて考えなければいかぬことはただいまのお話のとおりであります。しかしながら、協業でこれをどうしようようにして組織化し、それで適正な、堅実な砂利採取の軌道に乗せるかという点と、公害防止オンリーでものを考える場合とで、重点の置き方がちよつと違つてくると思つておる。その辺これ以上質問することはやめておきますが、ひとつその点非常に重要だと思つておる。十分御検討いただきたいと思つておる。

それからこの業務主任者といふものは、この法案の中でこれほど重点を置いておるわけでありすが、十四条以下の業務主任者の義務、こういう砂利採取法そのものに違反した場合、だれが責任者になるのか、だれが処罰を受けるのか。いわゆる会社経営の代表者なのか、業務主任者なのか。もつては会社経営者も処罰を受け、そして業務主任者も処罰を受けるのか、この点をどうお考えになっておられますか。

○吉光政府委員 会社の中におきます職制上の責任者といひましては、業務主任者になるうかと思つてございすけれども、この法律の規定に基づきますそれぞれの命令違反等の問題につきましては、会社責任者がこの法律上の責任者でございます。したがって、この法律に違反いたしました罰金その他の刑に処せられます場合には、会社責任者といふことになるわけでございます。併し、同時にこの罰則の規定の中に、併科制度がございまして、たとえば業務主任者の指示に間違いがあった、あるいは業務主任者の懈怠に

その根本原因があるといふような場合におきましては、業務主任者もあわせて処罰を受ける、こういうふうな体制になっておるわけでございます。法律上順守の第一的な責任者は、やはり会社の責任者そのものでございす。

○玉置委員 質問を進めたいと思つておる。第十七条であります。採取計画、「前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。」こうなっております。その一つは砂利採取場の区域であります。区域の大きさを一体どのようにお考えになっておるか。つまり現時点におきまして城陽町の場合を見ますと、非常に狭いところに二十数社という事業場ができておる。そして狭いものでありますから、山を平地のところまで、平地といふことはおかしいのですが、その山の近所の平地のところまで採取をしておいて、それを平地にしておいて次へ移るといふふうな幅、広さを持つてないわけでありす。したがって、片一方を掘り起こしますと片一方へ捨てて、逆にまたそれが済んだらやめていかざるを得ないといふような、場所といふのは変でしようが、事業場の対象範囲が非常に狭いといふことが言えると思つておる。適正規模といふものをお考えになっておるかどうか。

○吉光政府委員 ここで規定いたしました区域でございすけれども、この採取計画の認可という制度を採用いたしましたのは、本来災害の防止という観点から、採取計画につきましても事前のチェック制度といふものを採用したわけでございます。したがって、経済的合理性のある区域といふふうなことも一つの角度でございすけれども、あくまでもその次に出てまいります。そこでどれだけの数量、どれだけの期間かかって掘るかといふことに対応いたしました。それに對する災害防止設備がどのように組み立てられ、またそれが近隣産業、たとえば一番端の例は農業、林業でございすけれども、どういふ影響を与えるかといふふうな災害防止の観点から、その事業体として適正な規模といふふうなものがお

ずと出てまいらうといふふうな考えたわけでございます。いま、経済的な採算単位としての区域といふふうな把握のしかたといふよりか、むしろ災害防止の観点から、それだけの区域についてそれだけの数量といふことが、防止設備とのうらはらの形におきまして確保できるかどうかといふふうなことも頭に描きました上で規定したわけでございます。したがって、ここで頭に描いておる合理的な区域といふふうなものは、実は経済的、合理的な区域といふふうなものはあまり念頭にないわけでございます。あくまでも災害防止の観点から、その企業体として合理的に掘り得る範囲といふふうなものがここで求められるべきではないかといふふうなことを考えておる。

○玉置委員 話はわかりましたけれども、災害防止的な見地から見ると合理的な採取計画といふものは、勢い経営の合理的な見地とも同じことになると思つておる。そういう点をよくお考えいただきたいと思つておる。

そこで、埋め戻しは、初めから採取の方法その他の計画にお入れになるかどうか。それから先ほど申しました、これは語弊がございすけれども、畑地等の平地までを採取することにとどめようと思つておるのか、いまのようにものすごい深いものまで掘つてかまわぬと思つておるのか。その場合には埋め戻しは、どういふようにお考えになっておるか。

○吉光政府委員 掘りつばなしにいたしまして、そこに穴があきつばなしになっておるといふことのために起こつてまいる災害が多々あるわけでございます。したがって、原則的にはほとんど埋め戻しを伴うといふ採掘が一番多いと思つてございすけれども、場合によりましては、そこは平坦地になるといふだけでございまして、あえて平均化運動は要らないといふふうな場所の場合におきましては、これはもう埋め戻しは最初からなしといふことになると思つておる。一般的にはやはりそこに穴を掘つて、穴が残るということが一番いけないことでございます。原則的には埋

め戻しの措置をとらせる場合が圧倒的に多いといふように考えます。

○玉置委員 その埋め戻しは、隣の山を掘ってまで埋め戻すというところはちょっとないと思いますので、しかもどろどろの、俗にわれわれヘドロと申しておりますが、それでも掘り埋められた場合に、もしも間違つてその上に登るようなことがあれば、人間はその中に埋没するのです。埋め戻しというのは一体新しい土で埋め戻すのか、少なくともそういう危険のない程度に埋め戻さなければならぬのか、この点も明確にしておかなければならないと思ふのです。それによつて、先ほど申しましたように、平地以下非常に低いところまでいまのように採掘をしていることがいいか悪いかという問題も起こつてくると思いますが、そこまでお考えになつてゐるかどうか。

○吉光政府委員 普通原則的に考えます場合には、そこを掘ります前のその土地の土質、形状をもとに戻すというのが普通の考えであらうかと思ふわけですが、ただこういうふうな砂利を採取いたしましたして、たとえばこれが農地の開拓事業的なものとして行なわれるというふうなことになるという点と、埋め戻した後は農地としての効用を持つように埋め戻す、あるいはまたそれを宅地として埋め戻す、その場所の置かれた条件に依りまして、それぞれ違った埋め戻しの態様がとられる、これは土質でございまして、けれども、こう思ふわけでございます。一般的に申し上げれば、土地をもとの状況にかえす、したがうして、ヘドロ等で埋め戻すというところは埋め戻しにはならないといふふうに考えております。

○玉置委員 ヘドロ処理といふものが、それを運搬してどこかへ捨てなければならぬとすれば、あの業態は全部成立しないのです。だから、いまの局長のおっしゃったことは非常にけっこうであります。現地を見ればとうてい不可能に近いことであるので、この辺でおいておきますけれども、次の細目をおつくりになりますときは必ず現地を見られて、全責任者が現地を見て、ひ

とつ御検討いただきたい、かように思います。

そこで、これに関連しまして農林省に一言聞いておかげといふかと思ふのですが、自分の山の地味ぎりぎりまで切り取られますと、あとに切つたてがでまして、残つた山が自然崩壊をするわけですから、そういう場合に、ある程度の間隔を置いて傾斜をうんとゆるくするか、あるいはそれに山腹砂防を施すというようなことをしてもらわなければ困るんだというのをひとつ申し入れになるかどうか。だれがおわかりの方ひとつ……。

○中野説明員 お答え申し上げます。ただいまお話しがありましたこと、農業から見まして災害が非常に起きやすいことに対して、どういふふうに取り扱うかということでございます。今度法律ができました場合に、もしそこが農地であれば農地転用ということもあわせて許可制が加つてまいります。その場合に、片一方の採取計画の認可と農地転用の許可と、両方あわせて事前に都道府県の部局で相談をさせるということにしたいと考へておりますが、その際農地なり農業施設に被害がこうむられないような施設は、農林サイドとしましては当然要請をしたいといふふうに考へております。

○玉置委員 私がいま申し上げておりますのは、山腹砂防を必要とするような傾斜の非常に強いものが多いですから、その点もひとつ法案が通りましてからよく御検討いただきたい、かように思います。

そこでもう一点、採取計画のところいろいろな点がございますけれども、非常に目につきますのは、ある一地点に自動車が一三台近く、あるいはそれ以上集中をするわけでありまして、そうすると、勢い近隣の畑、町村道、あるいはそれを通るいろいろな車もしくは人、そういうものが非常に危険を感じるのであります。それからこの運搬計画、運搬道路ということが相当重要な部分になると思うのですが、こういうものはどこにも載つておりませんけれども、十分配慮していただいて、一方交通にするとか、いろいろな点を考

えなければならぬと思ひますが、これについての所見をお伺いしたいと思ひます。

○吉光政府委員 お話しのとおりでございます。したがうして、この採取計画の認可申請者の添付書類の中に、そういう付近の交通関係等についての図面を添付して提出させるということにしたいと思ふわけでございます。砂利採取業者が守らなければならない事項、運搬業者が守らなければならない事項、いろいろあるわけでございます。したがうして、少なくとも従来道路に關しましては、道路交通法でございまして、あるいは道路法でございまして、今度の輸送関係につきましても、ダンブ規制法でございまして、いろいろの法令があるわけでございますが、砂利採取場を起点として、そこでどういふ仕事が行なわれ、しかもそれが付近の道路に対してどういふ影響を与えるかといふふうなことにつきましては、地元のはうも非常に利害関係をお持ちであるわけでありまして、したがうして、いまのような図面等がついてまいりました採取計画の認可申請書の写しを、すぐに関係の市町村のほうにお送りしまして、そこで交通問題一般もあわせて御検討いただくといふふうなことにしたいと思つておるわけでございます。

○玉置委員 ここでちょっと砂利採取の経営問題につきまして質問をしておきたいのですが、一つは、名義人と出資者と違ふ場合が問々あるわけでありまして、したがうして先ほどの時点で申し上げます、埋め戻しの済みしました後に被害の追及をする場合に、事実上もう取捨つかない場合が非常に多いでございます。この点を一体どこで選別し、どこでそういうことのないようにしようと思つておるか。

二つ目は、採取すると採取をして自動車でもつて運搬して売りに大阪なりどこなり需要地に運んでおる人、そういうなしに、採取はしておるけれども、そういう自動車を一ぱい持ちまして、そこへ買いに来て運ぶ人、これが相当多いございまして、これのほうが多いのかもしれません。それからその混合、この三つの形態があるわけでありまして、採取業者に町村から文句を言うてまいりまして、それは私のほうとは関係ございせんといふ場合が問々あるわけでありまして、こういうものをどういふように規制しようと思つておいでになるか。それはどこで規制をされるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 ただいまの御質問二点あつたわけでございますが、最初の名義人、出資者の関係でございます。この法律は砂利採取業者を営む者といふふうに言つておりますので、現実に砂利採取業者を営んでおる人、普通は実態と名義が一致いたしておると思ひますけれども、陰にかくれておる人ではなくて、現実に砂利採取業者を営んでおる人が、この場合の採取業者に当たるわけでございます。それから第二の、これはいまも申し上げましたように、採取業者でございまして、砂利採取業者を営んでいない、ただ運搬事業だけを営んでおるというふうな者につきましては、この法律の規制からははずれておるわけでございます。ただ運搬事業だけしか営んでいない、こう申しまして、現実山元と申しますか、砂利の採取場で処理できるというふうな事項につきましては、これは採取業者のほうの義務の問題といたしまして処理いたさなければならぬ面もあるかと思ふわけでございますが、それはたとえて申しますと、水たれ運搬と申しますか、水切り施設といふふうなものは、採取場は必ず設備しなければならぬ。これは運搬者の立場でなくて、採取場でする水切り施設をつくるということは、砂利採取業者がやはりかゝるべき問題である、このように考へておるわけでございます。

○玉置委員 大臣が御用事がありますので一言だけお伺いして、参議院に行つていただきたいと思ふのですが、先ほどお伺いしておりましたこの法案の第一條であります。この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂

利採取業の健全な発達に資する」こうなっております。

そこで、御存じのとおり河川砂利というものが除々に規制しなければならぬような様相になっております上に、近々行なわれます万博等の関係もありまして、年々砂利の需要は増大してまいります。そこに山砂利の問題が起り、大きな公害問題が起っているわけであります。土地の効用そのものは、どういふふう利用してどう効率をあげるかというところは別であります。これは国土のやほり一部分であります。これをどんなことがあっても公害を起してはならない。そのために今回こういう法案の提出がなされたわけであります。と同時に健全な発達ということも、これは通産大臣としては片一方どうしも考えなければならぬ点だと思つて、こういう二つの相反する問題を処理していく非常にむずかしい問題でございますけれども、絶対に公害を起さない、その上に立つてこの砂利の需要、公共事業の需要に応じていくということについて、どういふ決意をお持ちになつてゐるか、お聞かせいただきたいと思つてゐます。

○推名国務大臣 骨材需要にかんがみて、その需要を充足するというのももちろん重大なポイントでございますけれども、とにかく公害を起さないというのをやはり重点としてわれわれとしてはこれを処理してまいりたい、こう考へております。

○玉置委員 大臣もうけつこうでございます。

○吉光政府委員 第二十一条の順守義務は、あくまでも砂利採取業者の順守義務でございます。しかし砂利採取業者が順守義務を持しますということ、同時にこの業務主任者の任務自身が、やはり砂利の災害防止についてその職務を忠実に執行する

○吉光政府委員 変更命令に従わないでそのまま作業を続行しておるといふことでございます。むしろものと認可されました採取計画自身について

というところが砂利採取業務主任者の任務でございます。したがうして、第一義的には砂利採取業者がこの順守義務を負うわけでございますけれども、内部的には業務主任者がやはりその義務を實質的には負担するということになるかと思つてございまして、したがうして、たとえば業務主任者はこの順守義務を忠実に守つて作業をやることを主張いたしましたにもかかわらず、砂利採取業者がその意見を無視いたしまして、そして順守義務に違反したというふうなことになるれば、これは砂利採取業者だけがその順守義務違反になる。しかしそうではなくして、いづれもこの順守義務を守らなかつたというふうなことになるれば、お互いにこの義務違反の問題として罰則を受けるということになるわけでございまして。

○玉置委員 第二十二条によりますと、「都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第十九条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができ、」ということになつております。その次の二十三条に緊急措置命令、「砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができ、」こうなつております。それから同じく第二項に、「採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができ、」いづれも変更命令から緊急措置命令、停止命令も出し得ることになつておる。しかもそれが「該当することとなるおそれがあると認めるとき」これが今度の法案の一つの柱であります。が、こういうものを変更命令が出ましたときに、それを平気で行なつた場合はどうされますか。どうなるのですか。

○吉光政府委員 変更命令に従わないでそのまま作業を続行しておるといふことでございます。むしろものと認可されました採取計画自身について

○吉光政府委員 変更命令に従わないでそのまま作業を続行しておるといふことでございます。むしろものと認可されました採取計画自身について

の取り消し命令が行なわれる、あるいはまた一時事業の停止を命ずることもできるといふふうになつておるわけでございまして、それをそのままの形でそのまま掘り進めるといふことは認められないし、また認めてはならないものだといふふうで考へております。

○玉置委員 それをまた平気でやつた場合はどうされますか。その場合がいまだでは非常に多いのです。で、重ねて聞くのですが……

○吉光政府委員 さらにそれが平気で行なわれております場合におきましては、やはり事業者として適格性を欠く、人的適格性を欠くという意味で事業登録を取り消しまして、同時にもちろん、これは前の段階でもそうでございますけれども、当然に法令違反者として告発するべきものだといふふうに考えますが、行政措置といたしましては、事業者としての適格性を欠く人としたしまして事業登録を取り消すというところまで処分すべきものであるといふふうに考えます。

○玉置委員 取り消しても平気でやつた場合はどうする。非常にたくさんあるのです。だから念を押して聞いておるのです。

○吉光政府委員 行政措置といたしましては以上まででございますけれども、法律違反といたしまして少なくとも摘発され、刑罰の適用を受けるべきものである。同時にまた、取り消しました限りにおきまして再度事業はできない、要するに登録の申請はできない形になつておりますので、したがいまして、そういうものにつきますのは刑罰をもつてこれに対処するということになるかと思つてゐます。

○玉置委員 そのときに埋め戻し等をやらな

○吉光政府委員 埋め戻し命令につきましては、これは無登録業者であれあるいは無認可業者であれ、すべて埋め戻しの命令が出せるようになっておるわけでございまして。こういう埋め戻しの命令が出たにもかかわらずそれを履行しないといふうなことになるといはしますならば、これは行政

○玉置委員 水防法、消防法というものは原因者負

代執行法によりまして国または地方公共団体みずから埋め戻しを行なひまして、その費用を関係人から徴収するということになると思ひます。

○玉置委員 事業は登録制があり、許可制がありますから、その間違ひは少ないと思ひますが、従来はこの場合にほとんどの方々が逃げてしまひまして、これは代執行のあと金を払つてもらつた場合はほとんどございませぬ。そういう場合はどうされますか。

○吉光政府委員 代執行によりまして費用の追求は、国税滞納処分の例によつてやることになつておりますことは御説明するまでもないこととございまして、その例によりまして徴収できないという場合、要するに、国税徴収と同じ形で徴収いたしまして徴収できないという場合は、代執行法の執行過程におきましては問々あることかと存するわけでございまして、事実上できなかった場合でございまして、できないといふことで、実際問題としては、代執行としてやりました行為の効果が残つてまいるということにならうかと思ひます。

○玉置委員 そういふことのないように、ひとつ十分に御配慮をいただかなければいかぬわけですが、そこでもう一つ、緊急の場合に町村長あるいは府県知事、ことに町村長の場合が多いと思ひますが、消防団、水防団等をもつて、事故の起こらないように応援をせざるを得ない場合が多いと思ひます。こういう非常災害の場合の町村の協力といふものは、どこで費用が補償されるか、払われるのか。

○吉光政府委員 大洪水、集中豪雨等によりまして、そういう消防団あるいは水防団等の出動の場合もあり得ようかと思ひますが、実は、この砂利採取法には、それらにつきましまして、特別の規定を置いていないわけでございまして、あるいは水防法あるいは消防法等によりましてとられる措置が、そのまゝの内容にならうかと考へます。

担ということですか。

○吉光政府委員 現実の災害の形態が、私が先ほど申し上げました例示は、集中豪雨でございまして、大洪水とか、予想しなかった災害、異常災害と申しますが生じた場合に、堰堤が決壊する、あるいは溢水するという事態に対応して申し上げたわけでございまして、そうではなくて、実際に堰堤自身が弱くて決壊するというふうな、事業者自身の責めに帰すべき事由によつてこれが決壊するというふうなことでございすれば、これは当然に事業者がその損害の補償に任ずべきである、このように考えます。

○玉置委員 町村長が、緊急の場合の立ち入り検査をせよとされるように、ひとつ直していただきたいという要望が多うございましたが、これは委任を受けられぬことではないということと別に、包括的に話し合ひさしてあげれば、事実上としてはいつても入り得るということで、私はある程度ゆるやかな感じがしますが、そのように理解しておいてよろしくございしますか。

○吉光政府委員 普通の場合におきましては、こういう立ち入り権限がなくとも事実問題として出入りできるわけでございしますが、がんこ者がおりまして、どうしても立ち入り検査証を示せ、そうでない場合においては入れないというふうな者がいました場合に、伝家の宝刀と申しますか、そういう相手の意思いかんにかかわらず入れるというところに、この立ち入り調査権の意味があるわけであります。したがって先ほどのお話のように、地元市町村が非常に関心をお持ちでございます。したがって、そういう意味でおそらく地元市町村の責任者の方が出入りされることについて、拒否権を発動するような事業者はいないと思ひますけれども、万が一というふうなことであれば、機関委任事務でございしますので、委任が行なわれていなければ、知事のほうに要請していただいて、そして知事のほうの立ち入り検査の発現になり、同時にまた日ごろの制度

といたしまして、町村長等に権限の一部が委任されております場合は、それを正当に行使していただくということになるかと思ひます。

○玉置委員 建設省にお伺ひしたいのですが、こういう場合にやはり一番国土を守るのに強いのは、砂防法的というのをおかしいのですが、砂防法に掲げておるところが一番守りやすいと思うのです。ところが、御承知のように砂防法そのものもずいぶん昔のものでありますので、私は建設省の砂防課長と四、五年前からこの話をしておいたのですが、なるべくすみやかに新しい事態に適応するように改正すべきところは改正したい、しかしながら何しろ膨大な法律なので、各面のあれに關係があるものでありますから、急速にできないので弱っているのだというふうな話がございしますが、砂防法も改正する御意図があるのかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○多治見説明員 私から御説明申し上げるまでもなく、先生十分御承知のように、砂防法は非常に古い法律でございまして、罰則の罰金の額等を端的な例として見ましても、現状に合わない点がございしますので、早急に改正する必要があるというところで検討いたしておりますが、御承知のような事情でなかなか成案を得がたい面もございまして、目下できるだけ早い機会に改正したいということで検討いたしておりますので、御了承願ひいたします。

○玉置委員 農林省の方に一言お伺ひしておきたいのですが、こういう砂利採取に伴う農地被害がございした場合、被害が直接、間接いろいろな様相を呈しております。具体的にその被害被害に應じてないかと判断でき得ないと思ひますが、農民保護の立場から、できるだけ積極的な取り組み方をお願いを申し上げたい、こう思うのです。が、どういう態度でこの砂防法の改正に臨んでおいでになるか、一言所見を承つておきたいと思ひます。

○中野説明員 所管が林野庁なものですから、直接詳細には存じませぬけれども、いのお話よく

林野庁のほうに伝えたいと思ひます。

○玉置委員 それでは最後に通産省に要望を申し上げておきたいのですが、先ほどいろいろの問題で、災害の防止が一番重点ですかというところをお伺ひし、それから採取方法のところでも経営規模の問題をお伺ひしましたのは、実際は現在行なつておる様相を見ますと、お話のとおりいづれも零細な企業主が多うございまして、たとえば何と申しますか、十坪のところで逐次掘り、逐次整地をしようという様な様相ではございせん。ある砂利の質のいい地点に集中、密集いたしておりました、先ほど申し上げましたとおり三千台、五千台という自動車が一、二日ある場所に集中するということのようなことでございまして、この法案ができましたら、府県知事並びに町村長にしてみれば、この書いてある文言を具体的にどういうふうに進めていくかということ、非常に苦心の存するところじやないか。国は国でこういふふうなやりなさというところでやればいわけでありますが、いよいよ住民の保護の立場と、業者というものの簡単な営業の自由をつぶせないというふうな、衝に当たる方々にしてみれば、実際問題としてはこれからはむずかしい大きな問題に入っていくのじやないか、こう思ひます。

そこで、これは前の事後届け出制と比較すればよほど前向きに進んだ法案であるから、一日も早く法案を上げてもらいたいという要望が多うございしますので、われわれいろいろな点をばたしてうまくいくであろうかというふうな不安を抱く点もなきにしもあらずでありますけれども、やってみなければわからぬことでありますので、私は、これを施行後、施行の細目にわたるときには、ひとつ十分現地の事情とそれから現地の人々の意見を取り入れていただきたい。その次は、やってみて、なお足らざるものは次に改正するのによぶさかでないように、みんなでの法案をよいものに一日も早く仕上げていくというふうな方向でものを考えていきたい、こう思うのですが、それにつ

きまして所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

思ひます。

○吉光政府委員 御指摘いただきましたとおりだと思ひます。いろいろと、基準の問題にいたしまして、これが全国ばらばらで行なわれるということは非常に好ましくないこととございしますので、関係省庁、非常に範囲が多うございしますので、現在もすでにいろいろの連絡をやつておりますが、さらにこれを急ぎまして、この法案成立の晩におきましては、これができるだけ早く施行できますように、各省で、統一的な基準と申しますか、これを準備いたしまして、この統一的基準に基づきまして、現地におけるそれぞれの法律の運用ができるという体制を一日も早く準備いたしてまいりたいと考えるわけでございします。

なお、これを施行して見ました場合に、さらにいろいろの問題が生じた場合のことについての御配慮をいただいたわけでございしますが、もちろんこれは恒久法の形をとつておりまして、現実に私どもはこれで対応できるというふうな思つておりますけれども、もし現実の事態が違った動き方をいたしました場合におきましては、それに対応してこの法律を運用してまいりますことにつきまして、決して異存があるわけではございせん。

○玉置委員 質問を終わります。

○小峯委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 電気用品取締法の改正案についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今度の国会では、割賦販売法の改正案から、砂利採取法の改正案、そして本案につきまして、いづれも消費者保護、住民保護という立場で質問をいたしたいと思ひます。

そこで、法の第一条に、「粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止すること」がすでに目的として明定されておまして、今回の改正案は、それらの目的をより一そう効果的に果たそうとするものであるということに相なつております。

そこで、次のような点について事実関係を明確にしたいと思うのであります。

すなわち、まず粗悪な電気用品を除去するという目的から、最初に法三条によって、現行法は登録の制度を設けております。そこで、五十七条第一項第一号に基づく「登録を受けないで電気用品の製造の事業を行なった者」が一体どのくらいの件数存在をするのか。これについてひとつ現在までの統計をお示しをいただきたい。

次に、同じく二号の「登録製造事業者に係る電気用品の型式の認可」又は「輸入事業者に係る電気用品の型式の認可等」の規定に違反してこれらの認可を受けた型式の電気用品以外の電気用品を製造し、又は販売した者、いわゆる製造の違反は一体どの程度あるのか、販売の違反はどの程度あるのか、これをひとつお示しをいただきたい。

なお、これは五十七条の一項一号ないし二号違反の事実と、それが現実に五十七条一項一、二号の罰則の適用を受けた者とに仕分けてひとつ御答弁いただきたい。

同時に、これらの違反事実はこのよう形で監視検査されたものか、すなわちそのような事実を組織的に究明をする、摘発をするという体制が十分確立されておるのかどうか、このような点について冒頭お尋ねをいたしたい。

○井上(憲)政府委員 まず、お尋ねの第一点でございますが、登録を受けた者が製造できるという規定になっておるわけですが、登録を受けないでやった者はどの程度あるか、いままでに私も確認いたしました——これは立ち入り検査等の形を通じて見たり、あるいはその他事故がありましたときに検査して発見したというようなものが六件ほどございます。

〔委員長退席、宇野委員長代理着席〕
なお、罰則の適用を受けた者につきましては、いままでにすでに罰則の適用を受けたものが二件、現在告発しておりますものが三件ございます。その内訳を少し御説明申し上げますと、

特に最近告発しましたものは三件は、東海地方で一件、広島地区で一件、近畿地区で一件、この三件でございます。

なお、監視体制の問題でございますが、私どもといたしましては、一応役所が立ち入り検査によりまして製造業者、販売業者を監督するというこのほかに、役所の予算によりまして市販品を買い上げまして試験するという制度がございます。それからもう一つ、民間の団体でございますが、電気協会という機関がございます。その中に電気安全委員会というのを置きまして、この電気安全委員会は消費者、学識経験者あるいは機械メーカー等をもって構成いたしておりますが、予算を持ちまして買い上げ行為をやっており、買い上げ行為を通じて、その試験の結果不良品を発見するというようなことで監視をいたしております。

○中谷委員 お尋ねをいたしたいと思ひます。

昭和三十九年度の商業統計表によりますと、全国で、たとえば卸売業、小売業の合計は四万三千二百七十七ということになっておるわけであり

ます。そこで先ほどの私の質問のあとのほうの質問でございますけれども、二号の「販売した」ということの違反件数は一体どのくらいあるのだろうか。一体それについて罰則等の適用を受けた者があるのだろうか。しかも、それは万全の、十分ないわゆる監視体制というものが立てられておつてそのような件数が検挙されたのだろうか、こういう点について私はお尋ねをいたしたいと思ひのであります。

たとえば、先ほど御答弁になりました立ち入り検査の件でありますけれども、電気用品の製造事業者数というのは一体どの程度に相なるのであります。昭和四十年度の工業統計表によりま

す。といたしますと、その立ち入り検査工場数というものは、たしか昭和四十一年度で三百三十一ではなかったでしょうか。といたしますと、立ち入り検査の結果、そのようなものが発見されたということだとすると、この立ち入り検査は一体登録した製造業者についてはどの程度立ち入り検査をし、登録していない業者についてはどの程度立ち入り検査をしておるのか、これらについて一つの仕分けも明らかにされなければならないと思ひます。いずれにいたしましても、私がお尋ねをいたしたいのは、法の五十七条罰則の規定ではありますけれども、粗悪品追放ということ

は、登録を受けないで、あるいは型式の認可を受けないでものを製造したり販売したりするということとは、消費者に多大の迷惑をかける、そのようなことは追放されなければならない、取り締まらなければならないという立場に立ったところの法文であらうと思ひます。それらのものについて、ただ単に立ち入り検査の機会にそのようなものが発見された、あるいは何らかの民間の団体の、いわゆる偶然の機会におけるところの努力の結果、検挙され、摘発されたということは、消費者の立場からは不安であります。これらの点について一度明確な答弁をいただきたい。

○井上(憲)政府委員 お答えをいたします。まず最初のお尋ねの販売事業者の数でございますが、電気用品の販売事業者は、卸業者が約六千、小売りが三万六千という数字になっております。なお、製造事業者の数は、私も指定いたしました甲種の電気用品の業者の数が三千三百六十三ということになっております。その他は大体乙種と見ておりますが、乙種と私も予定しておりますのは千四百八十三くらいあります。ですから、ただいま登録いたしております甲種が大部分を占めておるというように考えております。

それから、次のお尋ねの立ち入り検査の実態でございますが、最近の事例をまず申し上げてみたいと思ひます。昭和四十一年度におきましては、

立ち入り検査といたしましては登録製造事業者、これは二千六百七十七、このうち検査をいたしました件数が三百三十一件でございます。その結果、違法とわかりましたのが非常に多いございまして、違法箇所を発見したというのが三百件、なおその工場のうち、違法であると認めましたものは百二十八件、約三分の一程度を発見いたしましたわけでございます。これに對しまして、私どももいたしましては、業務の改善命令等の処分をいたしましたり、あるいは公文書による戒告等をいたしたわけでございます。

なお、四十二年、昨年度におきましても、大体同数の三百二十八件の検査をいたしました。その結果、違法工場数は百二十五件、そのうち私どもといたしまして業務改善命令等をいたしましたものは、戒告が八十件にのぼっております。そのほかは口頭戒告というように形で善処いたしております。

○中谷委員 昭和四十一年度立ち入り検査実績表、いま御答弁になりましたように、違法工場数百二十八、公文書戒告七十五、口頭戒告五十三、違法箇所件数三百三、検査工場数三百三十一、こういうふうな御答弁どおりの資料であります。私がお尋ねをいたしておるのは、この違法工場数百二十八、昭和四十二年において百二十五というの、登録をしていないという工場がこれだけあったというわけではないわけでございますね。

さらにまた、型式の認可を受けないで電気用品の製造をしておつたものが一体幾らなのか。百二十八の内訳は一応明確にされなければならないだろうと思ひます。消費者の立場から一番おそろしいのは、登録を受けない業者について、これはとにかく隠れてやっておりますから、なかなか摘発することはむずかしいと思ひけれども、どの程度のものがこのような組織的な形において調査され、摘発されようとしておるのか、この点をもっと明確にいただきたい、こういうことです。同じことを三回ばかり聞いて非常に恐縮です。

が、お尋ねをしておきます。

○井上(秀)政府委員 お答えをいたします。先ほど私がお答えいたしました検査工場数あるいは違法の工場、これはすべて登録を受けた企業でございまして、法律のたてまえからいいますと、登録を受けた企業について立ち入り検査するということがなっております。登録を受けたものとは製造できないということになっておりますので、一応市販します電気用品をつくり出すメーカーは、全部登録を受けなければいけませんというたてまえでございまして、しかし、先生お尋ねのように、たてまえはそうかも知れぬけれども、かりに登録を受けなくて製品をつくって市販した場合が、お尋ねの、まさにお説のとおりだと思っております。これにつきましても、対処策をいたしましては、私どもやはり違反品を買い上げまして、買い上げ検査あるいは市販品についての監視体制、これを強化する以外に道はないのではないかと、このように考えております。

○中谷委員 そこでだんだんの順序を追ってお尋ねをしておきますが、無登録あるいは無認可型式というふうなものが出されておる。それらは当然摘発の対象になる。その次に問題になるのは、登録され、型式の認可を受けているけれども、現実の電気用品が型式に違反している、あるいは電気用品の技術上の基準を定める省令に適合していない、これらの問題については、当然店頭検査、買い上げ検査という問題が生じてくる。

そこで、店頭検査並びに買い上げ検査の問題についてお尋ねをいたしたいと思うのであります。あくまで消費者の立場から、かなり消費者保護という観点から強く打ち出したお尋ね方をいたしますが、販売業者の数あるいは製造業者の数等については、先ほど御答弁があったとおりであります。販売業者の数だけをとりましても、膨大な数に及ぶ。たとえば昭和三十九年度の商業統計表によりましても、小売り商は三万六千六百八十四ということに相なっております。といたしますと、昭和四十一年版の「電気事業の現状」、昭和四十二年版の

「電気事業の現状」について、昭和四十一年版につきましてもその一九四ページ、同じく昭和四十二年版につきましても二六五ページを検討してみますと、店頭検査さえもすべてのお店にわたって行われているという調査結果には相なっていないと思っております。一体この店頭検査の調査件数ですけれども、何件に何件ぐらゐの割合で店頭検査の対象に小売り商の場合には当たるのでしょうか。しかも、その電気用品を販売している小売り商の店先に並べられておる品物の数、その種類といふものは、おそらく大きな数に及ぶだろうと思っておりますが、それはさておいて、何件に何件ぐらゐが一体店頭検査の対象になるのか。無登録、無認可型式、こういうようなものが一日も早く追放されなければならぬという観点からお尋ねをいたしますが、ひとつその点についてお答えをいたしたい。

○井上(秀)政府委員 概括的にお答えいたしましたので、十件に一件ぐらゐの割合になっておるようであります。

○中谷委員 なお、昭和四十二年の店頭検査並びに買い上げ調査の結果について、消費者としては非常に疑義を感じるだろうというふうな問題について、私のほうからお尋ねをしておきたいと思っております。

買い上げ調査というのは、品物を買って、それを試験される、そういうふうな調査であらうと理解をいたします。そういうふうな調査であらうと地などに住んでおる一般の国民、そういうものにはかなりなじみがあると思われ、たとえばアイロンのプラグというふうなものが、昭和四十一年度は十二買上げられておりました。そうして、そのうちの不良数が十というようになっておる。そうすると不良率は一割強、八三・三%であります。さらに防水ソケットなどは七十七買上げられておる。六十四が不良であるから、不良率は八三・二%、要するに五〇%を上回る不良率というふうなことは、たいへんなことだと思っております。そのことは粗悪な品物を売っておるということ

で、粗悪ということは法の規定によれば、災害を起しやすきということである。逆にいうと、あるいは命にかかわるかも知れませんが、ということである。こういう調査をされてそれだけの数のものが出た場合に、これはさらに追試というのか、これらの品物については相当多数集めるということ、さらに買い上げ検査をされること、あつてはかるべきだと私は思う。そういうことをおやりいただいているのだからどうか。あとまた例を引きますけれども、防水ソケットとアイロンプラグ、その二つについてとりあえずどういうことであるのか、お答えをいたしたい。

○井上(秀)政府委員 まさに先生がおっしゃいましたような試験の結果でございまして、私も、買い上げ試験の結果、ある特定の品目ではございまして、その結果、不良品の割合が八割に達するということのようなことは言語道断なことだ。しかし、それがゆえにまたこの取り締まり体制を強化しなければいかぬ。やはり取り締まり体制の強化の道にいたしましては、先生もたびたびおっしゃっておられますように、店頭にありましますものを買って上げるとか、あるいは監視するとかいうような体制を強化する以外にない、こう考えております。

○中谷委員 そのが、同じくこの表だけを分析の対象としてお尋ねする質問に相なつてしまいましたが、われわれにかなりなじみの深いと思われる電気製品で、これは六個買上げられて、そのうち不良が五つであつて、八三・三%であつたという。これは課長さんのほうからでも御答弁いただいたらつて、こうだとおっしゃいますけれども、電気製品で、たとえばアイロンのプラグ、これは六個のうち五つ、逆にいうと十個のうち八個までとにかく不良品だ。これはとにかくこの表だけ見れば、不良というところがイコール粗悪、粗悪ということがイコール災害、災害ということがイコール身体生命の危険をも招来するというふうな理解をしていくと、これはまさに非常におそろしい数字だと私は思ふのです。それから同じく電気こんろー電気

についてはしるうとでありまして、これくらいのことだったら理解ができる。そういう電気こんろーが十二のうち九、七割五分が不良品だ。これなんか私は率としては非常に高いと思うのです。こんな電気こんろーは一体どのくらい出ているのだろうか。これでは百貨店に買ひものに行つても、小売店に買ひものに行つても、みな不良品を買つておるという疑問を感じますし、不安を感じます。こういうことについて何か技術的な型式違反、あるいは法に定めておる技術上の基準を定める省令の違反があつたらうと思ひますが、どういふ対策をおとすことになるのか。

一体その買い上げ検査ですけれども、電気こんろーの十二であるとか電気ハンダごての八であるとか、電気製品ごての六などという数字が、いわゆる統計的な数字として意味があるのかどうか。それは結局電気こんろーが幾らつくられておるか、電気ハンダごてが幾らつくられておるか、電気製品ごてが幾らつくられておるかということの比較において理解しなければならぬと思ひます。たとえば何十万とつくられておるとなれば、そしてそれと同じこの買い上げ調査が信用ができるものとすると、同じく率で、一万あればそのうちの八千までは粗悪品だということになつてくれば、たまたまのものじゃない。一体この数字はどの程度信用できるのか、この率で、つくられた製品が不良品としての推定をさるべきものなのか、こういう点についてもひとつお答えをいたしたいと思ひます。

〔宇野委員長代理退席、委員長着席〕

○和田説明員 お答えをいたします。買い上げ調査の結果はいま先生おっしゃつたとおりでございまして、おもに違反箇所といふのは、先生おっしゃるような技術上の基準に違反する違反でございまして、それで電気こんろーあるいは電気製品ごて等につきましても、詳細な生産数量はいま把握しておりませんが、相当の、数十万というふうな大台に達しているかと思ひます。ただ技術上の基準と言ひましてもいろいろありまして、たとえば温度上昇が、具体的例で申し上げますと、六十度と

いろいろな規定をしているところがありますが、それがたとえ六十二度でも一応不良のほうにあげてある、そういうことであります。それから特に店頭で買上げる場合に、これは安全委員会で作っているわけですが、おもに不良と思われるようなものを選んで買上げてくるような実情もございまして、この違反率をもっと直ちに全製品の違反率というふうにはならないと思います。電気製品のほんとうの違反率はもっとはるかに少ない、こういうふうな考えであります。

○中谷委員 そうすると、この買上げ調査の買上げ着目品といいますが、それについての若干の推定材料としても数も非常に少ない、いまお答えになったような動機で買われる、いわゆる摘発的な意味をもつて買上げしてくるということになると、率が高くなるのは当然だろうと思うのですが、そうすると、全製品の中のいわゆる不良イコール粗悪というふうなもののパーセンテージ、どの程度であると推定されますか。はるかに少ないということはおわかりました。しかし十台に一個あってもこれはたいへんなことですね。どの程度あるものなんでしょうか、課長さんのほうから。

○和田説明員 お答えいたします。これは私の全くの想定でございますが、いろいろな結果から想定いたしました、一〇%から二〇%台の間くらいはあるんじゃないか、こういうふうな思っております。

それからさつき先生のおっしゃいました買上げ数量が非常に少ないじゃないか、そうおっしゃること、われわれもそのとおりだと思っておりますが、今年度から役所のほうの予算あるいは安全委員会のほうの予算も増額してもらおうような心組んでおりますので、その数量も相当飛躍的に拡大できると思っております。

○中谷委員 非常に電気についての知識が足りない委員が質問して恐縮ですが、先ほど私のほうから若干申し上げましたが、電気用品の技術上の基準を定める省令の点について触れました。そうす

ると、たとえば御答弁の中に温度上昇について、六十度について六十二度でもこれは違反だというふうにして認定をしているんだというお話がありました。

そこで全く素朴な質問をいたしますが、電気用品の技術上の基準を定める省令の考え方、これは一体どういふところに基本的な根拠があるのでしょうか。要するにこれは私自身の感じを申し上げます、粗悪品、すなわち災害の除去、防止、こういうふうなことから私は技術的な基準というものが導き出されてくるだろうと思うのです。そうすると、たとえば先ほどの温度上昇、上昇温度ですが、六十度、これは一体その安全度というふうなものとかかわり合いにおいて、どこまでその限界を突破した場合に危険であるか。六十度を押えたのは安全の上にも安全というものをとってそこに押えたんだということだろうと思うのですけれども、しかしそういうふうなものが一体どこかにその基準、まさに基準なんですか、その基準の合理的な根拠、ことに人命尊重というものと関係においての根拠というものがあろうかと思う。二度出でるものでもやってみようか、という

ことで、何か違反しているんだけれども、たいした違反じゃないんだよというふうに片一方でおっしゃられると、これは非常に私はおかしいと思うのです。だからもうそういう基準というものが明確に厳格に守らるべきものだという前提があるなら、これはやはりだからこそ表に出しておられる、そういう立場をくずされておられないと私は思うのですけれども、御答弁としてもやはりそういうふうな御答弁があつてしかるべきだと思つて、それは消費者の立場として、そういうこととして要望したいと思つたのです。いかがでしょう。

○和田説明員 お答えいたします。省令の基準といたしましては、先生のおっしゃる通りに安全の面を主として考えまして、諸外国等の例も参考をいたしました定めております。たとえば、いま具体例でお話がありました温度上昇が六十度という

規定がありますれば、われわれといたしましては、メーカーさんがおつくりになるものはいろいろばらつきがあるのなら、そのばらつきの最上段が、一番悪い方向にばらついたものが六十度におさまる、そういうふうな目標でおつくり願う、そういうことを考えて基準をつくっております。ですから違反は違反でございます。

○中谷委員 そこで政務次官にお尋ねをいたしましたと思ひます。

先ほど担当の方のほうから若干御答弁がありましたけれども、いずれにいたしまして、私が本日質問の冒頭に申しました店頭調査とか買上げ調査というものが、非常に予算の面においても、買上げの対象品目においても私は少ないと思うのです。私はこういうようなことがはたして消費者保護につながるかどうかについて非常に疑問だと思つた。したがって、消費者保護といふことでこの電気用品取締法の改正案をわれわれはいま審議をしておるわけですが、こういうふうな法律の改正と相俟つて今後店頭調査、買上げ調査といふものを大規模に組織的にやる必要があると思う。一体いつからどの程度の予算をもつてこれらの問題にお取り組みになる予定か、ひとつこれらの点について通産省の御見解をお示しいただきたい。

○藤井政府委員 取り締まりの予算がはたしてこれで十分であるか、四十三年度はどのようなかまえていくつもりかというお尋ねでございますが、このたびせつかく法律の改正を御審議願つておるわけでございます、その趣旨に沿つて予算の裏づけもされなければならぬ、当然のことでございます。まして、実は本年度の予算におきましては昨年度よりもふえ率は相当ふえておる。元金が実はいまだで貧弱でございます、昨年度は百五十万円でございます。それをとしましては二百二十万円、このように約五〇%、七十万ほど上げておるわけでございますけれども、これではまだ十分とは言えませんので、これは一応予算がすでにきまつておりますからこれで進むといたしまして、その補強工作として、実は先ほど局長からお答えをいたしました

した電気安全委員会、これにおいて不良電気用品の取り締まりのために去年は百万円の予算を計上いたしましたわけでございます、これは企業局が総括して予算を持っておるわけでございます。この予算の配賦はこれからでございますので、これをひとつ思い切つて法律改正の趣旨に沿つような予算措置をいたしたい、このように考えておるわけでございます、このように考えておるわけにこの不良品の追放をやると同時に、消費者側の電気用品に対する知識の向上、PR、こういった点も安全委員会と相協力して積極的に推進をいたしたい、このように考えております。

○中谷委員 政務次官のほうからただいま御答弁をいただいたわけですが、大臣からもひとつお答えをいただきたいと思います。

どういふことを先ほどからお尋ねしているかと申しますと、電気用品について毎年実態調査というのをやつておるわけですが、店頭調査とか買上げの調査というのをやつておる。そういう調査をやつておつても不良率というものが非常に高い品物がある。これらについてはさらに調査を徹底すべきではないか、今後全体にわたつて調査を拡大すべきだ、こういう趣旨の質問をいたしました。

そこで、消費者保護という基本的な姿勢として問いたいのだけれども、四十一年度の調査の中で、丸打ちゴムコードというのが、二本買上げて全部不良、一〇〇%不良という数字が出ています。これはもちろんそういう不良なものを見込みをつけて買ったといえはそれまでですけれども、そういうものがあつて、同じくタイムス、これも四割買上げて四割全部不良、これも一〇〇%不良、こういうことの統計が出ています。全部アウトだということになれば、これは何らかの形において、こういうふうな店頭調査というものを、買上げ調査というものが意味があると見てなされておるならば、直ちにそういうふうな調査結果に対応して、さらにタイムス、丸打ちゴムコードについては大規模な調査をするという

ふうなことが行なわれたという御答弁がなければ、私は消費者保護に徹底していると言えないと思う。どうもそういう事実はないらしい。したがって、今後この種の調査について徹底をされるかということをおとつ大臣から御答弁をいただきたい。

○推名國務大臣 従来検査をやっていないということはございません。やっておりますが、十分に成果をあげておらなかったということになることは、これはどうも御指摘のとおりだと思います。したがって、今後こういう方面の検査をもっと強化いたしまして、いやすくも需要者に不測の損害を与えないようにつとめてまいりたいと存じます。

○中谷委員 消防庁、おいでいただいているでしょうか。――お尋ねをいたしたいと思ひます。同じく実態についての質問に入っていきます。消防庁の昭和四十一年度の火災年報によりますと、出火原因別件数というのがありますが、電気による発熱体、こういうふうなものはいわゆる出火原因の件数というのは、全国的に見て、昭和四十一年度でどの程度あるものでしょうか。これらの点について簡単にひとつお答えをいただきました。

○高田説明員 お答え申し上げます。昭和四十一年度の状況につきましては、いまだつまびらかでございませんで、四十年と四十一年の状況について申し上げますと、全体の火災件数は四十年が全体で五万四千、それから四十一年が四万八千でございす。そのうちお尋ねの電気により発熱体に基づく火災件数といふのが、四十年で七千八百四十二件、全体の四一％、それから四十一年におきましては、六千七百七十九件で全体の二一・八六％、こういうふうになっております。

○中谷委員 そこで、この種の資料については、通産省のほうにおいてもすでに把握をしておられる。法のたてまえは次のようになっていふにふうに理解をいたしております。すなわち俗なこ

とばで言ひまして、電気工事に関するところのものを原因としたものは電気工事法によって取り締まろうとする、そういう考え方、そうしていま一つ、電気用品そのものの欠陥については、電気用品取締法によってそれを防止しようという考え方、そしていま一つは、先ほど政務次官のほうから御答弁がありましたけれども、消費者の取り扱

い上の不注意というのについては消費者教育、消費者に対するPRというものをしている、こういう考え方のように理解をいたしておる。だとするならば、出火原因等について、あるいはさらに通産省のほうにおいてすでに把握をしておられる一般需要家の感電事故件数、電気事業法による電気事故統計の中にすでに明らかでありますけれども、これらについて、いわゆるわれわれしうとのことばで言う電気回りのによるものを原因としたのは一体何件か、その消費者、需要者の取り扱い不注意によるものが一体どれだけのものか、さらにまた電気用品それ自体の欠陥に基づくものがどれだけのものかということが分析、説明されなければ、どこに今後の電気による火災、あるいは感電事故に対するところの防止の力点を置くかというところがかなり明白にならないと思う。しかし質問のたびにしゃべってみると、どうもこれらについての原因説明がまだできていないように思ふけれども、できていなければお答えをいたしたい。できておらないとすれば、その理由はどうか、この点をお尋ねいたします。

○井上(亮)政府委員 お答えいたします。感電事故死の問題でございますが、私どもはこの実態を電気事業法の統計で把握いたしております。先生お話しのように、たとえば例をとってみますと、一般需要家の感電事故件数を見ますと、電気工作物の不良によるもの、これで死亡いたしました者が昭和三十一年度で二十九名、四十年で二十三名、四十一年度で二十名というふうになっております。これを原因別にどうなるかというお尋ねでございますが、これは電気事業法の事故統計ですから、率直に申しまして、原因別までは的確

に把握できません。しかし私どもいろいろこういう件数がありますと、これ全部についてはありませんが、大数観察いたしますと、大体七割程度が取り扱い不注意、それからそのもの自体による欠陥、これが大体三割くらい、これは大数観察でございますが、そのような把握をいたしております。

○中谷委員 質問が三分の一くらいしかいきませんけれども、あと一点で終わります。そこで、取り扱い不注意に基づくものが七割だ、こういうふうな疑問を持ちますので、それで私は次のような疑問を持ちますので、局長から御答弁をいただいて、もしそれで私自身が何らかの形でこの問題を納得がいくようでしたら、私は大臣の御見解を承りたいと思うのですけれども、本来通産省の考え方は一体どうなんだろうかとこのことをお尋ねしたいのです。

何をどうお尋ねするかと申しますと、いわゆる技術上の基準というものは、安全すなわち災害防止というふうなことが一つの根拠になっているということは伺いました。ところが現に取り扱い不注意によるところの事故というのが七割ある。そこで一つは消費者教育、需要者教育というものを徹底していくことによって、取り扱い上の不注意をなくしていくという考え方、そういう考え方は私正しと思うけれども、一面考えてみると、取り扱い者がどんなに不注意をしても、どんなに起こるような注意義務しか払わなくても、災害が起らないような電気用品があれば、事故は起こらないじゃないかという考え方もあるじゃないかという疑問を私は持っております。そういうふうな言え

ば、それは極端なんですけれども、電気用品を使うにあたって、普通の人が非常に高度の注意義務を払わなければならないような電気用品というのは、はたして適当なのだろうか。要するに今後の電気用品というのは、きわめてきつやかな、きわめて程度の低い注意義務をもってしても災害を生じない、そういう用品であるべきではないか。そうすると技術上の基準というものが、そ

のような観点からつくらるべきだろう。しかしそういうふうないわゆるきつやかな注意義務でいいのだということになれば、おそらく型式その他の面において機能上の欠陥というものを非常に生じてくるだろうという問題も私はあると思うのです。そうすると取り扱い者の注意義務違反が七割を占めておるといふ現実に対処するのは、単に消費者教育というだけでいいのだろうか。いわゆる消費者が注意義務を果たさなくても、と言え言過ぎになる。しかし需要者が最小限の注意義務を果たしたならば、あるいはまたときとして最小限度の注意義務を果たさなくても、極端な場合以外、まあ言ってみれば放置しておいても――一週間放置したらだめだけれども、二日くらい放置しても事故が起らないというふうな品物をつくる努力というものを、電気用品一般の考え方として放棄してはならないんじゃないかというふうにも思ふし、消費者教育というのはいささかということではないかと思う。取り扱いに注意をしないという教育だと思ふけれども、このかね合いを局長は一体どうお考えになるか、お答えをいただきました。

○井上(亮)政府委員 お答えをいたします。先生のお説のように単に取り扱いの注意が悪いから事故が起ったということでは、私どもの取り締まりの体制としては済まされたい、やはり根本は、そのもの自体が完全に安全なものであるということが私は一番大事だと思ひます。したがって、私ども技術上の基準をつくらざるに際しましては、品目によってそれぞれ角度が違ふと思ひますけれども、幼児が家庭の中でさわたりやすいというふうなものとか、あるいは電気洗たく機のようにおとなが使うというふうな、物によっては、技術上の基準の程度も、さらに注意義務をなくとも安全が保たれるというふうな基準にするように努力していかねばならぬ、こう考えております。ただし、これは商品でございますから、非常に安全度を高くすれば私でできると思ひますけれども、通常の注意義務をもってすれば、十分安

全に耐えられるというようなことでありますから、やはり経済的な問題もあるうと思ひますから、お値段との関係もありましようから、その辺のところは価格とのかね合ひ、注意義務とのかね合ひという問題があるうと思ひます。しかし先ほども申し上げましたように、幼児等がさわりやすく触れやすいものについては、相当高度の技術上の基準をつくる必要がある。長くなつて恐縮ですが、先般も電気蚊とり器で幼児が感電事故を起こしたわけですが、こういうものにつきましても、私もその後技術上の基準をさらに強化するというような措置をとつておる次第でございます。

○中谷委員　そこで、次はこういう点だけをお尋ねしてはとうに終わりたいと思ひますが、電気用品の型式の認可を受けたものについてはマークをつけますね。逆の三角形であれば下と書いてあるんですか、とにかくそういうマークをつける。このマークがどうも拝見をいたしても、あまり消費者の立場から見ても、デザインの面から好ましいもののように思へないわけなんです。聞くとところによりますと、このマークは通信省が電気用品等電気関係を所管しておられた昭和十年当時のものだというふうに聞いておる。JISマークというのは各製品にかなり目立つたところにつけておる。このマークといふのはむしろ電気用品の目立たないところへつけておる。しかし、電気用品取締法といふのは単に取り締まりのための法律ではなしに、消費者保護のための法律だとするならば、この逆三角形のマークといふものは堂々とつけられなければならないけれども、何となくマークがよろしくない。あまりデザインがよろしくない。ひとつこの機会に新しい装いを凝らしたところのマークをつけておるべきではないか、こういう感じもいたすわけなんですけれども、いかがなものであらうかという質問が一つ。

いま一つは、消費者保護という立場から四十一

年六月にたしか追加の指定があつたと思ひますが、そろそろ相当多数追加指定をさるべき時期が

きておるうちに私は思ふけれども、どうだらうか、それが一つ。

この二つだけを尋ねて質問を終わります。

○井上(秀)政府委員　逆三角形のマーク、これは先生ただいまおっしゃいましたように、相当長い歴史を持ったマークでございますので、相当これは理解されておるわけでございます。しかし電気用品等にこまかく小さく出ておりますから、なかなか目立たないという点はあるうと思ひますが、私もその表示のしかたにつきましても、目立たない点をもっと目立つようにするといふ指導は今後してまいりたい。逆三角形のマークをもつて少し別の表示にしたらどうかという点でございますが、何も私は逆三角形マークに固執するつもりはございません。したがつてこういった点につきましても、私も消費者等との定期的な懇談会もございまして、そういう機会に意見を聞きまして善処いたしてまいりたい、こう考えております。

さらに品目追加の問題でございますが、この法律が通りました晩におきまして、私も政令によりまして、甲種につきまして相当多数の品目についてさらに追加指定をいたしたいというふうに予定いたしております。

それからもう一つについて申し上げますと、この法律が通りました晩において、これは国会で話をしてないほうがいいのかもしれませんが、大々的な買い上げ試験、あるいは立ち入り検査を、計画的に積極的に実施したいというふうに考えております。

○中谷委員　終わります。

○小峯委員長　近江已記夫君。

○近江委員　まず砂利関係についてお聞きしたいと思ひます。先ほどから各委員を通じて、砂利の乱掘によるいろいろな被害の状況等の問題がございまして、特にはその被害の顕著な例として、千葉県あるいは埼玉県の飯能、熊谷、それから京都の城陽町、それから陳情にあがられた

同じく田辺町等、各所でそうした災害が見られるわけでありまして。私は特に京都の城陽町を中心として伺ひたいと思ひます。この城陽町の砂利の採取の状況というものは、特に万国博の会場を近くに控えております関係でしようが、最近には特にそうした乱掘が行なわれておるわけでありまして。したがつて、その掘ったあとに大雨等が降りますと、非常に危険がまた感じられます。地元からの陳情も再度にわたつて来ておるわけでありまして、特にこの地方は、木津川の採取制限が強化されたために、長池、青谷地区に業者が集中してございまして、約三千社が山砂利の採取に当たつて、日本でも有数の採取場となつておるわけ

です。時間がありまので現況をずっと言つておきますが、一日に大体六千台くらいのダンプが朝四時から夜十時ごろまで行きかつておる。全く無制限な状態にいま置かれておるわけなんです。またさらに、この砂利の洗浄によるどろ水の流出というものは、田畑や道路に大きな被害を及ぼしております。さらにまた交通事故等いろいろとあつたわけでもありますが、この前の建設委員会がわが党の小川議員がこの問題を取り上げたわけでありまして、この点、建設省として調査に行かれましたか。まずその点をお聞きしたいと思ひます。

○多治見説明員　お答えいたします。建設委員会の御質問の内容、お答え等伺つておりますが、私、当日委員会におきましては詳細存じませんが、城陽地区につきましては当時大臣からごさじき現地に行つて調査しろという御命令がございまして、それぞれ河川、道路の担当官が現地に参りまして、詳細な調査をいたしてまいつております。

○近江委員　調査に行つたのですか。ちよつと聞きにくかつたのですが、行かれたのですか。

○多治見説明員　はい、参りました。

○近江委員　その状況の特に報告しておかなければならない重大な問題だけについて、簡単に、明

確にひとつ報告をしてください。

○多治見説明員　お答えいたします。山砂利の採取に伴います問題で、建設省の所管事業に係るいたします部分の簡単に申し上げますと、川と道路両方ございまして、河川につきましては先ほどお話がございましたように、山砂利の採取に伴ひまして、ヘドロの流出その他河川に対する影響が非常にございまして、そのための災害が起つておりますので、これに対する手当てをいたしまして、まず現地には一級河川といたしまして、青谷川、長谷川、古川、こういう三つの川がござい

ますが、それぞれ青谷川、長谷川につきましては災害の起きました際に、災害助成事業を実施いたしまして、改修を実施いたしております。それから青谷川につきましては相当土砂が堆積いたしまして、河床が上昇しているという現象がございまして、この河床の排除につきまして私どものほうの事業といたしまして現在実施いたしております。

それから古川でございますが、古川は昭和四十年の古川の内水排除の問題が相当問題になつておりますので、この点の調査を現在進めております。

それからもう一つ一級河川のほかに今池川、あるいは嫁付川、大谷川等の普通河川がござい

ますが、これらにつきましては同じく府の単独事業としての補助をいたしまして、改修を行ないたいというところで検討いたしております。

以上でございます。

○近江委員　この三月二十二日の建設委員会の議事録を見ますと、仮谷政務次官は、十分調査し、善処したい、このように答弁されておるわけ

です。まあ建設省として調査にも行かれたが、その席上、関係各省とも連絡をとり相談する、このように答弁もなさつておるわけなんです。いま河川の報告は確かに聞きました。問題になつておるのは山砂利なんです。その点通産省とか、どういふ話し合いをしましたか。

○吉光政府委員　京都府におきまして城陽町、田辺

町に關します砂利採取は非常に規模の大きなものでございまして、從來からいろいろと現地にございまして、關係業界、市町村あるいは建設省の出先のはう等々、その他ダンブ運輸等の問題もございまして、地元警察署も含めまして、数回協議会を開きまして、そこで具体的な処理方針というものを相談してまいっておたわけでございまして、いま現実の問題といたしまして、一番大きな問題になつておりますのは、ダンブによりまして道路の損壊、あるいは水たれ運搬、あるいはまた河川に對しますところの先ほどお話がございました汚濁水の放出と申しますか、ヘドロの放出と申しますか、そういうことによりまして、河川が汚濁し、それによつて起こつております公害等でございます。したがって、昨年来、通産省のほうも直接本省からも、あるいは担当いたしました大阪通産局の商工部長その他、すでに数回現場におきまして対策協議会を開いておるわけでございまして、地元の業者に對しまして、いまのヘドロの問題につきましては、さしあたりし得べき措置といたしまして、還流式の、いまの汚濁水を貯槽する装置をつくりまして、その池の中にさしあたり全部入れさせるといふうな手段を講じましたほか、さらにまた土堰堤を築かせるとか、あるいはまた側溝を設けさせるとかいうようなことで、關係業者の負担におきまして具体的な計画をして、關係市町村あるいは府の方も入つていただき、計画を練りました上で、その計画に基づいた具体的なそれぞれの措置をとらせつつある状況でございます。最近におきましては汚濁水の問題を除きまして、あるいは水たれ運搬等ダンブの問題を除きましては、施設的にはおおむね完成いたしておるやうに報告を受けておりますけれども、ただ洗淨汚濁水の問題につきましては、現行法がそこまで監督命令が及ばないということになつておりますので、さらにこの新しい法案を通しまして、この成立を見ました上でさらに厳重な監督、規制を行ないたい、かように考えておるわけでございまして。

○近江委員 建設省の三浦建設専門官がそのときに、山砂利採取あと地にブルができ、豪雨が降つた場合いろいろと心配されると述べておられたわけですが、そうして改善命令を出し、業者に直させるようにした、このように言つておられるわけですが、具体的にどのやうな処置をとらせましたか。またどの程度改善されたか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○多治見説明員 お答えいたします。建設委員会においてお答えいたしました改善命令を出すということでございますが、これは山砂利の採掘に伴います災害の防止についてのあらゆる措置を含んでお答えしたのだと思ひますが、御承知のやうに、山砂利の採取に伴います災害の防除について第一義的に勧告いたしますのは通産省のほうでございます。まず、御質問の堰堤を設けるあるいは排水溝を設けるというやうな、採取場に直接施します防護措置については通産局のほうと協議いたしまして、通産局のほうからさういふ措置の命令を出していただいているという実態でございます。

○近江委員 いろいろの弊害については、政府委員の皆さんも一番よく御存じと思ひますけれども、特に昨年の九月においても保育園婦人の園児がはねられて即死しておる。さうした交通事故等の問題も起きておるわけですが、道路にしても、一たん雨が降れば、もうそれこそ車も通れない。あるいはかわければ砂ぼこり、あるいはその周辺の畑も非常な被害を受けている。さうした公害、災害というものを考えていきますと、これは非常に緊急に措置しなければならぬことばかりです。ここでもいろいろと言つておつても、これは水かけ論になるわけでありまして、そこで結局、さうした被害を受けた人々に対する補償というものは、今度の新法に盛り込まれているのですか。

○吉光政府委員 被害者に対しては損害補償の問題につきましては、この法律では直接触れていないわけでございますけれども、この法律のねらいといたしておりますところは、被害を未然に防止

したいという点に重点を置いておるわけでございまして、現実には被害が生じた場合における損害賠償の問題につきましては、これは原因者負担と申しますか、現実にさういふ災害を起こしました事業者が直接負担すべきものである、このやうに考えております。

○近江委員 あなたは考えるだけであつて、法の上においてそれを盛らなかつたか。その点再度お聞きしたい。

○吉光政府委員 この法律は取り締まりの法律として立案いたしました。ただいま御質問がございましたやうな損害賠償問題につきましては、民法の一般原則によつて解決すべきもの、このやうに考えまして、この法律の中には内容として盛りなかつたわけでございまして。

○近江委員 新法が施行されて以後のことはそれでわかりました。さうすると、現在、いま被害を受けておるところについてはどうしますか。

○吉光政府委員 現実の、田辺町あるいは城陽町等につきましては、まず先にさういふ被害が二度と起こらないやうな、先ほどお答え申し上げましたやうな、あるいは土堰堤を設置いたしますとか、あるいは側溝を掘りますとかいふやうな、具体的な工事を先行しておるわけでございまして、現実にはそれぞれの個人の負われました被害につきましては、これはやはり原因者がその損害を賠償すべきものであるといふやうに考えますので、したがって、さういふ意味での損害賠償については、何らかの形であつせんする必要があります。さういふ被害の救済に当たらないければならぬ、あるいはまた積極的な努力すべきである、このやうに考えます。

○近江委員 いま城陽町の例を出されたわけですが、埼玉県の熊谷地方の陸砂利の採取、これも非常にひどい状態になつておるわけですが、特に玉井あるいは原島、さうした地点であります。農道などはめちやめちやにこわされておる。結局水路も断たれて苗しろづくもできない。し

かも、地下十メートルないし、ひどいところは数十メートルまで掘つてある。さうした農地も、結局埋め戻しもされずにそのまゝの状態で放置されておる、当然それから公害あるいは人身事故等の危険が考えられるわけですが、さういふ農林省の方も来ていらつしやいますのでお聞きしますが、農林省は、このやうな農地の無断転用あるいは砂利採取による農地の損壊等に対して、どのやうな態度で今後進んでいかれるのか。この点お聞きしたいと思ひます。

○中野説明員 いまの熊谷のお話でございますが、私たちのほうもその点よく承知しております。この件につきましては、かなり悪質だといふやうに思われますので、現在県知事が告発を準備しております。ただし、告発するだけではございまして、昨日も申し上げましたが、農地転用にあたりまして農業に被害を及ぼさないやうに、事前にいろいろ調整をするといふやうにいたしまして、昨年七月から砂利採取に伴う農地転用の処理要綱というものを新しくつくりまして、現在やつております。今後とも被害がでるだけ食いとめられるやうに、農林省としては積極的にやつていきたいといふやうに考えております。

○近江委員 先ほどから建設省だ、あるいは通産省だ、農林省だ、別に皆さん方が責任を転嫁されることは私は考えておりません。しかし、さうした砂利の採取を考えたときに、通産省で砂利の法案を取り扱うこと自体、別に私は悪いとは思ひませんが、なぜ建設省でせずして通産省でやつたか。もとの次元に戻るわけでありまして、この点もう少し前後の關係を知りたいので聞かしていただきたいと思います。

○吉光政府委員 砂利採取の業に對します監督権は、從來通産省のほうで施行いたしておたわけでございまして、結局これは骨材といふものにつきます。砂利もございまして、あるいはまた碎石もございまして、最近わずかではございますけれども、人工輕量骨材といふやうなものも出てま

いってあるのであります。したがって、その生産、需給を通じた、ある一つの統一的な官庁が必要であるというふうなことから、通産省におきまして砂利採取業に対する監督を行なうということになっておったというふうに考えるわけでございます。ただし、いままでの砂利採取法におきましては、その所の管轄関係につきまして非常に不分明な問題があったわけでございます。したがって、いままでの改正を機会にいたしまして、通産、建設両省の共同提案でこの砂利採取法案を出したわけでございますが、供給の大宗をなしております河川法の適用を受けます河川砂利の關係につきましても、この砂利採取法の中に、体制的に一元化したわけでございます。したがって、先ほど来お話の出しております農地關係においては起ります砂利災害の防止につきましても、今後はこの砂利採取法の中で防護措置が講ぜられるということになるわけでございます。もちろん従前どおり農地委員会におきましてこの農地転用許可というものは、当然に前提条件になるわけでございますけれども、砂利の災害を防止するという観点からのチェックは、今度はこの法律の施行によりまして、都道府県知事のところで一元的に処理されるということになったわけでございます。したがって、従来幾分か不分明でありました部分を、この新法案の中におきまして、明確に砂利採取に伴う災害防止につきましても、この砂利採取法でやるという姿をはっきりさせたわけでございます。

○近江委員 いろいろと業者に対するそうした規制という問題は、人命あるいは公害の点から、私は非常に大事だと思うのです。しかし先ほどから話が出ておりましたが、ほとんど零細業者、したがってこれからの骨材を求めるためにそれではどうしていいかというような問題になってきますと、これはどうしても国土開発の総合的な見地に立たなければならぬ。広い視野に立たなければならぬ。そういう点からこれは建設省で所管すべきである、私はこのように思うのですが、

通産省としてはこの点はどうか考えていますか。

○吉光政府委員 私どもこの砂利採取法の立案に

関連しまして、いわゆる権限争議的なものは全然

なかったわけでございますけれども、砂利の災害

を防止するという防止のしかたによりまして、御

指摘のように国土の保全という面が相当強くなっ

てまいらうと思っております。ただその場合

の国土保全の内容といたしまして、やはり農地に

対する保全措置あるいは森林に対する保全措置、

いろいろな内容も含んでおると思っております。

いま、従来通産省、建設省あるいはその他の

農林省、運輸省、お互いに話し合いをしながら進

めてまいっております砂利行政というものが、つ

きまして、この際通産、建設両省で共同提案の形

で一本化したしまして、こういう新しい法案を御

提出申し上げたわけでございます。機構的に見

ましたならば数歩前進が行なわれたというふうに

私も考えております。

○近江委員 共同提案であるにしても、通産省で

ありますから、きょうはおもそのういった問題にし

ほつていきたいと思います。結局そのように資

源を新たに求めて開拓していかなければならな

い、こういうような問題になってきますと、業者

の規模という問題であります。特に九九・八%

までが中小企業である。しかも五〇%近くは従業

員十人以下の零細企業である。こうした規模の

点、資本の点から見ても、このような零

細な企業の状態では、今後当然そうした資源の点

においても奥地に求めなければならぬ、碎石

等の問題にしても、今後のそうした近代化とい

いますか、そういうものがからんでもきません、

コストも高くなってくる。現実として非常に無理な

面があるのではないかと、こういうふうに思われ

ます。勢いどうして手堅なところで掘らなけれ

ばならない。ひどいときには盗掘というようにな

ることも考えられるわけですね。そこで、要するにこ

のような規制をきびしくしていく、これは消費者保

護の立場からいってわけでありますが、こうした零

細業をそのままにして、今後そうした骨材資源と

いうものは十分まかなえるかどうか。通産省とし

て企業形態においてどのように考えていらっしゃる

のか、この点をひとつお聞きしたいと思います。

○吉光政府委員 御指摘いただきましたように、

砂利採取業者はきわめて零細規模の企業者が多い

わけでございます。したがって、現状のまま

でこれだけの災害防止義務を負担するということ

は、相当大きな負担になるというふうに考えられ

るわけでございます。こういう災害防止に關する

措置が義務づけられますのと並行いたしまして

で、こういう零細砂利採取業者に対しましてはこ

ろの事業の共同化あるいはまた協業化というふう

な組織化を通じて、具体的な災害防止対策に

耐え得るような、そういう企業体になるよう指導

してまいりたいというふうに考えるわけございま

す。具体的問題といたしましては、それぞれ

いろいろと困難な事情があるかと思いますが、現

にそれぞれの土地の状況あるいは資源の賦存状況

等に対応いたしまして、協同組合等がすでにでき

つつあるわけでございます。したがって、この

方向をさらに促進助長してまいることによりま

して、健全なる砂利採取業として成長してもら

うことを願っております。

○近江委員 協業化あるいはまた共同化の方向に

持つていく、その点は私はけっこうだと思つてい

ます。それではそれを具体的にどう進めていくか。

砕石業には近代化促進法の適用がなされてい

るところが、この天然砂利の採取業には近接法が適用

されていません。当然この近接法の適用があれば、

税制上の優遇措置にもあるいはまた中小企業

の近代化資金の融資、そうしたいろいろな措置が

あるわけでありますが、この点に対しては局長

が協業化あるいは共同化を進めていく、そういう

点になれば当然これは考えなければならぬ大事

な問題だと私は思ふ。この点についてどのように

お考えになっておりますか。

○吉光政府委員 お話のとおりだと思つてわけ

でございます。いままでのところ、事後届け出制に

よりまして砂利採取業の業態を把握いたしてお

るわけでございますけれども、新法が成立いたしま

した後にしましては事業登録制ということにな

りますので、したがって、事業の内容につき

まして従前以上に詳細な資料が集まることとなる

というふうに考えるわけでございます。したが

りまして、最初の登録をいたしまして、それによ

りまして砂利業界の実態というものがいままで私

どもが届け出を通じて把握いたしておりました上

に、より明確なものになるかと思つてございま

す。したがって、それらの登録されました

事業者の業態内容をきいて分析いたしまし

て、いまお話しございましたような近接法の指定

業種のほうに持つていくように、その実態を分析

してみまして上でそういう方向に持つていくよう

努力いたしたい、このように考えております。

○近江委員 私は、登録をしてから業界の実態を

つかむという内容にも聞いたわけでありま

すが、法案をつくるときに一たん登録をさせてか

らつかむというふうなことはおかしいです。こ

の法案は、実態をよくつかみ、あらゆる分析をし

た上でできたものと違つたのですか。あの時点で、

なつてからそれを考えますなどというのは、これ

はおかしいですよ。その点、もう少し説明してく

ださい。

○吉光政府委員 先ほどお答え申し上げましたの

にちよつと舌足らずの点がございましたので、あ

わせて補足させていただきます。

もちろん業界の実態というものは常時把握され

ておるべきものであるわけでございます。私ども

が現在持つております数字は、現行の砂利採取法

に基づきまして事後届け出のあったものにつ

いての数字、それから昨年砂利業につきま

した調査をやりました、その報告書の提出を求め

報告されたものに基づきまして内容を分析いたし

たわけでございます。いま申し上げましたのは、

近代化促進法の指定対象業種ということになり

ました場合には、さらにその近代化への

基本計画、具体的な年次計画というふうなものを

作成する必要がありますわけでございます。そうい

う意味で現在持っております資料以上にいま申し上げましたようなそういう計画を組むにふさわしい資料と申しますか、そういうものをさらに詳細に得まして、その上で近代化促進法の指定業種として指定してもらおうということを考えておるわけでございます。決してこの法律ができた後に初めてスタートしようという意味で申し上げたわけではなかったわけでございます。要するに、私も御指摘いただきましたように近代化促進法の指定業種に早く指定するというのが必要で、業種であるということにつきましては、御指摘のとおり同じ意見でございます。

○近江委員 もう少し聞きますがね、それじゃなげいまで指定の適用の対象にならなかったかという問題なんです。先ほどの答弁でも若干わかります。だが、私はこういうような問題にも、結局建設省だあるいは通産省だ、そういうような責任転嫁じゃないにしても、あいまいでばけておつた、そういう犠牲がこの砂利業者なんです。こういう点をひとつそのとおり認めて、そして一日も早く近代法の適用を受けるようにやっていかれる意思があるかどうか。将来はそうであるにしても、法案がもうこれは上がる。この法案の規制を受けていく。さっそくそのことについてやっていかなければならぬ問題だと私は思う。将来の問題としては私は非常にばけておると思うのです。そういう点でいつごろその実施に向かって進んでいくか、その点をお聞きしたいと思います。

○吉光政府委員 一日も早く近代法の指定業種の指定を受けますよう、私たち最善の努力をいたします。

○近江委員 それから業者に対する指導でありまして、第一条において「あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。」このように規定しております。第四十一条に砂利採取業者に対する指導等の一で「又は砂利採取業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。」このようにあるわけですが、この指導及び助言というのは具体的にどういふことを言っ

ているのか、その内容というものを明確にしてい

ただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 先ほど来の御質問の中にもありましたように、砂利採取業者の実態がきわめて中小企業者が多く、しかもその中で零細企業者が多いわけでございます。したがって、そういう事業者をそのまま放置いたしておきました場合には、これだけの災害防止についての義務負担もむづかしい、こういう事態にもなりかねないわけでございます。したがって、先ほど来お答え申し上げております採取業者の組織化の問題、これを急速に進めることが一方において必要でございますと同時に、あるいはまた他の面におきましては、技術的な面におきましても指導助言ということも必要になってまいる面も非常に多いかと思ひわけでございます。そういうふうなことで、この新しい砂利採取法に基づきますところの災害防止の義務を負担し得るにふさわしいような、そういう企業体というものを頭に描いておるわけでございます。そういうふうな形で積極的に組織あるいは設備投資につきまして指導助言いたしますと同時に、さらに他方それに必要な金融面等のお世話というふうなものにつきましても、積極的に指導助言につとめてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○近江委員 本法案の中で結局業者に対する指導を明記した条文というのは四十一条しかないと思ひます。先ほど近代化促進法の適用をはかっている、こうした方向づけというものはここ十分に指導もなさっていくわけですね。この点をもう一度確認しておきます。

○吉光政府委員 そのとおりでございます。そのように努力いたしたいと思ひます。

○近江委員 実際、陸砂利、山砂利いろいろあるわけですが、もう一、二点建設省に聞いておきたのですが、この河川砂利の場合であります、一応建設省の基本要綱でその処置というものは規定されておるわけでありまして、はたしてその監督体制というものが十分であるかどうか、その点

を、人員の点、予算の点等から、もう少し具体的にお答え願ひ、さらに今後どのように持つていかれるか、そうした点までお答え願ひたいと思ひます。

○多治見説明員 河川砂利の採取につきまして、従来の盗掘その他いろいろ問題がございました。で、最近の砂利問題の緊急性にかんがみまして、われわれといたしましては河川の砂利についての監視体制というものをできるだけ強化したいというところで努力しているというところは御承知のとおりでございます。最近の体制といたしまして、現況を申し上げますと、河川には河川法七十七条に基づきまして河川監視員というものがございまして、これに河川を常時監視する体制をとらして河川につきましまして、約五百人の監視員が常時河川を監視いたしております。都道府県知事の管理いたします河川につきましても、同様に河川監視員として全国で約四千人を置いてございまして、この河川監視員の下にそれぞれ現場を巡視して回る河川巡視員という制度をつくりまして、これが常時河川を巡視して現場を監督していくという体制で目下努力しているわけでございますが、人員、予算等の制約もございまして、なかなかわれわれの考えております理想どおりの監視体制というものはまだ至っておりません。面もあるかと存じますが、今後ともこの面の強化につとめまして、監督措置を十分とつてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○近江委員 そうなされてください。それで、河川の再調査という問題であります。が、実際上砂利の資源としてどのくらい期待が持てるものであるか、河川の再調査ということをしてきたかどうか。されたならば、その実態、そして今後の河川砂利の見通し、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○多治見説明員 河川の現在の砂利の賦存量につきましては、約六億トンということで、従来もそういうふうにお話し申し上げておると存じます

が、御承知のように四十一年七月に出しました基本対策要綱におきまして、現在採掘の対象となっており河川砂利以外にまだ活用できる砂利があるのじゃないかということで、これの活用についての方針を定めております。この方針に従いましてその後河川生産物の賦存量調査というのを四十二年、四十三年引き続き実施いたしております。で、経費といたしましては、四十二年に約一千万円、四十三年八百万円でございます。これによりまして河川の砂利の賦存量を調査いたしまして、さらに開発できる砂利の数量を確かめたいというところで目下調査を進めております。結論は本年度調査が終了してから出ると思ひますが、現在の段階でさらに何億トン程度採取可能なものがあるかという点につきましては、まだしっかりと数字を持つておりませんので、調査の終わりました段階でまた御報告できるかと存じます。

○近江委員 この法案が出るという時点において、当然こうした資源というものは重大な問題になってくる。前年度でも予算だつて減つていまして、積極的に取組んでいる態度と言えますか。その点は、どういふわけであつたのですか。

○多治見説明員 賦存量だけの調査につきましては、ただいま申し上げた金額でございますが、これは二年間で全部調査を終わりたい、そういう計画で調査しているわけでございます。金額が減つたというわけではございません。計画でやっておりますということでございます。

○近江委員 今度は通産省にお聞きしますが、今後の問題として砕石技術の開発ということが大きな問題になってくると思ひます。将来実際にコンクリートに使えるような砕石にまで加工していかなければならぬのじゃないか、このように私は将来の方向として思ひますが、砕石業というものをどのように位置づけていらっしゃるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○吉光政府委員 将来の骨材需要の見通しから申しまして、砂利資源の一定の供給力の限界を考え

ますと、どうしても碎石業者の持つウェイトが大きくなってまいるのであるというふうに考えておるわけですが、現状におきましては、大河川その他の砂利、陸砂利、山砂利を含めまして、砂利の供給で骨材の大体八〇％くらいを占めておるわけですが、四十六年あたりになりなると、おそらく碎石のほうでカバーしなればならないものが骨材の総需要量のうちの約半分近い数字にまでなるのではないであらうか、このように考えておるわけですが、したがって、碎石業につきましてもやはり砂利採取業と同じように體質の改善対策が必要になってまいるわけですが、いまお話のごさいますした碎石につきましても、砂利と同じような機能の發揮できるような碎石というふうなことが、これは非常に重要になってまいるわけですが、これは碎石業につきましても、四十一年におきまして近代化促進法の指定業種に指定いたしましたわけですが、この近代化促進法の中に指定されました結果として、この基本計画の中で最も重点を置いておりますのは、いま御指摘いただきました碎石自身の規格の向上と申しますか、品質の向上という点でございます、すべての碎石が砂利と全く同じまというふうなことは要求されるわけではないわけですが、すくなくとも、砂利と同じような、セメントにまぜ込んでコンクリートができるというふうな碎石の開発ということとは非常に重要な事項でございます、これは国の研究機関におきましても、また業界のそれぞれ団体の持つております研究機能を動員いたしまして、すみやかにそういう方向に到達してもらいうよう現在研究が続けられておる状況でございます。

○近江委員 そのようにさらに指導の点をよろしくお願いしたいと思います。

それから輸送の問題であります、現在私の聞いている範囲で、需要家渡しで一立方メートルについて千九百円、東京、大阪では大体二千五百円くらいになるのではないかと、このようにも聞いて

おります。そのうち大体運賃というのが千五百五十円、大体七十キロくらいの範囲らしいですが、そういうような点を見ますと、輸送の運賃というものが非常に大きなものになると思うのです。将来さらに資源を当然に求めていくようになると思いますが、さらにそうした高騰というものが考えられる。輸送という点に対して、通産省としてどのように考え対策を練っていらっしゃるか、その点をお聞きしたいと思います。

○吉光政府委員 砂利、碎石等骨材の供給地点がだんだんと需要地から遠隔の地方に移りつつあるというのが現状でございます、御指摘いただきまして、御指摘いただいたような輸送の問題というものが骨材対策の中で相当大きな位置づけられつつある状況でございます。他面この輸送の問題は、同時に企業単なるコストダウンという問題を離れまして、交通災害対策という面からも非常に大きな問題となりつつあるわけでございます。これは輸送の問題でございます、具体的には建設省と実定例の会合を現在持つておきまして、具体的にそれぞれの地域に

応じてそれぞれ地域における輸送網の整備、及び道路輸送がいか、鉄道輸送がいか、あるいはまた海上輸送がいか、またそういう場合におきまるところのいわゆる砂利置き場と申します、大きな砂利の集積場が必要になってまいるわけでございます、その場合埠頭の問題とあわせて、あるいはまた陸上におきまるところのストックポイントと申します、置き場の問題等につきましまして、現在具体的な地点、特に一番大きく問題になりつつあります東京都を中心とした関東地域、それから名古屋を中心とした中部地域、それから大阪を中心とした近畿地域、これは周辺の地域が全部入ります。そういうふうな三つのグループに分けて、先ほど申し上げました関係省庁との間でいまの輸送対策協議会というものを設けまして、具体的な開発地点、それに対応する具体的な輸送手段というふうなものにつきましまして、現在具体的なプロジェクト

として検討を進めておる状況でございます。○近江委員 それでは、その段階でありますから、後日その計画を私に提出してもらいたいと思

います。それから骨材の種類別の用途という問題でございますが、なるほど碎石及びその加工において、将来は砂利にかわるべきものを生産していくというその方向はわかったわけですが、しかしなかなかそこまで技術的にも短期日の間には到達しない。それまでの間——現在道路には碎石を使用しております。砂利は御承知のとおり建物とかそういうコンクリートに使うわけです。ところが、そうした貴重な砂利を道路に使われている場合もよくあるわけですが、したがって、碎石の加工技術がそこまで進むまで暫定の対策として、用途別のそうした規制を行なうような意思はないか、こうした点をお聞きしたいと思います。

○吉光政府委員 骨材の需給の見通しにつきましては先ほど申し上げたとおりでございますけれども、そういう状況を前提にいたしまして、現在法令による取り締まりという意味で用途別規制というところまでは考えておりませんけれども、実際にこれを需要されます大口需要者、先ほどお話ございましたように道路でございますとか、港湾あるいは鉄道というふうに、官公需に依存している面も相当あるわけでございます、特に建設省のほうともよく御相談申し上げまして、いまのようにならぬ方向で考えをいたしておるわけでございます、これは建設省のほうからお答えいたしたいと思いますが、これは建設省のほうからお答えいたしたいと思いますが、現実には建設省のほうでも具体的な指導基準をお出しになって、それに基づいていま御指摘ございましたような方向で具体的な施策が進められておる、こういう状況でございます。

○多治見説明員 お答えいたします。ただいまの問題につきましまして、建設省といたしましては、河川砂利につきましては採取許可を与える河川管理者の面から現在すでに、先ほどお話ございました

基本要綱で河川砂利の用途規制を実施いたしております。したがって、河川砂利の採取の段階でできるだけコンクリート用骨材として活用されるようにということで、その用途を考えて採取の許可の際やういことと通達いたしておりますので、その面からの用途規制は実施いたしております。

それからもう一つ、公共工事として砂利を利用する側の立場としての建設省として申し上げますと、先ほど通産省のほうからお答えがございましたように、極力砂利から碎石への転換をはかりたいということいろいろ研究をし、その方策を講じておりますが、御承知のように、砂利の性質あるいは碎石の性質等いろいろ問題がございますので、直ちにこれを全面的に転換するということまではいつておりませんが、現在、昭和四十一年の五月に碎石コンクリートの配合設計方法というもの建設省の土木研究所で研究いたしました結果を応用いたしまして、暫定的に、現状で碎石を利用できる配合方法というものの基準をきめまして、これを先機関その他公共事業を主管いたします機関に連絡いたしまして、極力利用できるように碎石を利用していけるという指導をいたしております。さらに研究が進みまして碎石をもっと利用できるとい技術的な基準ができましたならば、現在やっております基準をさらに改定いたしまして、もっと碎石を利用できるとい方向でやういことを考えております。

○近江委員 建設省ではそのように用途規制というものが、通産省ではない。私は先ほど、通産省あるいは建設のほうからいけばいいと思います、そういう点を言っておるわけですが、法案だけの問題ではなくして、実際のそうした点にまで通産、建設が力を合わせて取組んでいかなければならぬ、私はこう思っております。

ここで骨材行政の一元化という問題であります、結局そういうようなばらばらの問題においては、今後の資源開発は何と言ったってこれは大きな期待ができない。ここにおいて当然不足してく

することはわかっておるわけです。また、それに対する対策等々につきまして、骨材行政の一元化をどのようにしていくか、そういう考えを持っておるのか、この点をお聞きしたいと思うのです。通産大臣にお聞きします。

○椎名国務大臣 今度の砂利採取法、これによって所管官庁ではございせんが、この法律を中心にして関係省の間に協議連絡を密にするという組織ができるわけでございせんが、さらに碎石の方面にもだんだん及びまして、そうして関係省の間に連絡協調を密にして、あたかも一元化したと同じような実績を得るようにつとめてまいりたい、こう思います。

○近江委員 確かにこの法案によっていろいろな点で私は一歩前進すると非常に期待もしております。しかし、先ほど申し上げたように、この骨材の安定供給の問題、さらには未開発砂利資源の開発利用、あるいは河川改修計画と砂利資源開発との調整、あるいは生産及び技術の開発、あるいはまた碎石設備の計画的拡大、あるいは採石権の安定化、骨材企業基盤の充実、流通機構の合理化、いろいろと問題をあげれば相当な問題が出てくるわけです。そういう点で総合的、計画的に充実したものにしていかなければならない、改善していかなければならない。これは幾らかの規制をしていっても、やはりそういうところに問題を広げていったときには、私はいまのような体制であつてはならない、このように思うから言うわけです。十分な効果というものは、そういうような背景が整備されていなければならぬ。そういうような点で、今後の長期的なそういう発展計画、方法づけ等を私は明確にしなければならぬのではないかと、このように思うわけです。最後に、そうした今後の方向というものを局長、通産大臣にお聞きして、砂利については終わりたいと思います。

○吉光政府委員 お示しただきましたように、将来におきましますところの骨材行政というものは常に総合的なものでなければならぬという点につきまして、私どももよくそれを総合的なものとして把握した上で、先ほど行政機構の問題もござい

ましたけれども、関係省庁とも緊密な連絡をとりながら、その総合性にそが起らないように処理してまいりたい、最善の努力を尽くしてまいりたい、このように考えます。

○椎名国務大臣 私の考え方を局長がすでに申し上げました。あれとおりでございせん。

○近江委員 それでは電気用品について、できるだけ簡単に済ませていきたいと思ひます。

先ほど何回も話があったと思いますが、事故件数であります。まず電気用品による事故件数の概数をひとつ最初に聞きたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 お答えをいたします。事故件数は、需要家の感電事故の件数とそれから火災と、大きく分けますと二つに分かれますと思ひます。最初に感電事故のほうから申し上げますと、昭和三十九年度の死亡事故、負傷事故、これについて申し上げますと、死亡は九十二名、負傷は七十一名、負傷が十名、昭和四十年年度には、死亡は七十一名、負傷が十八名、それから、なお火災の事故件数、これは消防庁のほうでお調べいただいたわけですが、その年報によつてお答えいたしますと、昭和三十九年度には六千件、四十年年度には六千四百件、四十一年年度には六千件でございます。

○近江委員 この数を聞けば、まともなればこれだけの大きな数になるのか、実際、国民も驚くと思ひます。この事故の原因にもいろいろあるわけでありまして、まず使用者の責任か、あるいはまた器具自体の不備から起きた事故かということでありまして、その分析はなさっていますか。

○井上(亮)政府委員 一応最初に申しましたのは、電気事業法による統計でございまして、したがいまして、あの件数について正確に不注意とかあるいは器具によるものとか、申し上げるわけにまいりません。しかしながら、私ども先生お尋ねのような関心を持っておりまして、事故がありますと、私ども把握できまします限りにおきまして調

査いたしましたところによりますと、いわば抜き取り的な大数観察になりますけれども、大体七割程度が不注意、三割程度が器具そのものの欠陥によるものというような大数観察的な把握をいたしております。

○近江委員 実際の正確な数をつかんでいらつしやらないという点については不満であります。これは現状からなかなかたいへんと思ひます。まあしかたがないと思ひますが、じゃ、そういうこの七割、三割の原因に対してどういうような対策をとつていかれますか。器具自体の不備等については今回の法案でわかりますが、結局使用者の責任というのが七割、こうした問題についてはどういたしますか。

○井上(亮)政府委員 ただいまお答えいたしましたように、不注意の件数が相当多いわけでございます。まずけれども、私どもの電気用品を取り締まる立場から申し上げますと、不注意を私ども責めるつもりはございせんし、むしろ私どももいたしましては、できる限り技術基準等を強化いたしまして、そのものの自体的安全性を確保するという努力をしてまいりたい。ただし、それは申しまして

も、やはり経済性等の関係がありますから、どうしても取り扱いについても問題になる。その点につきましましては電気安全委員会等におきましてパンフレットを作成するとか、あるいは主婦連とも連携をとつておりまして、主婦連等にも連絡をとりまして、各家庭にそういう電気器具の取り扱いについての知識の普及をはかる、あるいはメーカー自体ができるだけ使用についての注意の宣伝をするというふうなメーカーに対する指導、それから私ども自身もいたしましては、本年度そういったPRの意味合いから映画等もつくつて、できるだけ多くの人に理解していただくような、取り扱いについての注意をいたいただくような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○近江委員 そういった程度なら、いままでの踏襲と私は思ふのです。年間これだけの数の事故を起している。したがって、従来と何ら変わりが

ないような方法であつては事故は減らない。いますぐにとつても案がないと思ひますし、この点についてはさらにどういうようにPR等について対策をとつたか、その計画というものを後日提出していただきたいと思います。

〔委員長退席、天野公〕委員長代理着席

それから、本法案の施行にあつて、これが消費者の価格に影響をしてくるのではないかと。さらに実際の電気メーカーを見てみると、中小企業、零細企業というものが下請として非常に存在するわけです。そうした点の影響についてはどういう対策をとつていらつしやるか。この二点をお聞きしたい。

○井上(亮)政府委員 お答えいたします。価格についての影響は、大体二つの問題があると思ひます。一つはやはり安全性を強化するために技術上の基準を強化するといふところからのコストアップ要因と、もう一つは手数料を今度上げますが、これの影響があるかないかという問題があると思ひます。

最初の技術基準の問題につきましては、私どもやはり人命に対する、あるいは火災等に対する安全性を第一に考えておりますので、この点につきましましては、若干割り高になりましても、これはむしろどちらかといへば消費者の利益でございまして御理解いただける、しかし、これも法外にそれによつて便乗値上げをするというふうな点は、私どもとして関係メーカーに対して十分の注意を喚起しなければいかぬ、こう考えております。

それから、手数料の値上げにつきましては、これは先ほど来いろいろ問題になっておりますが、新しい品目がどんどん電気用品については出てまいております。相当大型のものもありまして、複雑なものもございまして、これは原価方式によつて手数料をきめるという方式にいたしておりますが、かりにカラーテレビ等につきまして型式認可を受ける際に、型式認可の手数料が十万円かかったといたします場合に、カラーテレビがかりに一万台ということであれば、一万台以上の生産が

されるところでございますけれども、相当多数の生産をされていますので、一台当たりのはねっ返り、影響はきわめて少額なものの、価格にはほとんど関係ないといつて差しつかえないと考えております。

○近江委員 消費者に特に関係のある点をもう一点は聞いてみたいと思うのですが、特に修理の問題ですけれども、これは町の電気屋さんで修理をしてもらう、案外そうしたところから事故が起きている場合もよくあるわけですね。そうした修理業、修理という問題に対する何らかの対策を考えておられるのか、この問題なんです。その点はどうですか。

○井上(亮)政府委員 修理業につきましては、電気用品取締法では、一応対象にはなっておりますので、その点は法的な取り締まりはできないわけでございます。したがって、私ども、実際問題といたしましては、先ほど申しましたような電気安全委員会というのを全国に置いておりますが、こういうようなところで、修理業等に対して十分な注意とか指導とかを行なうというような活動で善処いたしておるというのが実情でございます。

○近江委員 それもいままでの踏襲なんですね。さらにそうした点も、どのように消費者に迷惑のかららないような対策をとっていくか、後日またいろいろと検討なさった場合に——検討してもらわなければならぬわけですが、それをまた早急に私のほうに資料として提出を求めておきます。

それから、甲種、乙種の二本立てになさっているわけですが、特に甲種の場合、従来対象の決定に際して、それぞれの立場の違いがありますから、その対象となるかいないかの決定に相当な時間がかかっている、こういうことも聞いているわけですね。そうした点、今後どのように改善をなさっていくか、この点をお聞きしたいと思っております。

○井上(亮)政府委員 私ども、この法案を通過させていただきまして直後に、相当数の品目追加を

いたしたい。最近新しい品目が出ておりますので、そういった品目を追加いたしまして、取り締まり体制を一段と強化いたしたい、こう考えておりますが、手数はそうかからないと思っております。ただ、公聴会等をやらなければいけませんものですが、その手順、手数等がかりますけれども、それ以外の点では、事務的には特別にすぐれる理由はない、そう考えております。

○近江委員 型式認可の有効期間の問題であります。諸外国の例をずっと見ていきますと、アメリカではUL制度をとっているわけですね。通産省としては三年以上という期間を設けていらっしゃるわけですが、このUL制度等と比較をしてみれば、どういふ点にプラスをもつてこうした期間をつけられたか、その点をお聞きしたいと思っております。

○井上(亮)政府委員 お答えいたします。御指摘のように、アメリカではUL機関でいろいろな検査をいたしておりますが、日本と違います。点は、アメリカでは型式認可という形をとりますが、むしろ工場における抜き取り検査という形式でやっておりますために、日本の制度と比較したい点があるわけですが、ヨーロッパ関係におきましては、日本とはほぼ同様の型式試験をやっております。これらの国々との関係では大体同じ程度の年数を各国とも考えております。従来、私も現行法におきましては七年ということにいたしました。最近の電気用品の進歩あるいは改善等が行なわれておりますので、できるだけそれに合わせまして年限を短縮したい、そう考えております。

○近江委員 今回のこの法案によって規制対象の範囲というものが非常に拡大されるわけでありますが、現在公の機関として財団法人の日本電気用品試験所があります。これは東京、大阪で大体四十人程度と私は聞いておるわけですが、これはもしては処理できるのかという問題、あるいはもしそれが不備であるとするならば、この検査

機関の充実をしなければならぬ。どういふような対策をもつてやっていくか、また財政上のそうした裏づけ等についてまでお聞きしたいと思っております。

○井上(亮)政府委員 お答えいたします。まず電気用品試験所の問題でございますが、いま検査員四十名とおっしゃいましたけれども、実際には六十五名でございます。私もこの六十五名で今後品目追加をいたしますと、やはり人手不足の問題が起くるのではないかと、そう考えております。さらに人間につきましては二十名程度ふやそうかというのをいま関係の責任者と打ち合わせをいたしております。

それから予算的、財政的な基礎の問題でございますが、現在東京、大阪に試験所がございますが、建物を含めまして大体三億五千万円くらい機械設備を据えつけてまして検査に当たっております。いうことでございます。さらに品目を近数十品目追加したい。それに対応いたしまして、さらに八千万円程度の機械設備の増設をいま考えて計画いたしております。これは年内からそういう据えつけに入りたいというふうに考えております。

○近江委員 これは一つの部門の話であります。従来国内向けの電気音響製品というのは、この試験制度の対象に入らなかったのです。どうして試験制度がなかったかという問題。それから今回の範囲の拡大で対象に入るのではないかと、私はかように思いますが、そのために当然新設備というものが必要になってくる。それに対する財政的な裏づけがあるか。聞くところによると、電力会社が設備を寄付してくれるようなことになっているという。私も私はちょっと聞いておるわけですね。そういう形でもいいのかどうかという問題なんです。この点どうですか。

○井上(亮)政府委員 最初のお尋ねの点につきましては、お説のような問題がありましたけれども、近く品目追加をいたしたいと考えております。

それから次の機械設備の充実等の問題でございますが、これは先ほど申しましたように、法律の指定機関は、財団法人日本電気協会が一応そのバックアップの態勢をとりまして、電気用品試験所のいろいろな財政的なめんどうを見ておるわけでございます。これは直接の利害関係者でなく、やはり電気協会——これは電力業界と機械業界から構成されている団体でございます。こういうところから客観的な財政援助を受けて施設の増強をはかりたい、こう考えております。特に電力業界の立場になりますと、やはり自分が発電いたしまして配電いたします電気について、よしんばそれが機械業界がつくり出した機械から起こりました事故でありましょうとも、やはり間接的な関連はあるわけでございます。そういう意味で、直接的な関係はないという立場から、できるだけ電力業界等の財政的な応援を得たいと考えております。ただそれで十分かと言われると、私も資金的には相当それで十分だと思いますけれども、何と申しましたも、やはり法律による指定機関でございますから、政府としてはもちろんこれに対して十分な監督を今後ともいたしたいと考えております。

それからさらに、いろいろ今後品目の追加をいたしますに際して、特に弱電部門の品目追加が相当予定されておりますので、単にこの指定機関は電気用品試験所だけでなしに、日本機械金属検査協会、これは財団法人でございますが、こういうところも指定機関にさらに追加して、その人材なり設備なりをフルに活用するような態勢もつてまいりたいと考えております。

○近江委員 要するに、法において規制するわけですね。それは若干のそうした寄付等も現制度として考えられないことはありません。だけれども、ほとんどそれにたよっていくというふうなことは、政府の考え方としては実際もう情けないと思っております。こうやって法規制する以上は、通産省でそれだけの準備をしようとする、私はそこまで財政的な裏づけもちゃんとするのがあたりまえ

だと思ふのですよ、結局そのような寄付を仰いだとしても、それはどこかに、一般消費者にも下請にも全部し寄せがくるわけですよ。ですから、そういうような点において根本的にさらに政府として財政的な裏づけ等も今後強化していくのかどうか、その点をもう一度ただしたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 現在私ども政府の資金といふことは、競輪資金から一千万円余りを検査所に支出しております。しかし、先ほど言いましたように、全体の設備は現在三億五千万円ほどの設備を持つておる。それに比べますと、政府の資金は非常に少ないわけでございますから、私どもといたしましては、さらに予算的な措置につきまして十分努力し、善処してまいりたいと思ひます。

○近江委員 それから外国の制度と比較した場合、わが国のそうした制度というのは非常におくれを感じるわけです。確かにアメリカ等と比べてみると、制度の違いという点はあるわけでありますが、量産過程において常に追跡調査というものをやっているわけです。結局抜き取り検査等が行なわれて、最初の検査品と同一製品であるかどうかということが監視されているわけです。わが国の場合も通産省でやっておられると思ひますが、立ち入り検査制度ですね。しかし、実際にこの立ち入り検査というものがどのくらい行なわれているかという問題なんです。制度があつてもどこまで運用されているか、実態をひとつ聞かしてください。

○井上(亮)政府委員 お答えいたします。立ち入り検査といふことは、一応四十一年度、四十二年度の実績につきましては御報告申し上げますと、四十一年度には一応検査工場は三百三十一でございまして、なお、ちなみに登録製造事業者数は二千六百社、そのうち三百三十一社を四十一年度を実施いたしました。四十二年度は同じく三百二十八社の工場を対象にいたしまして立ち入り検査を実施いたしました。

○近江委員 それで十分とお考えになるのですか。今後そうした検査についてどういふ決意をいたしますか、通産省として考えを持って臨んでいかれるか、またその対策をお聞きしたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 この検査件数は、私どもとしては必ずしも十分でないと考えております。先ほどもお答え申し上げましたように、二千六百工場のうち、大体年間三百二、三十社ということでございますから、七、八年に一べん回るだけということでございます。私どもとしては、この立ち入り検査件数をさらに強化したいと考えております。

それからなお、そうだからといひまして、立ち入り検査を二千六百社を毎年実施するわけにもまいりませんので、国がやります立ち入り検査のほかに、実際の市販品の買い上げ調査、買い上げからメーカーを追跡していく調査、これに力点をあげてまいりたい。両々相待ちましてできるだけ万全を期すという方針でいきたい。特にこの買い上げにつきましては、予算につきましても昨年から本年は相当な増額になっておりますが、さらに電気安全委員会等の予算も本年度は在来よりも数倍ふやしまして、特にこの法律施行を機会に大々的な全国的な検査をいたしたいという計画をただいま立案いたしております。

○近江委員 ではもうこれで時間もありませんので終わりますが、通産行政でありますから、こうした制度がどうしてもできてくるのはそれはしかたがないとは思ひますが、あのJISマーク等に見ると、そうした許認可をめぐって汚職が非常に発生している。特に通産省はいままでに数多くそういう問題が出ています。そういう点の心配がこれでまた一つふえたわけですね。そういう点において、国民は非常にJISマーク等においても不安を持ち、また、それだけに信頼度というものは落ちてきておるわけです。電気用品についても、私はもしもそういうようなことが発生したとするならば、国民のそういう信頼というものは著しく落ちると思ひます。こういう点において、今後さらに通産行政として、大臣としてどういふ決意で法案施行にあたって臨んでいかれるか、また全般の通産行政についてどういふようにそうしたことに対して決意をいらつしやるか、その点をお聞きして終わりたいと思ひます。

○推名国務大臣 JISマークの件については返す返すも遺憾でございますが、電気用品の検査制度を拡充するにつきましては、かようなことのないように十分の戒心をしてこの問題に当面したいと思ひます。

○近江委員 それじゃ終わります。

○天野(公)委員長代理 中村重光君。

○中村(重)委員 関係省の出席が、砂利のほうが多いようでございますから、簡単に二、三の問題点をお尋ねをしてみたいと思ひます。

同僚委員から二日間にわたつて詳細に質問がなされたわけですが、私はこの法律案を見まして、条文そのものは、十分と言へるかどうかは別として、相当検討された条文であるということはおわかりのすけれども、はたしてこれが実行可能かどうかということに対して、質疑応答を通じて感じておる点があるわけです。

そこで、この砂利採取法案はさきの特別国会で提出をされるということを伝えられておつたわけですが、それが特別国会において提案の運びに至らなかった、その点はどういうことであつたのか、一応伺つてみたいと思ひます。

○吉光政府委員 砂利から起りますところの特別に山砂利、陸砂利を中心にして起ります災害問題というものが非常にひんぱんになりまして、しかも、全国至るところ、と申してはちよつとオーバーでございますが、相当全国的に広い範囲にわたつてございまして、相当全国的に広い範囲にわたつてございまして、この砂利採取法を災害防止の観点から全面的に見直すという必要性が非常に痛感されたわけでございます。私どもといたしましては、できるだけ早く国会に御提案申し上げ、御審

議をいただきたいというふうに考えておつたわけでございすけれども、何ぶんにも災害防止の観点から全般的に見直しました場合に、これに關係いたしますいろいろな法律制度が現在あるわけでございます。その間の關係におきまして、この砂利採取法案の位置づけをどうしたらいいかという点につきまして、それぞれ関係省庁との間でいろいろと意見の調整をいたしました。最終的に、現在提案を見ております砂利採取法案という形で最終意見として取りまとめたわけでございますけれども、いま申し上げましたように、関係省庁の範圍が非常に広いということ、それから同時に、災害防止の観点から相当幅広く新しい制度も採用いたしております關係上、そういう法律的な意味での秩序づけと申しますか、位置づけと申しますか、そういう意味の検討にも日にちを要した次第でございます。特別に關係省庁の間に利害の対立があつておくれた、そういう状況ではなかつたわけでございます。

〔天野(公)委員長代理退席、委員長着席〕

○中村(重)委員 特別な対立がなかつたとおっしゃるのだけれども、農林省あるいは建設省その他関係各省からいろいろ問題点が提起されて意見が一致しなかつたということは事実なんだから、それで、そのことは各省それぞれこれに關係をするような法律があるわけですから、それが強化されてくるということになるのではないかと。そのことがそれなりに行政を進めていく上について障害になる。悪い意味でいへばなわ張りとか何とかということになるのかもしれないけれども、これは私はそういうことではない、あくまで善意に考えておるわけです。そこで意見の調整ができて、提案の運びになつたというのですけれども、各省間に非常に問題が多かつた法律というものは、実際にこれを執行していく上において障害があるわけですよ。えてしてそれがさる法という形になつてくるのです。私はその点を問題にしておるわけですから、別にあなたに、そうしたいら

いろいろなことがあったじゃないか、けしからぬじゃないか、そういう意味でお尋ねをしているのじゃないか。でも、ですからそういう形で妥協はしましたが、問題点はどこであったのか。実際の運用をしていく上についてこれをどう消化されていくのか。そしてこれが法にならないう形になるのか。あるいは法律として働いていくという形になるのかどうか、私はそういう意味でお尋ねをしておられるわけでありまして、あなたもそういう考え方、問題点はこういうことであつたのだ、これはこういう形に消化される、克服したのだから運営は支障はないならないという形で具体的にひとつお答え願いたいと思うわけです。

○吉光政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、災害防止という観点から現行の砂利採取法を全面的に見直したわけでございます。現行の砂利採取法におきましては、すでに御承知済みのように、監督権の発動態様と申しますか、そういう点につきましては、それぞれ砂利の採取等行為につきまして許可を要する地域につきましては、監督権の発動態様から現行砂利採取法ははずされておるわけでございまして、それぞれの母法によつて監督命令を出すというふうな形になっておるわけでございまして、ところが砂利災害の防止という観点から考えました場合には、こういう監督権限の行使はできるだけ一元化されるほうが好ましい。それが土地につきましてはある主務省、ある土地につきましてはある主務省というふうな形ではばらばらに運用されたものでは、ほんとうの意味での砂利災害防止ということにならないう形ではないであらうかということで、現在それぞれの行政機関でそれぞれ監督いたしております態様になっておりまして監督命令等につきましては、この法律で一元化の方向をとつたわけでございます。したがって、そういう意味で関係省庁が非常に多かったわけでございしますが、最終的にはこの砂利採取法で一元化するということにつきまして御了承を得たわけでございまして、なお現行法におきましては、処分等の命令権の

発動者につきましても通商産業局長というふうになつておるわけでございすけれども、こういう行政を一元化した場合には都道府県に一元化するほうがより適当ではないであらうかということから、機能的にも実は相当、いままでもやつておりました通産局行政を都道府県知事のほうに具體的な監督の態様をやつていただくということに改めたわけでございす。したがって、そういうふうな現行法律自身が持つておりますいろいろな矛盾点を克服いたしております間に実はある程度の時間を要した、こういう状況でございす。

○中村(重)委員 なかなか話がつかない。そこで何というのか都道府県に移していくということになつてくると、どちらにも偏しなかつたからいいじゃないか。そのことが、都道府県が迷惑を受けない形であるといふわけですけれども、都道府県にある種の権限を与えていくというところは、自治権を大いに尊重していくという意味においてはわかるのだが、それなりに財政的な負担が十分行なわれるのかどうか。妥協の産物みたいでありがた迷惑だということになつたのではどうにもなりません。また、申し上げたように、そういうこととお互いに譲り合つてきた。かつこうはいひのだけれども、実際はこの法律がうまく働いていかないうということになりがちだと思ふのです。それらの点を心配するのですが、どうでしょうか。農林省、建設省、自治省、それぞれおいででございすが、特別国会で提案する運びに至らなかつたことについての問題点、私がいま申し上げたようなことについて、これで支障はないのかどうか。それらの点についてそれぞれ簡単にけつこうですから、お答えを願いたいと思ひます。

○多治見説明員 ただいまお話しした点につきましては、建設省は河川砂利の關係で一番關係が深いと存じますので、建設省についてお答え申し上げます。今、今回のこの法案の策定にあたりまして、先ほど通産省のほうから御説明ございましたように、時間を食ひましたが、われわれといたしましては、別に権限争ひその他そういった御心配のうな面での問題は、この法案に限つてはなかつたというふうな考へております。

時間をとりましたのは、砂利の採取に伴ひまして、建設省の所管で申し上げますと、この採取行為の規制をいたしております法案が幾つかありまして、たとえば海岸法、砂防法、地すべり等防止法といったように、地形の変更を伴う砂利の採取につきましては、それぞれの規制を行なつておる法律がございす。こういった法律と、一元的に砂利の採取を規制していく本法との二重規制の弊をどうして避けていくかという点が、一番調整に時間を要した点でございまして、いろいろ検討いたしました結果、河川法につきましては現在提案いたしておりますような法案の内容になつておりますので、今後の施行につきましても全然問題はないというふうな考へております。先ほど申し上げましたような法案につきましても同じような考へ方で実施上問題はないという結論に達しておりますので、法案の成立いたしましたのは、この施行については御心配のうな点は何もないというふうなわれわれとしては考へております。

○中野説明員 農林省の立場といたしましては、農地あるいは農業施設に対する被害をどういうふうな防止するかという観点からでございす。現在農地転用の面からだけの規制をしていくといううな感じでございます。実際は無断転用あるいは許可条件違反といううなことがかなりあるわけでございます。したがって農林省としましては、農地転用の面から同時に、業者のほうからの規制あるいは指導監督が一刻も早く望ましいというふうな考へておりましたので、早く法案が成立することを希望したわけでございす。

○中村(重)委員 次は、この法案の性格なんです。第一、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。このあるわけですが、これは砂利の採取に伴う災害を防止するということと、砂利採取業

の健全な発達に資するということの結びつきはどうなのかという点が疑問点として出てくるわけですが、その二つとも目的である、こういうふうな「あわせて」ということになつてくる、それから「資することを目的とする」とありますから、これ自体が目的であるというふうには受け取られるわけですが、ですけれども、そうなつてまいりますと、業法的な性格を私は帯びてくるような感じがいたします。業法なのかどうかということですが、業法だということになつてまいりますと、この条文をずっと見てまいりますと、いわゆる業法的な内容というものはあります。四十一条に「砂利採取業者に対する指導等」というので「国及び地方公共団体の関係行政機関は、砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。」「二項目あるわけですが、これ自体、きわめて抽象的であり、実は業法的な性格のものではない。そうなるべくと、第一の目的というものは何かアクセサリみたいなものになつてくるのです。先ほど来同僚議員からそれぞれ問題提起があつたわけですね。そこで業法的なものであるならば、中小採取業者というものもありましようから、登録制をやる、それから統一的な具体的な認可というものがなされてくることになつてくるわけですが、この登録の基準というものはどういうことなのかというところを見てみますと、この条文に関する限りは、それぞれの資格のあるものを置くことになつておるにすぎないということです。だから、これ自体を見ると、別にいわゆる小さい採取業者を切り捨てるという形にはなつていない。なつていない反面、私がいま申し上げましたように、それらの業者というものをどう保護していくのかといううな点も明らかではないのです。目的がここではっきり明らかになつておるのですから、それならそれなりに、業法的なものならば業法的なものとして、この目的の一つに合致するような内容というものを当然盛り込んでいく必要がある

のではないかと、具体的な近代化資金の問題等に対しても、そういうことは必要なんだから考えていきたいというような努力目標を明らかにされたにすぎないわけであり、この点に対しては政府としてどうお考えになつていらっしゃるのか、この法律の性格というものが必要しも明らかではないということである。

○吉光政府委員 この法律の立案に至りました経緯が、砂利の採取業から起こつてまいります災害を防止する点に主たる趣旨があったわけであり、第一義的にはあくまでもこの第一条に書いてございすように、砂利の採取に伴う災害を防止するというのが第一義的な目的でございす。ところが、砂利の採取に伴う災害を防止いたします場合には、やはりその災害防止の義務を負担する採業者が、それにふさわしいものになつていただく必要があるというふうなことで、同時に、この災害防止自身をやることによりまして、砂利採取業者は健全な発展を遂げるわけでございすけれども、同時にまた、政府並びに関係行政機関といたしまして、これに耐え得るように砂利採取業者自身を育成してまいる必要があるというふうな判断に立つたわけでございまして、あくまでもこの法律の主たる目的は、採取に伴う災害を防止するということでございまして、「あわせて砂利採取業の健全な発展に資することを目的とする。」並列的なようでもございすけれども、「あわせて」以下のほうは「健全な発展に資する」というふうなことで結んでおりますように、いわゆる砂利採取業法というふうなことで、業者に対してするところのいろいろな保護育成と同時にどうこうするといふような、いわゆる完全な意味での砂利採取業法という形をとりませんで、砂利採取法といふふうなことで、災害防止を主たるねらいにいたしておるということを実は宣明いたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 わかつたようなわからないよう

な感じですがね。砂利の採取に伴う災害を防止するその結果としてということになるのか、それを防止すること自体がどういふことをねらいとしなければならぬかということになってくると、安全確保の問題がありましよう。人命尊重、災害防止ということは、人命、財産を尊重していくことになりましよう。それから地域が、災害が起こりますと荒廃してまいります。そういうことを守つていくということになるでしよう。その他いろいろあつてまいりますとたくさんあるかと思ひます。そういういろいろな災害を防止してこういふことがこにさつと書かれておるならば、これは確かに災害防止立法であるということに受け取れるわけですから、ところがそうでなくて、「あわせて砂利採取業の健全な発展に資することを目的とする。」と書いていらっしゃるの、これだけを読みますと、やはり目的の一つなんだから、それならば業法的な性格を持つのではないかと、それならば業法的な性格を持つのだつたら、災害を防止すること自体がこの業者の健全な発展に資することになる。それは広い意味においては確かにそういうことにならうと思ひます。しかし私はそれは目的に持つていくべきではないと思ひます、そんなに広い意味において健全な発展をはかるといふようなことであるならばです。そうではない。それから登録制をとることにおいて健全な発展をはかつていくのだ、こういうこともいふおっしゃいましたが、それじゃ登録制をとることにおいて、どうして健全な発展をはかるといふことになるのか。登録についての基準というものは少しもここに出ておりません。しいて出ておるとするならば、砂利採取業者はいわゆる業務主任者を置くのだという規定がここに明らかにされているのにすぎません。主任者というのは資格を持つておる人ですから、それはそれなりの、何と云ふのですか、この採取業を登録するものはこういう要件が要るんだぞよというだけであつて、そのことが健全な発展をはかるといふのだといつてここに

大きく目的に持つてくる、これではいふゆる業法的な性格というものは出てこないではないか。企業合同の問題その他どこを見ても何もないわけですよ。これはしごくあいまいだ。私は当初これを心配しました。どうも第一条がはつきりしないから、これをひとつ明確にしてみたいといふことを御注文申し上げた。ところが、いや、こういうことだといつて御説明においでになつたのですけれども、どうもやはり正式にこの審議の中においてお答えを願ひましてもわかりかねるんですね。私の疑問というものはどうも解消しない。私が間違ひなのかどうか、その内容に何かそうした業者の健全な発展をはかるといふようなところが、具体的な形で条文に三、四カ所でも出ておるとわかるのですけれども、先ほど申し上げましたように、四十一條にきつめて抽象的に出ておるにすぎない、こういうことですね。十分ではないかといふような感じがいたしますが、同じような答弁の繰り返しになります。

○吉光政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、最初からこれを立案いたしました趣旨と申しますか真意は、あくまでも災害の防止という観点から立案いたしましたわけでございます。したがって、この砂利採取業者の登録制の採用にいたしまして、この砂利採取業者の登録制の採用にいたしまして、いふゆる事業法的な意味での登録というふうな形では考えなかつたわけでございまして、災害防止の観点から見ました場合に、人的な欠陥があつては困るという意味から、要するに人的な欠陥と申しますのは、砂利採取をするに当たってはふさわしくないといふふうな、そういう人的な欠陥があるものについては困るという意味から、特定の欠陥事項を設けますとともに、業務主任者といふものを置くことによりまして、災害防止の完全さを期してまいりますと同時に、さらに命令違反等の違反行為をやりました業者につきましては、この登録された地位を剥奪することによりまして、継続して事業ができないといふふうな体系を考えただけでございまして、あくまでも主たる

ねらいは災害の防止といふところにあるわけでございます。御指摘ありましたように、事業の健全な発展に資するといふ意味の条文につきましては、第四十一條に指導、助言につとめるという宣言的な規定があるのみでございまして、したがって、御指摘いただきましたような疑問が残るというふうなことであらうかと思ひわけでございます。ただあくまでもこれは業法と申しますより、あるいは採取業者の主体、あるいは採取行為等につきまして災害を防止するといふ観点に焦点を当てました上で立案いたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 実は賛成をしようと思つて、それで疑問点がありますから何か話してもらいたいと思つてお尋ねしているんです。疑問が残つたままでは、賛否を委員長から問われました場合に、どうも立つのが立ちにくくなつてまいりますからね。内容的にでも何か迫力のあるような声を大きくすることが迫力と申し上げるのじやないのですけれども、内容ある答弁といふものがなされるかと非常によろしいわけですが、先ほど来同僚委員がいふゆる業法的な健全な発展をはかるといふために必要な諸施策をいろいろお尋ねしておつたのに対して、きつめて抽象的な答弁に終始しておられたものから、それで私もお尋ねをしなければならなくなつたわけでございす。

そこで、いかがでしょう河川局長さん、この点に対しては、ひとつあなたのお考え方を聞かしていただけないか。

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕

○多治見説明員 お答えいたします。私どものほうで、御質問の採取業者の健全な育成をはかるといふ点については、はたして十分の措置を講じているかどうかといふ点については、ちよつと適当なお答えができないかと存じますが、現在河川砂利の採取につきまして、河川法上の規制をいたしておりますが、その規制の際、四十一年に制定いたしました基本事項の中でも、はつきり業者の健全

の災害排除施設等につきましては、現在中小企業関係のいろいろな金融措置によりまして助成措置を講じておられるわけでございますけれども、この法案を一つの特典といたしまして、さらに積極的に、現在進めております融資措置等につきまして努力を怠りまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 時間の関係がございいますから、これで終わりたいと思いますが、ともかく一度登録をされまして、自分は砂利採取業者になったという気持ちになるのがあたりまえなんですね。事業をやるための、いろいろな諸設備をやってくるであります。ところが実際の認可にあたつての、認可をするかしないかというのを審査される際に、これはだめなんだ、認可はできないという拒否の態度をおきになるときもあると思う。ところが、その採取業者は、自分は登録されておるのだというところで、あの山を採取したいと土地所有者との間にもう契約してしまつて、そして形式的な手続のみをやつてくるというように、そこで、そのためにはいろいろな協力や求め、認可をしてもらいたいというような活発な動きをしてくる業者もたくさんあると私は思います。そういう場合に、何というのですか、業者の能力という点からいってどうも問題はあつたけれども、もうすでに土地も契約されてしまつた。こういったいろいろな人たちの認可に対するところの活発な動きもある。これはやむを得ない、まあしつかりやりなさいよ、こういうことで認可をせられるという形も起つてくると思ひますから、そこらはやはり慎重にやつてもらいたいということが一点であります。

ところが一応認可をした。認可をしたけれども実際の採取の業務に携わつてみたところが、どうもうまくいかない、そういう場合にはこれは認可を取り消さなければいけないという事態も起つてくると思ひます。これに對しましては、一たん認可をいたしますと、これを取り消すということとはなかなかできるものではない。その間に災害が発生するというような、業務を続けていく上についていろいろな問題点というものが多々出てくるのではないかと、具体的な問題として考えられるわけでございますから、それらの点に對しては、十分ひとつ関係各省庁と地方自治体と緊密な連絡をとつて、この法案の運用にあたつては対処していただきたい。そしてこの目的達成に遺憾なきを期していただきたいということを強く要望いたしておきたいと思ひます。

大臣のお答えと局長の御答弁を願ひまして、この法律案に対する審議を終わりたいと思ひます。

○椎名國務大臣 御指摘のとおりでございます。

○吉光政府委員 御指摘いただいたとおりでございます。あくまでも災害の防止にあるということでございます。したがつて、この災害の防止といたしましては、先ほどお話ししたように、認可にあたりましては慎重に、同時に違法行為に對しましては厳格にと申します。この法律の運用を実施してまいる、同時にそれらの問題につきましてもいろいろ関係省庁とそれぞれ意思を合はすように、あくまでも災害防止の観点に立つた上でこの法の運用をはかつてまいりたい、このように考えます。

○中村(重)委員 次は電気用品取締法の改正案についてお尋ねいたします。

井上局長のお考え方としては、現行法は十分生かされてきたというふうに思つていらつしやいます。御承知のとおりに電気は非常な伸びを示しております。そして電気用品というものは非常に普及をしております。そこで現行法では間に合わないというところから、一部改正案は出しました。出たというふうには思ひます。なるほど一部改正案の内容をいたしましては、指定を上げていつて甲種と乙種にするとか、あるいはその基準をきめていくとか、あるいは輸入製品に對しての型式は従来もやつておりましたが、さらにこれをきびしくしていくとか、いろいろな柱はあるよう

であります。ところがここで局長もお考えにならなければいかぬことは、いままでのこの法を運用してまいりました中において十分であつたのかどうか。これに關係する各省庁をはじめいたしまして、その他の諸団体というものが安全確保のためにはほんとうに積極的な取り組みをやつてきたのかどうかという点は、評価と反省が必要ではなからうかと私は思ひます。それなくして、いかに法律の内容を強化し、これを拡充いたしましたとしても、その姿勢を改めない限り、仏つくて魂入れずの結果に終わるであらうと思つております。あな

たは今度公益事業局長になられて、何か目新しいことをやらなければならぬという気持ちもなきにしもあらずであります。しかしそれがアイディアマンになつては相ならぬと私は思ひます。だからしてこの法律を改正しようというので改正案をお出しになつたわけでありまして、従来の評価、反省という点は、どういふあなたのいふゆる結論が出ておるのか。それらをひとつお聞かせ願ひまして具体的な問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

それから委員長、建設省とそれから農林省その他の砂利採取法に關係をいたします方々は御退席を願つてつこうでございます。

○小峯委員長 建設省、農林省の皆さんはつこうでございます。

○井上(亮)政府委員 答えたいします。私も従来電気用品取締法、この施行にあたつては全力をあげて実施に当たつてまいりましたが、先ほど来お答えを申しましたように、三百件の工場の検査に對しまして二百二十件の不十分な工場があつたというふうな実情でございますので、さらにこの点につきましては私どもの取り締まり体制の強化につきます。お説のように重大な反省をいたしております。今回の改正法案を出すに際しまして、取り締まり体制の強化という点を大きな目的にいたしております。さらにこの取り締まりの強化に全力をあげたい、こう考えております。ただことばだけではなしに、実行がお説の

ように大事だと思ひますので、この法律が通りました直後におきまして、全国的な大きな立ち入り検査あるいは買取り等の措置を実施いたしたい、そう考えております。

○中村(重)委員 評価と反省の答弁としては十分でございますけれども、時間の関係もございいますから、これから具体的な問題としてお尋ねをしていく中で、ひとつ不十分な点は満たしていただきたいと思ひます。

あなたのほうからいただいております資料を見ますと、災害がずっとふえてゐる。しかも死亡災害というのが非常に大きいわけですね。これは電気の災害事故という点からいまして、負傷事故と比較して死亡事故が非常に多いということ、これはわかるような気がいたします。それにしても、あまりにも死亡事故というものが多過ぎるじやないか。どうしてこういう災害が多いのか。なかなかすぐ死亡事故が多いということに対する反省としてはどういふことでございますか。

○井上(亮)政府委員 私どもの電気業法によりまして調査によりますと、毎年九十名程度の方が電気のために死亡しております。この数字は私も決して少ない数字とは思ひません。そういう意味で私ももさらにこういふ事故のないように全力をあげてまいりたい、そう考えております。

○中村(重)委員 事故がないように考えていたかどうかというところはつこうでございます。それでなければならぬのですけれども、やはりそうした事故が発生する原因の究明というものは私は非常に重要だと思ひます。原因の究明なくして事故の防止ということは何となく思ひます。ですからその点に十分ひとつ原因究明、そしてまたいろいろな問題に對しての追跡調査という点には重点を置いていただきたいものだと思ひます。

それから災害事故が起つてまいりますと、事業者の無過失災害事故の補償でございますね、そういうのが必ずしもあるとは言えない。そうならないと、従来の災害事故に對して事業者の補償というものがなされた件数がどのくらいあ

り、どういふケースで事業者の補償というのがなされたのか、その額は大体どういふ程度なのか。それからいろいろと償補するかしないかということ。で責任があるとかないかというところによつて紛争というものの起こつた事例も多いであらうと思ひます。そういう事例はどういうものであつたか。結果はどういふ結果になつたのか。これは時間の関係がございまして、実は一つずつお尋ねをしていくべきでございまして、以上の二、三点对しては一応まとめてお答え願ひたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 事故が起りますと、やはりいろいろ火災の問題にしましてもあるいは死亡事故におきましても大きな問題になるわけでございますが、過去の例といたしましては、やはり原因が取り扱ひ者自身の不注意という場合が大体七割程度と多いわけでございます。器具そのものによる器具の不良品、それに基因する事故というものが三割程度というやうな実情でございまして、例を申し上げますと先年電気蚊とり器で幼児が感電死亡したケースがあります。この際にやはりメーカーがその幼児の死亡に對しまして見舞金をもつておわびをしたという実例がござい

す。○中村(重)委員 事故の件数とかそういうものは、こゝへ資料としていただいているのですが、私がいまお尋ねいたしましたやうな点は非常に重要な点じゃないでしょうか。事業者がこの事故に對してどういふ責任を持ったか、紛争は起こらなかったか、起つた結果はどうなつたか。そういうことはこの後どうした法律を改正をして、そうして災害防止に取り組んでいこうとなさるならば、それらの点にあなたは相当重点を置いた調査をしていかれる必要がある。そしてこの後の法律の運用と相まつて遺憾なくその行政力を發揮して對処していく必要があるのではないと思ひます。おやりになつていらっしゃるやうな点も多々あるであります。御就任になつてまだそう長い時間がたつておるわけではございませんから。何

というのですか、ひとつあなたの行動力を發揮して、不十分な点は十分調査する、ひとつそういうことで取り組んでいただきたいものだと思ひます。それから局長、私はこの点が一番問題点であると思ひます。いま私が指摘しましたことは、これは政府関係の団体の責任の問題になつてくるのであらうかと思ひますが、いま一つ、いわゆるメーカーであるとかあるいは販売業者であるとか、あるいは電氣を供給する供給業者というものが、電氣の事故を起こさないといふためにどれほど積極的な取り組みをしたのであらうかといふことです。安全確保のために、事故防止のために先頭に立つて積極的な取り組みをする責任があるであらうし、またそれをさせる義務も役所にあるのではないであらうかと思ひます。ところが私もテレビのスイッチをひねつても、十二チャンネルの中に、NHKを除いてはコマリシャルでいやな感じがするわけですね。しかしこれはいたし方はござい

ます。電氣製品等に対しては、売らんかなという商現なくましく相当な金をかけて宣伝をいたしておりますけれども、電氣の事故を防止するための啓蒙的なものは何がございましょう。そういうところにも業者にもつと力を入れさせなさい。PR活動というものにもつと取り組みさせなさい。それなくしてはほんとうの意味の事故防止といふことは期待できないのだ。その責任の免除、それをひとつ大きく反省をさせていくといふことでなければならぬと思ひます。それらの点に對しては大臣はどのようにお考えになるのか。担当局長のお考え方もひとつあわせてお答えを願ひたいと思ひます。

○椎名国務大臣 御指摘の点はごもっともな点でございまして、大いにさうな線に沿つて業界を指導したいと思ひます。○井上(亮)政府委員 お説のとおりでございまして、メーカー、販売業者等に對しましては、その安全性についてのPRにつきましまして万全の責任を持つやうな体制を指導してまいりたいと思ひます。特に安全委員会がそういう機関にも

なつておりますので、そういう機関を通じまして徹底したいと思ひます。○中村(重)委員 おっしゃるやうに、電氣協会であるとか安全委員会とかいろいろな機関があるのです。これと国との関係といふのは、助成措置としてどういふ形になつておるのかよくわかりません。試験所であるとか検定所であるとかいろいろな機関があるわけですよ。ところが、それらの機関がほんとうに十分な取り組みをやつておるのかどうかといふことについては若干疑問なきにしもあらずです。私は、ふやすものはふやすべし、個所にいたしましてもあるいは人にいたしまして、ふやすものはふやす、そして何よりも大切なことは、災害事故を防止する、人命を尊重するといふことを何よりも優先してこななければならぬと思ひます。そういう点に十分真剣に精力的に――

いまの短い答弁ではございまして、中身の、その答弁を實際の實施という面において生かしていただきたいといふことを強く要望いたしておきたいと思ひます。それから、今度乙種指定といふものがなされるわけでございますが、この乙種指定の対象になるやうな電氣用品についていままでの程度の災害事故があつたのかといふことです。それなくしては、ただ観念的に電氣屋全部を指定して検査の対象にしやうなんといふやうなことであつてはならぬと思ひます。こういう災害があつたのだから、どうしてもこれを指定して取り締まりを強化していくといふのでなければならぬ、そうした説得力のある提案でなければならぬと思ひますが、その点はどういふことになつておりますか。

○井上(亮)政府委員 今回追加いたします乙種の電氣用品――乙種と申しましたが、これは甲種以外は一応すべて乙種といたしたい、ですから非常に網羅的な指定になるわけでございますが、乙種によります事故は、いままでの事故件数の大体半数近いものと理解しております。○中村(重)委員 あなたのはうからいたしております災害事故の件数の資料には乙種のもはな

いのですよ。これは全部甲種になるのですよ。全部じゃないかもしれない、乙種のものも若干あるのかもしれないけれども、ほとんど甲種なんです。これが半分だといふことになつてまいります。と、いままでどうしてこれが問題にならないでつたのだから、そしてまた、その運用の問題として、何かそういうことに対する取り締まりといふものがなされるべきであつたのではないかと申すのですが、そこあたりはどうですか。あなたが、大体半分くらいだろつたといふやうなことで感じとしてお答えになつたのなら、それなりにけつこうです。ほんとうにそういうことでしょうか。

○井上(亮)政府委員 提出いたしました資料の中でも乙種の製品がだいぶ入つております。たとえば電氣火災事故件数等について見ましても、消毒滅菌器とか映写機とか螢光灯といふやうなものは乙種の品目でございまして、一応入つてはおります。

しかし、いづれにいたしましても、電氣用品の種類によりまして、特に身近なところで使う製品とか、自分のからだにつけて使う、たとえば電氣かみそりとかあるいは水けの多いところで使ひます電氣洗たく機といふやうなものにつぎましては非常に感電事故の件数が多いわけでございます。こういうものにつぎましては甲種にいたしておりますが、そうでないものにつぎまして、取り扱ひいかによつては火災になる場合もありまして、感電する場合もありますので、したがひまして、軽微なそう強い注意をしなくてもいいと思はれるものでも今回乙種の品目に指定いたしたい、そうして取り締まりを強化いたしたいという趣旨でござい

ます。○中村(重)委員 消防庁、いまお聞きのとおり、あなたのほうの調査によつてこの資料ができておるやうなので、あなたのほうは一番おわかりだと思ひます。まあ事故が非常に多い。その中で配線工事による事故といふのが相当数にのほつておるのです。

○高田説明員 四十二年の分の数字はちよつと明らかにいたしておりませんが、四十一年でござい

○中村(重)委員　それから、井上局長の考え方を聞いてみたいことは、いまの点もあなたの見解も聞きたいのですけれども、時間の関係がございますからこれはよろしゅうございます。

○中村(重)委員　私が修理の規制をする必要があるんじゃないかということについては、いろんな私自身が知っておりますようなケースでもって、こういうことも修理規制という形の中で解決し得る

ね。その試験をするときに、ほんとうに性能というものが違うのか違わないのかというようなことも、認可をする上についてのチェックする要件になるのかどうかという点も実はわからないのです。

○井上(寛)政府委員　お答えいたします。ただいま私どもがやっております取り締まり体制は、安全性を中心にやっておりますで、性能までは、率直にいいましてやっております。しかしながら、先生ただいまおっしゃいましたように、それが消費者の利益に通ずる、それからまた、ひいては安全性にまで関連するということ場合には、そういった問題につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

三九

施行に万全を期してまいりたいと存じます。

○中村(重)委員　ともかく、いまの立ち入り検査にしましても、年一回ということを考えておると

うです。そういうことであつてはならぬのですね。それと、いままでの間に実態調査ということを通産省がやったのかやらぬのかということも明らかでない。婦人団体とか消費者団体からアンケートをとったということも私どもは承知してない。むしろ婦人団体なんかは、通産省のやり方がなまぬい、こういうことであつてはならぬといふのでみずからいろいろとアンケートをとつて、こういうことなんだといふので通産省にみずからアンケートをとつたのを提出をする、そしてけつをひつぱたかれておるといふのが現状です。そういうことであつてはならないと私は申し上げるわけです。

いま通産大臣がお答えになりましたように、ともかくPRも徹底的にやる、それからそうした業者が、先ほど触れましたように、売らんかなという商魂たくましくする前に、ともかくみずからの責任というものを十分痛感をして、保安の確保が物を売る上においても一番重要な点であるといふような認識を持たせる、そういうことに十分な指導監督をやつていただきたいということを強く期待をし、要望いたしまして質問を終わります。

○小峯委員長 おはかりいたします。

両案の質疑はこれにて終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案の質疑はこれにて終局いたしました。

○小峯委員長 これより両案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決いたします。

まず、砂利採取法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小峯委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。千葉佳男君。

○千葉(佳)委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

砂利採取法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき万全を期すべきである。

一、砂利採取計画の認可その他本法の運用にあたり、公共の安全を確保する見地から、関係各省の緊密な連絡のもとに適確な運用基準を定めるとともに、将来とも実態に即応して改善を加えるよう努めること。

なお、採石法の運用についても同様に配慮すること。

二、砂利採取を目的とする農地転用の許可について慎重を期するとともに、無断転用に對する取締りを強化すること。

三、骨材の需給見通し及び資源賦存状況の調査に努めるとともに、骨材の安定供給体制を確立するため、骨材資源の開発とその有効利用、骨材の運送流通体制の整備、骨材企業の基盤の充実等、諸般の対策を樹立し、早急に実施すること。

以上でございます。

第一点の運用基準、第二点の農地転用、第三点の骨材政策確立、いずれの問題も法案の質疑を通じて明らかにされた点でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○小峯委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議について通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。椎名通商産業大臣。

○椎名通商産業大臣 ただいま御決議のありました砂利採取法案に対する附帯決議につきましては、その内容を十分尊重いたしまして、御趣旨に沿つて善処いたす所存でございます。

○小峯委員長 次に、電気用品取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○小峯委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。佐野進君。

○佐野(進)委員 電気用品取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、趣旨の御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気用品取締法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

電気による火災並びに感電事故等が多数発生している現状にかんがみ、政府は、本法施行にあたり、次の諸点について万全の措置を講ずべきである。

一、電気用品の使用に對し、その取扱方法につき常時適切な指導を実施するとともに、製造事業者、電気事業者等に対し、率先して災害防止活動を行なわしめ、保安に関する責任を明確にすること。

二、立入検査及び電気用品に関する実態調査を広範囲に実施し、不良用品の出廻りを極力防止するよう努めること。

三、消防庁をはじめ関係各機関との連携を密にし、災害の絶無を期すること。

以上であります。

内容につきましては、すでに質疑において御承知であるかと存じますので、省略させていただきます。

○小峯委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議について通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。椎名通商産業大臣。

○椎名通商産業大臣 ただいま御決議のありました電気用品取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その内容を十分尊重いたしまして、御趣旨に沿つて善処いたす所存でございます。

○小峯委員長 おはかりいたします。

両案に對する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小室委員長 内閣提出、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る四月十六日提案理由の説明を聴取いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。橋口隆君。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○小室委員長 速記を始めて。

橋口君。

○橋口委員 私は、本日議題となりました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、若干の質疑を試みたいと思います。

本件は国会における最重要法案の一つで、すでに衆議院の本案議決あるいは衆参両院の予算委員会あるいは決算委員会等において相当突っ込んだ質疑もなされているのでございます。それで多少重複するかもしれませんが、本件を中心といたしまして、広く海外経済協力一般について、経済企画庁長官をはじめ関係各省にお伺いしたいと存じます。

まず初めに、念のためお伺いしておきたいのでございますが、海外経済協力の目的とするとところ、あるいは理念を明らかにしておいていただきたいと思つてございます。今日、世界経済の最大の課題は先進国と後進国との間に非常に大きな格差があるということでございます。そのためには、先進国が後進国に経済的な援助をするということが一つの国際的な義務でもございます。しかし、これは単に国際協調あるいは友好親善というふうな抽象的な目的にすぎないものでなく、経済的な実益を先進国にももたらすものでなければ

ならないと思つてございます。いわば、先進国が後進国に経済援助をしてその経済発展を促し、それがまた貿易を通じて先進国の製品の増出を促して経済発展に寄与する、こういうような過程を経なければならぬと思つてございます。この点は、これからの海外援助について最も明確にしておかなければならぬ点だと思つてございます。

それからもう一つは、この海外経済援助がほかの国の圧力によるものでなく、わが国の独自の創意によって、自発的な決意によってその援助がなされるものでなければならぬと思つてございます。これにつきましても多少の疑念がございまして、これにつきまして多少の疑念がございまして、まず経済企画庁長官にお伺いしたいと思つてございます。

○宮澤國務大臣 御指摘のように、わが国は憲法によりまして戦争を再度起こさないということを世界に宣明しておるわけであります。と同時に、このことは、いわゆる第三次大戦のような紛争が起ることも、わが国としてはもとより犠牲を払つてでもそれをとめなければならぬ立場であるというふうな考えのところであります。現在、いわゆる南北問題——先進国と発展途上国との格差が相当大きいということ、とすれば世界紛争の原因になりやうございまして、したがって、平和憲法を持つわが国としては、特にそれらの格差解消のため、決して国力が豊かではございませぬけれども、自分の力の許す限りで援助をしていくということは、平和憲法の理念を現実化するための一つの政策である、かように考えております。もちろん、このような援助は他国から強制されるべきものではございませぬし、先進国の間ではいろいろなルール、あるいはとくとしてコンソーシアムというふうなこともございまして、なるべく共同の立場で相手の利益になるようなことをやろうということとは常に心がけておるわけでございます。

なお、それが援助をいたします国、援助をする側にどういふ影響があるかということを考えますと、世界にこれだけまだ発展途上国があるということは、世界経済がなお成長し得るということの意味しておるものと考えますので、もとより援助は人道的な立場でありましても、その結果として、将来また援助を与える国自身、わが国の場合でありますとわが国でありましても、裨益する結果になるであらうということも同時に申せると思つてございます。

○橋口委員 外務省の立場から政務次官にひとつ……

○蔵内政府委員 外務省の立場から、海外援助に對します見解をごく概略にまとめまして申し上げてみたいと思つております。

現在やはり世界の最大の問題として考えるならば、一つは核の問題であり、一つは南北問題であらうかと思つております。

この南北問題は、もう御承知のとおり開発途上国といういわゆる後進国は、人口が先進国に比べて増加率が非常に激しい、それに反比例いたしまして経済基盤が非常に脆弱である。そういうところに、国家として非常に不安定であり、またその民族としても非常に不満がうきをする。そういうものに特定のイデオロギーであるとか、また武力というふうなものが入り込んでまいりますと、世界の平和に對して非常に重大なる脅威を招来することはもう御承知のとおりでございます。したがって、国際的な安定、平和という観点からも南北問題はどうしてもゆるがせにできない問題で、海外援助はどうしてもゆるがせにできない問題でございまして、

しかしながら、何といひましても、経済援助は国力との見合いということでございまして、したがって、わが国の国力との見合いにおきまして、可能な限りこれを果たしてまいりますことは、特にアジアの地域、アジアからアフリカにかけての地域にかけましては、その地域の先進国としてのわが国の立場からは絶対欠くことのできなない政策であらうと外務省としても考えておる次第でございまして、

○橋口委員 この海外経済協力法は昭和三十六年に制定されたわけでございまして、今回特に改正をしなければならぬ点、これにつきましては昨年のインドネシア援助の問題でいろいろ問題があつたようでございまして、この改正のきっかけ、その動機というのについて簡単に御説明いただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 発展途上国の中には相当民生が不安定である国がございまして、それらは、一つには消費物資がきわめて欠乏しておる、その結果インフレーションが起つておるというような状況の国がございまして、したがって、それらの国に對しては、当面の援助は商品を与えることが先方としては非常に望ましい。しばしばそういうことを求めてまいります。そして、先ほど申し上げましたコンソーシアムで他国と一緒に援助する場合が多いわけでございまして、その場合、わが国の援助条件というものが、国内の事情もありまして、ほかの国に比べてかなり辛い、きついわけでございまして、しかし、コンソーシアムで一緒に仕事をいたしますためには、それをもつと緩和しなければ、わが国だけで別の条件を出すことができない場合が多々ございまして、それから、DACなどでも、この点はわが国の条件が辛いということがしばしば問題になっております。

両方のことをあわせて申し上げますと、商品援助をする必要がある、しかもそれをかなりゆるい条件でしてやらなければならぬ、こういう問題が具体的にぼつぼつ起つてきておるわけであります。昨年インドネシアとの関係でそういう問題が起りました。しかしながら、現在の法制では、協力基金では商品援助を与えることができないことになっておりますし、輸銀では援助条件が非常にきつというところになっておりますので、この際、その点を主眼にいたしまして法律の改正をお願いいたします。昨年はやや処置に窮しまして、一般会計からある程度のグラントをした。これはやや法令が許しませんでしたために考えつきました方法でございまして、何もそうせず

とも、むしろ法令を改廃すればそういうことが自然な形でなされる、こう考えたわけでございます。

○橋口委員 わが国の海外経済協力力は、六五年に四億八千五百万ドル、六六年に五億三千八百万ドル、そして六七年に六億六千万ドル、こうなっておりますが、六八年、今年度の総額は幾らと予定されておりますか。これは調整局長にひとつお聞きします。

○赤澤政府委員 まだDAC等に資料を提出する前でございますので、六七年の数字もそれ自体確定をいたしておりませんが、大まかに申し上げますと、全体でもって約六億六千万ドル程度ということに相なっております。六八年度につきましては、まだこれからの問題でございます。民間ベースの援助もあるわけでございますので、その辺、まだ幾らかという見込みは立っております。

○橋口委員 その経済協力のうちで、今回のインドネシア向けの商品援助は幾らと定まっておりますか。

○宮澤國務大臣 この点は先般来インドネシア及び関係国と協議をいたしておりますのでございまして、けれども、最終決定に至っておりません。と申ししますのは、一つには、国会で法令の改正をお許しただけなさいといたしますと、ゆるい条件で商品援助を送ることができないのが現状でございますので、国会の御決定を待つて私どもとしてはできれば最終的な交渉に入りたい、こう考えておるわけでございます。

○橋口委員 新聞の報するところによれば、六千万ドルと一億予定されておるようでございしますが、それをさらに上回ることもあり得るわけでございますか。

○宮澤國務大臣 私ども海外経済協力基金の予算要求をいたしましたときの積算の根拠としては、一億インドネシアを六千万ドル分と考えて積算をいたしました。しかし、これはこれからの交渉事でございまして、国際交渉を考えますと、ただ

いま恐縮なことでありましても、わが国の立場を悪くするようなことは差し控えていただきた、こう考えております。しかしながら、同時に六千万ドルというのは積算の基礎になった数字でございますので、交渉にあたっては、相手方のあることでございまして、多少の弾力性は持っているけれども、こう思っております。

○橋口委員 今年度のインドネシアに対する援助額は総額三億二千五百万ドルというふうに発表されておるようでございしますが、そのうちアメリカは幾らぐらゐ出す予定でございましょうか。ジョンソン大統領が二月八日の下院に出した海外援助特別教書によりまして、日本もそれと同額ぐらゐを出すとある、こういうことを言明しておるようでございしますが、アメリカ側の数字をお聞きしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 これは過般もロッテルダムで議論があつたようでございしますので、もし詳しいこととお入り用でございしたら外務省からお聞き取りいただきたいと思ひますが、三億二千五百万ドルという数字は、一応従来伝えられておりながらなお確定したものではありません。雰囲気でございます。これはAIDがありましか、内容はかなり複雑でございますから、全体の数字としては確定してないのが現状であると思ひます。

なお、アメリカは一億六千万ドルまでをコミットをいたしました、そうしてあとはコンソーシアムの他国が協力するならばアメリカもなおそれ以上の協力をする用意がある、こういう立場のようになり承知しております。

○橋口委員 この援助は昨年十一月、アムステルダムで開かれたインドネシア債権国会議で大体の数字がきめられて、その後、ことしの四月でございまして、そのときのロッテルダムでございまして、そのときのロッテルダムの会議で大体数字が内定をしたわけではないのでござい

○宮澤國務大臣 インドネシアにはIMF当局が

経済再建のためにいろいろ加勢をしておるわけでございます。そういう人たちの考えた数字は三億二千五百万ドルというのには確かにあつたようでございます。昨年そういうことがコンソーシアムの会議のときにアムステルダムで話題になった。その話題になり方でございますが、どうも今回のロッテルダムの会議の結果を聞いておりますと、必ずしもそれは各国が合意したという数字ではない、わが国も合意はしていない、そういう数字が一応みんなの間で議論になったということらしゅうございします。それは一つは、わが国のように最終的な態度を確定できない国がおりますために、結局総体の数字は各国に割り振らなければなりません。その割り振りができないということも関係しておるように思ひます。

○橋口委員 今回のインドネシアの援助は、全部商品援助でございまして、それとも開発援助も含まれるのでございしますか。

○宮澤國務大臣 それは先方の希望にもよることであると思ひますが、多くの部分が商品援助であることはほとんど間違いないと思ひます。なお、先方がプロジェクトを希望しておる点もございします、また、場合によりまして食糧を一部援助するということも必要になるかと思つております。

○橋口委員 そういたしますと、商品援助あるいはプロジェクト援助をこれからするわけでございしますが、従来このインドネシアの援助には非常に問題があつて、すでに衆参両院でもその点を指摘しておるようでございします。そこで問題は、インドネシアの政治経済の事情が、はたしてそういうような援助をするにふさわしいものであるかどうか、それによって経済効果が期待できるかどうかというところが一番大きな問題になると思つてございします。

その点で、インドネシアの政経の事情につきましては、もうすでに御承知と思ひますけれども、九・三〇事件以後二年半の混乱が続いている。これは一般的な批判を申し上げるわけでございます

が、そういう批判にひとつお答えいただきたいと思ひます。そういう混乱が続き、また新政権がつかれてから一年たつて、それでもまだ新体制の名に値するようないし、国家予算は三分の一を西側の援助に大体仰いでいるような状況である。そしてまた、物価上昇率は最近やや低下してあるようでございしますけれども、昨年の暮れからことしの初めにかけてルピア貨の自由相場がかなり下落している、そして昨年は輸出が目標に達しないで生産も横ばいである、そういうような状態が非常に悪条件がわが国では伝えられました。それが一般の批判の的となつておるようでございしますが、その間の政治経済の事情について、ひとつ十分納得のいく御説明を承りたいと思ひます。

○蔵内政府委員 御指摘のとおり、一九六五年の九月三十日にいわゆるクーデターが発生いたしました、これが六カ月間の空白期間をもちまして、一九六六年の三月からいわゆるスハルト政権というものが次第に定着をしたという状態でございます。以後約二年を経過しておりますが、その間種々の困難を克服してございまして、必ずしも平坦な路線ではないことは御指摘のとおりでございます。それから友好国の援助等が漸次効果を發揮いたしまして、いまお話しのような漸次安定の方向に向かつておることだけは事実でございます。

その一つの例を申し上げますと、たとえば物価上昇率は八倍ほどになっておりましたものが、現在では大体二・数倍というところに安定をしております。国際収支も、ことしに入りまして、わずかにございしますが黒字に転換した、こういう実績にございします。だからといって手放しで安心をするわけにはまいりません。安心をするわけにはまいりませんが、漸次安定化の方向に行きつつある。また、インドネシアの国内の政治情勢を見ましても、いま直ちにスハルト政権にかわるべき政権、スハルトにかわるべき人が発見できない

現状にございまして、スハルト政権のもとで当分の間はインドネシアも努力を続けていかなければならぬ状態にあるかと判断をいたしております。

○橋口委員 この間の政治、経済の実情につきましては、ことしの四月二十二日から二十四日に開かれたインドネシアの債権国会議において、詳細にインドネシアの政治、経済の実情を分析するといふようなことが伝えられておりますけれども、その結果はおわかりでございませうか。

○蔵内政府委員 お答えを申し上げます。インドネシアの経済情勢について IMF の評価でございしますが、IMF よりも、IMF 代表の評価では、一般的に昨年度から改善をされてきたといふことが第一点でございませう。

ただ、第二点としましては、昨年末から本年にかけては外国からの援助の一つの端境期に遭遇いたしましたために、それと昨年の夏から秋にかけて非常に不景気がございまして、そういうことのために、これは橋口委員御承知のとおり、昨年の秋に、十一月でございまして、緊急援助一千万ドルをやらざるを得ないという情勢に立ち至ったわけでございませう。こういう不景気な状態があった、そういうことで、鎮静しかかっておりまして、物価もまた一時若干の高騰を見た、こういうような情勢がございませう。こういうものはございませう、大体いま申しましたとおり、大勢としては IMF などでも安定化の方向に向かつておるといふ判断をしておるようでございませう。

○橋口委員 次に、今回のインドネシアの経済援助でございませうが、それについては再検討したかどうかという批判が十分にわかれておるようでございませう。

その論点は、もう御承知と思いますが、過去の援助効果に対する反省が欠けておる、そして将来に向けては長期的な展望と計画性に欠けている、またインドネシア側、あるいは特にアメリカ側の強い要請のもとにそれをしいられておる、こういうような批判がございませう。また、この協定の決

定にあたっては、正式なルートを通じないで私的な交渉が裏側で行なわれたとか、いろいろなことがかわされておるようでございませうが、

（委員長退席、嶋田委員長代理着席）
こういうような疑惑が漂っているのは非常に遺憾であると思ひます。そういう意味において、ひとつこの疑惑を一掃する意味で、政府側の説明を求めたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 過去においてインドネシアに与えました援助が非常に有効に使われたかどうか、また、その間に好ましくないできごとがあったかどうかといふことにつきましては、確かに、かなりの問題があるのではないかとおぼろげに考えております。ただ、そのうちの部分が先方の責めに帰すべきものであり、どの部分が先方の責めに属するかといふことについては必ずしも明確でございませう。かりにまた、ある程度明確であるといいたしまして、先方の政権についてあまり批判的なことを申すべきではなからう、こう考えております。ともかく問題がやはりあったといふことは、これは顧みて反省をしなければならぬことだと思ひておるやうです。

そこで今回は、インドネシア側の体制がそういう援助を有効に活用でき、また好ましくないできごとが起こらないように、体制が立て直ったかどうかといふことにつきましては、先ほど外務政務次官からお話がございました。

いずれにいたしましても、いわば先進国でないで援助が入り用だといふことではございませう。わが国のような非常なきびしいものさして全部をはかるというところは、あるいは確であるかもしれませんが、一応、外務政務次官の言われますように、政権も安定化の徴があり、また経済再建のために五カ年計画の骨子についてはすでに、何といふ名前が存じませんが、議会のようなどころである程度合意ができておるといふらしゅうございませう。ことに今度の場合には IMF 当局が相当真剣に経済再建を援助しておるといふことでもございませうので、十分戒心をいたしますならば、わが

国に関する限り、過去のようなやや好ましくない風説が立つといふようなことを防げるのではないであらうか、またインドネシア側もそうであつてくれることを期待をいたすわけでございませう。

○橋口委員 それではお伺いいたしますが、インドネシアにはすでに一九五七年以来ことしで十一年目でございますが、賠償がずっと行なわれておる。そのほかに贈与あるいは円借款、長期信用供与あるいは技術協力等、ばく大な援助がなされておるわけではございませうが、それについて目に見える経済効果があったかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。これについては少しもプラスになつていないという批判がございまして、極端に言えば、これは国会で使われたことばでございませうが、どこに金を捨てるようなものであつたといふやうな、そういう批判があらつたようでございませうが、この点についての経済効果をお伺いしたいと思ひます。

○蔵内政府委員 インドネシアに対します経済援助は相当長期間にわたつて行なわれてきたことは御指摘のとおりでございまして、まあスカルノ政権時代、すなわち一九六五年の九月までの分は、非常に政局の不安定、国内情勢の不安定等のために、二問題にならうかと思ふやうなものもございませう。これらの点については、もちろん十分私どもも反省をいたしております。ただ、政権がスハルトに移りましてから安定いたしました分については十分民生上の効果をあげつつある。それが先ほど申しましたやうな、ごく顕著なものと語弊があるかもしれませんが、漸次効果をあらわしつつある、そういう状態ではございませう。

○橋口委員 そういう経済効果をねらつて援助を続けるのであれば、明年からインドネシアの経済開発五カ年計画が始まるようでございませうが、それにマッチしたわが国の経済援助計画というのができておるやうな感じがいたします。

○宮澤国務大臣 実は、その五カ年計画が基本的にあちらの議会でございませうか合意ができたというだけで、まだ具体化したしておりませう。ただ、方向といたしましては、この商品援助といふやうなものは、本来与えるほうも受けるほうもそういういつまでもやっていくべきものではなくて、やはりプロジェクトに移行していくのが本来であらうと思ひますので、おそらくはこの五カ年計画はやはりプロジェクトが中心になるであらう、そういったすれば、わが国はその線に沿ひましてプロジェクトの応援をしていきたい、こう考えております。

○橋口委員 そうしますと、今回のこの商品援助でございませうが、貸し付け条件、すなわち金利あるいは償還期限といふのはどういふふうにお考えになつておるやうな感じがいたします。

○宮澤国務大臣 この点はコンソーシアムの総額がきまり、また各国の分担がきまりまうときに決定をいたすことになると思ひますが、わが国の場合、経済協力基金で考えられます一番いい条件と申しますと、やはり三〇程度で二十年程度ということになるかと思ひます。

○橋口委員 今回のインドネシア援助によつて向こうに輸入された物資はどういふふうな処理されて、そして、その資金はどういふふうに使われることになるか、いわばボーナスエクスポートと申しますか、その制度はどういふふうな両国間で協定ができておるか、その間の事情についてお伺いしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 せんだつてインドネシアの大統領以下、関係閣僚が見えられたときに、私の聞きましてところでは、輸入権を政府が売るわけではございませう。そして、その売り上げ代金を財源にして財政をやつていくといふことではございませう。想像いたしますのに、わが国の見返り資金のかつてやりましたああいふ方法にかなり似たものであらうと思ふのでございませう。そこで、私その節、老婆心ながら申しましたことは、売り上げ代金をきちんと区分をして、それを有効に使つてもらうことがわが国の経験から見ても非常に必要だと思ふ、その他二、三点のことを申しましたが、大体そういうふうなやうでございませう。

す。

○橋口委員 この資金は、去年は一般会計に繰り入れられたそうでございますが、ことしも同様でございますか。それとも経済開発その他に使われるのでございますか。

○宮澤國務大臣 その際聞きましたことは、今年からは別途区分をして、これを開発の財源にする、こういうことを申しております。

○橋口委員 インドネシア経済でこれから一番生きてくるといふのは、さしあたっては商品援助でございましょうが、一番本格的な問題はやはり開発援助だろうと思ひます。その中でも最も力を入れなくてはならないのは後進国の農業開発ではなからうかと思ひます。

その意味で、これは外務省の経済協力局長にお聞きしたいと思ひますが、いわゆる三Kダムといわれる東ジャワのカランカテス・ダム、それからカリコント・ダム及び南カリマンタンのリアムカナン・ダムが計画どおり完成をして、洪水調節あるいは発電あるいはかんがい等に十分役立てる、それが一番効果的ではないかと思ひます。ところが、そういうような農業開発用の建設というのは現在どういふふうに進んでおりますか。

○上田(常)政府委員 お答え申し上げます。

〔鴨田委員長代理退席、委員長着席〕

いま先生のおっしゃいました三つのダム、三Kダムでございますが、この三Kダムは遺憾ながらまだ完成してないのでございますけれども、この三Kダムをなるべく早く完成したいということ、これはもうインドネシア側からも随時言っておりますし、また、私もいたしまして、いま先生がおっしゃいましたように、今後のインドネシアの経済再建を考えると、やはり最も優先的に資金をここに充当しなければいかぬものだと思っております。したがって、まだ実は本年度の援助の総額その他がきまつておらないものでございますから、この問題についても早く話を進めたいと双方で思っているのでございますけれども、まだその点は決定してはおりませんが、援助の話

が決定次第、これはインドネシア側も日本側も双方ともブライオリティを置いてまづ先にこれを完成したいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 これに関連いたしまして、経済開発の重点の問題でございますが、基金が設立されてから、発展途上国に対する援助資金の実績は、対象事業別に比率はどういふふうになっておりますか。公共事業、工業、あるいは農林水産業と……。

○赤澤政府委員 お答えいたします。本年三月末までの実績で申しますと、業種別の投融資の実績でございますが、マイニングの鉱業関係が十五件、金額にいたしまして五十七億六千四百万円でございます。それからインダストリーの工業、これが二百九十九億円、公共事業関係が三百九十二億円、農林水産が約四十億円でございまして、一番大きな比率を占めておりますのは公共事業、いわゆるインフラストラクチャーの関係でございます。

○橋口委員 いまの数字によりますと、公共事業、工業、あるいは農林水産というものが非常に多くて、わが国にとって一番大事な鉱物あるいは農林水産に対する比率が非常に低いと思ひます。それをこれから転換して、ほんとうにインドネシアの経済開発、あるいはその他後進国の経済開発を進めることが大事だと思ひます。でございますが、その重点の置き方について今後方針を修正なさるお考えはございませんか。

○宮澤國務大臣 私が聞いておりますその五カ年計画の方向というのは、やはり御指摘のように農業というものに主力を置いて、そうしてあとはいわゆるインフラストラクチャーでございますか、交通、通信、港湾等に手をつけていきたい、こういうことのようにございます。農業から経済再建を築き上げるという手法は、やはりこれが一番じみちな方法であると思ひますので、そういうふうな先方が決定すると思ひますれば、そういうふうなすべきことであつて、わが国としても、それに沿つていつてやりたいと思つております。

○橋口委員 この海外経済援助は、わが国のように国際収支もあまりよくないし、財政も硬直化しているその中から国民の血税を払つて援助するわけでございますから、ひとつ日本経済に十分プラスになるような、そういうやり方をこれから御検討いただきたいと思います。

まだいろいろ質問したい点もございしますが、時間もございませんで、本日はこれで終わります。

○小峯委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十七分散会

商工委員会議録第十一号中正誤

ハシ 段行 誤

一 二三 小沢佐重喜君

正 大平正芳君外一名

昭和四十三年五月二十九日印刷

昭和四十三年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局